

第九十一回国会
衆議院
内閣委員会
議録
第五号

昭和五十五年三月二十五日(火曜日)

午前十時三十七分開議

出席委員

委員長 木野 晴夫君

理事 逢沢 英雄君 理事 有馬 元治君

理事 唐沢俊二郎君 理事 塚原 俊平君

理事 岩垂壽喜男君 理事 上原 康助君

理事 新井 彬之君 理事 中路 雅弘君

理事 吉田 之久君 理事 上草 義輝君

麻生 太郎君 三枝 三郎君

大城 眞順君 森 美秀君

田名部匡省君 石橋 政嗣君

伊賀 定盛君 市川 雄一君

木原 実君 山田 英介君

鈴木 康雄君 辻 第一君

出席國務大臣

外務大臣 大來佐武郎君

農林水産大臣 武藤 嘉文君

國務大臣 小淵 恵三君

(總理府總務長官)

出席政府委員

總理府恩給局長 小淵 鐵雄君

防衛庁參事官 多田 欣二君

防衛施設庁長官 玉木 清司君

防衛施設庁施設部長 森山 武君

防衛施設庁勞務部長 伊藤 参午君

外務政務次官 松本 十郎君

外務大臣官房長 柳谷 謙介君

外務大臣官房領事移住部長 塚本 政雄君

外務省アジア局長 木内 昭胤君

外務省アジア局外務參事官 三宅 和助君

外務省北米局長 淺尾新一郎君

外務省歐亞局長 武藤 利昭君

外務省中近東アフリカ局長 千葉 一夫君

外務省經濟局次長 羽澄 光彦君

外務省經濟協力局長 梁井 新一君

外務省條約局長 伊達 宗起君

外務省條約局外務參事官 山田 中正君

外務省國際連合局長 賀陽 治憲君

農林水産大臣官房長 渡邊 五郎君

外務省北米局外務參事官 栗山 尚一君

大藏省主計局主計官 畠山 善君

通商産業省生活産業局文化用品課長 水野 哲君

內閣委員會調查室長 山口 一君

委員外の出席者

議員 新井 彬之君

外務省北米局外務參事官 栗山 尚一君

大藏省主計局主計官 畠山 善君

通商産業省生活産業局文化用品課長 水野 哲君

內閣委員會調查室長 山口 一君

委員の異動

三月五日

辭任

三枝 三郎君

住 榮作君

田名部匡省君

森 美秀君

上田 卓三君

山田 英介君

辻 第一君

同日

補欠選任

奥野 誠亮君

根本龍太郎君

福家 俊一君

松澤 雄藏君

八木 昇君

岡本 富夫君

安藤 巖君

辭任

奥野 誠亮君

根本龍太郎君

福家 俊一君

松澤 雄藏君

八木 昇君

岡本 富夫君

安藤 巖君

同日

補欠選任

三枝 三郎君

住 榮作君

田名部匡省君

森 美秀君

上田 卓三君

山田 英介君

辻 第一君

同日

補欠選任

大原 亨君

坂井 弘一君

安藤 巖君

同日

補欠選任

上田 卓三君

山田 英介君

辻 第一君

同日

補欠選任

荒松清十郎君

江崎 眞澄君

伊賀 定盛君

上田 卓三君

辻 第一君

同日

補欠選任

麻生 太郎君

上草 義輝君

辭任

江崎 眞澄君

小山 長規君

上草 義輝君

同日

補欠選任

中川 一郎君

同日

補欠選任

上草 義輝君

同日

補欠選任

中川 一郎君

同日

補欠選任

上草 義輝君

同日

補欠選任

上草 義輝君

同日

補欠選任

上草 義輝君

同日

補欠選任

上草 義輝君

同日

補欠選任

上草 義輝君

同日

補欠選任

上草 義輝君

同日

補欠選任

上草 義輝君

同日

補欠選任

上草 義輝君

同日

補欠選任

上草 義輝君

同日

補欠選任

上草 義輝君

同日

補欠選任

上草 義輝君

同日

補欠選任

上草 義輝君

同日

補欠選任

上草 義輝君

同日

補欠選任

上草 義輝君

同日

補欠選任

上草 義輝君

同日

補欠選任

上草 義輝君

同日

補欠選任

上草 義輝君

同日

補欠選任

上草 義輝君

同日

補欠選任

上草 義輝君

同日

補欠選任

上草 義輝君

同日

補欠選任

上草 義輝君

補欠選任

上草 義輝君

同日

補欠選任

上草 義輝君

同日

補欠選任

上草 義輝君

同日

補欠選任

上草 義輝君

同日

補欠選任

上草 義輝君

同日

補欠選任

上草 義輝君

同日

補欠選任

上草 義輝君

同日

補欠選任

上草 義輝君

同日

補欠選任

上草 義輝君

同日

補欠選任

上草 義輝君

同日

補欠選任

上草 義輝君

同日

補欠選任

上草 義輝君

同日

補欠選任

上草 義輝君

増額であります。

これは、昭和五十四年度における公務員給与の改善を基礎として、昭和五十五年四月から、恩給年額を増額しようとするものであります。また、公務関係扶助料の最低保障額、傷病恩給の基本年額等については、同年六月からさらに特別の増額を行い、公務扶助料については遺族加算を含み年額百十三万四千円を保障することとしたしております。

その第二点は、普通恩給等の最低保障額の改善であります。

これは、長期にわたる老齢者の普通恩給の最低保障額を昭和五十五年四月から六十七万六千六百円に、さらに同年六月から七十万円に引き上げ、その他の普通恩給及び普通扶助料の最低保障額についてもこれに準じて引き上げるほか、同年十二月からは普通恩給等の最低保障額に係る実在職年の区分について、新たに六年以上九年未満の区分を設けることとするものであります。

その第三点は、寡婦加算の増額であります。

これは、普通扶助料を受ける妻に係る寡婦加算の額を大幅に引き上げ、普通扶助料の給付水準の改善を図ろうとするものであります。

その第四点は、旧軍人等の加算恩給の減算制の緩和であります。

これは、五十五歳以上六十歳未満の者に支給する加算恩給について、加算年に係る減算を行わないうこととするものであります。

以上のほか、扶養加給の増額、旧国際電気通信株式会社等の社員期間の通算条件の緩和等所要の改善を行うこととしております。

なお、以上の措置については、公務員給与の改善に伴う恩給年額及び扶養加給の増額等は昭和五十五年四月から、その他の改善措置は同年六月から、ただし、普通扶助料を受ける妻に係る寡婦加算の増額は同年八月から、旧国際電気通信株式会社等の社員期間の通算条件の緩和は同年十月から、旧軍人等の加算恩給の減算制の緩和及び最低保障の六年区分の新設は同年十二月から、それぞれ

実施することといたしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○木野委員長 次に、武蔵農林水産大臣。

農林水産省設置法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○武蔵農務大臣 ただいま議題となりました農林水産省設置法の一部を改正する法律案の提案の理由と改正の内容を御説明申し上げます。

第一は、生糸検査所を整理し、その業務を農林規格検査所に吸収することであり、

生糸検査所は、明治二十九年に設立され、以来、生糸検査を行う中核的な機関として、戦前におきましてはわが国の経済発展の礎となつた生糸輸出の円滑化に寄与するとともに、戦後におきましては輸出のみならず国内流通の面でも生糸の公正な取引の確保及び品質の向上に大きな役割を果たし、わが国蚕糸絹業の健全な発展に多大の貢献をしてきたところであります。

しかしながら、近年、生糸の需給構造は大きく変化し、生糸の輸出が昭和四十九年を境になくなる一方、国内の生糸需要も伸び悩み、また、国産の繭及び生糸の生産も減少傾向にあるため、生糸検査所の業務量は減少してきているのが実情であります。

農林水産省におきましては、これまで定員の縮減等その合理化に努めてきたところであります。が、現下の重要課題である行政改革の一環として、生糸検査所を整理し、その業務を農林規格検査所に吸収することとしたものであります。

第二は、農林規格検査所の所掌事務を整備することであり、

農林規格検査所は、日本農林規格による格づけの表示を付された農林物資の検査を行うこと等を

通じ、農林物資に関する消費者保護対策等の実施に大きな役割を果たしておりますが、その所掌事務について、生糸検査関係業務を加えることと

に、近年における消費者、食品企業等からの要望を踏まえ、飲食料品等に関する信頼検査の対象を輸入されたものに限定しないこととしたものであります。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○木野委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。各案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

○木野委員長 次に、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。麻生太郎君。

○麻生委員 大臣の時間がきわめて限られておりますので、御出席の間に一点だけにしほつて質問をさせていただきます。

まず、今回、きわめて短期間とはいへ、アメリカとの間に往復をされ、きわめて限られた時間とはいへ、アメリカとのいろいろな問題について交渉をされたという御努力、御苦労に対して、まず敬意と感謝を申し上げるわけであります。今回、訪米の目的というのは、御出発前の記者会見等で、日米の間断なき対話と大平総理大臣の訪米への地ならしということがその主な目的で、交渉でも問題解決のための訪米でもない、意見の交換を通じて双方の意見の違いを理解し合うのが目的ということが述べられておりますけれども、今回訪米においてどのような相違点があったのか、

まずその点を伺いたいと思います。

○大来国務大臣 ただいま御質問のような大体の考え方では意見交換を中心に行つてまいりました。短時間でございましたけれども、幸い多数の要路の人たちと会談する機会を得たわけでございますが、基本的には、日米の考え方に非常に大きな食い違いがあるとは感じなかったわけでございまして、アメリカ側も、日米関係が基本的に円満に推移しているということを評価するという発言がいろいろございました。

〔委員長退席、塚原委員長代理着席〕

大きな問題としては、経済問題では、特に日本の自動車、その急激なアメリカ市場への進出がございまして、それなども影響いたしました。今年ばかりではないか。一昨年は百十六億ドルの日本の対米輸出超過、昨年は八十四億ドルくらいに縮まったわけでございますが、アスキー通商代表の発言の中で、アメリカの議会の貿易小委員会の調査では、今年は場合によると百六十億ドルくらいの対日輸入超過というふうになるかもしれない。こういうことと関連して、一方大統領の方針としても日本の自動車の輸入制限は行わない方針であるので、一層日本の市場開放、もっとアメリカの製品を買ってもらいたい、それからいろいろな意味での通商の障害になるようなことを少なくしてほしいというふうな要望がございました。さらにできれば、これは企業が決めることでございまして、日本、日本の自動車工業が対米進出、資本投資をしてもらいたいというふうな話のことがございました。

それから安全保障問題につきましては、ブラウソ国防長官から最近の極東の情勢、中東の情勢等を踏まえて、日本側のより一層の協力を得たい、できれば日本の防衛努力についてステディー・アンド・シグニフィカント、着実かつ顕著な強化が図られることが望ましいと思つて、いろいろな発言がございました。私の方からは、国会の審議模様等いろいろ伝えまして、それから従来から日本の

選んでおりますコースといいますが、平和憲法、専守防衛あるいは非核原則というようなもの、この大きな枠組みを崩すことは日本としてはできない、その枠内で着実な努力は日本政府もいたすつもりでございますという話を聞いてまいりましたわけでございます。

そのほか、国際情勢一般については双方の情勢認識について意見交換をいたしました。これについてはそれほど大きな違いはないと感じたわけでございます。

○麻生委員 いま外務大臣から、違いのある点の中で、基本的には大きな違いはないけれども、幾つかの点で違いがある点を二点出されておりました。一つが自動車の資本投資の問題と、もう一点が防衛問題でありますけれども、この防衛問題と自動車問題について、関連がありますのでちょっと伺っておきたいと思っております。

自動車の特にトヨタ、日産に対しての工場進出という問題が出ておりますが、いま聞いている話では、両社ともに進出の意欲はなしと聞いております。それを、目下外務省と通産省とでトヨタ、日産に対しての工場進出をするように説得中と伺っておりますけれども、仮にこの会社が現地生産を開始したときに、三年後状況が変わって、工場進出の結果もし両社が赤字になった場合、その赤字の補償を政府がなさるおつもりですか。

○浅尾(新)政府委員 先ほど大臣からも御答弁ございましたように、アメリカ側から日本の自動車企業のアメリカ進出について強い要請がございましたけれども、日本側としては、企業が進出するかどうかというのは企業自体の問題である、ただし必要に応じてアメリカ側の意向は日本の企業に伝えるということでございます。外務省が現在しているという状況ではございません。

○麻生委員 ありがとうございます。これは外務省に直接関係ないのかもしれませんが、これは外務省に直接関係ないのかもしれませんが、一企業

業の自主性が全然尊重されずに一方的に話が進められるというのは、これは結果的には民間企業に対する介入とも言えますし、また妙な形で赤字の補てんなんというのにも全くおかしい話になりますので、この点が混同されないようにぜひ希望いたします。

もう一点伺います。防衛費の負担の問題について外務大臣からのお話がありまして、いまステディー・アンド・シグニフィカントという言葉が使われておりましたけれども、防衛の質的な改善と着実な努力を米国の間に一応努力をするという形で表現されておられるということになります。

私はぜひ伺いたいと思うのですが、防衛をする目的は何かといえ、これは日本の国を防衛するのが目的なのでありまして、日本が外国からの侵略とかそういうものに對抗するために防衛をする。にもかかわらず昨今のお話というのは、どうもそれが違っておるような感じが受け取られます。なぜなら、アメリカが言ってくるからとか、だから一%にしなくちゃいけないとか、いかにも防衛目的がアメリカのために防衛をやっておるような感じがするのであって、これは本末転倒もはなはだしい。そういう意味では、この点ははっきりした見解、まあはっきりした見解というより正論というものの、外務省の方できちんとしていた方がいいと問題なのであって、この点についての北米局長としてのというより、これは外務省としての御見解をきちんとしておいていただきたいという点であります。この点について確認をお願い申し上げます。

○浅尾(新)政府委員 ただいまお尋ねの件について、アメリカ側も防衛力の増強、これは日本自体が決めることであるということとを言っております。大臣が今回訪米された際に先方に対する説明の中でも、自衛力の増強については日本は日本自体で決める問題であって、それには制約がある、憲法の問題、非核三原則あるいは専守防衛です。ですから、この点についてはアメリカ側にはつき

り言っておりますし、私たちとしても、自衛力の増強については日本側が自主的に決めるという立場を先方にも伝え、この点については先方も十分理解しております。

○麻生委員 なぜいまそのようなことを申し上げたかといいますが、これは大臣がおられませんが、後でぜひ北米局長でもどなたでも結構ですから伝えておいていただきたいと思うのは、皮肉を言うようですけれども、長い間一つの職業におりますと、その習慣がつくのであります。外務省に長くいれば外務省のにおいがして、私どものように経営者を長くすれば経営者の感じが強くなってくる。

そういったようなことで、先ほどお話がひょっととありましたけれども、向こう側の質問に対して、アメリカ側の言い分に対して外務大臣のお答えというものは、国会内における討論のいきさつとかいうものを説明され、大体日本側の希望として、日本側の状態はこうだというように言われておられるようですけれども、過日、パンス國務長官の発言で、インセンティブという言葉が使われておる。これは多分日本語に訳すと無神経という言葉になるかと思っておりますけれども、これは言った方も言った方でありまして、しかし、記者会見でこのことを外務大臣は発表しておられるように伺っております。

このインセンティブという言葉は外国から一國に向かって言われるというよりは、これはほかと言われているのとはほぼ同義語であります。それを、外交の最高責任者をしておられる外務大臣が、安易に記者会見でこんなことを言われたんですとと言われるのは、評論家の方ならともかくも、一國の外交責任者としてははなはだ見識を問うような話を聞きますので、私はいま二点伺います。一、これはきちんとして日本側の説明、態度なりというものを表明していただくように、これは外務省の指導とか、言い方が極端かもしれないけれども、外務省の方々としてはきちんとしたお話なり何なりを上の方にしておいてい

ただかないと、今後とも何となく評論家的な話で終わってしまうのではなはだ心もとないということ、これは希望を申し上げておきます。

論点を移します。八〇年代から二十一世紀にかけてということ、いままでお話を伺っておいても、日本の外交というものがますます重要性を増してくるのであって、これは外務省におられる方、いよいよがんばっていただかなければいかぬことになりつつあるわけでありまして、日米関係だけに限定して見ても、総体的に力を失いつつあるということに關して焦りのあるアメリカと、おのれの勢力というが国力、また置かれてある立場に關する正しい認識が欠如をしておる感じのする日本との調整というものが大きな問題になると思うので、すけれども、政府は今後外交方面に力を入れていかざるを得ないということははっきりしておると思いたす。

伺いますけれども、それでは国家予算の中に占めておる外務省の予算というものは、戦前と比較いたしましてどのような比率になっておりますか、その点を伺いたいと思っております。

○柳谷政府委員 お答えいたします。これはなかなか計算のとおり方がむずかしいございまして、簡単な比較はあるいは無理かと思えます。たとえば、戦後になりますと経済協力費が外務省予算の相当部分を占める、戦前はそういうものはなかったということで、そういう意味で比較がどこまでできるかわかりませんけれども、一応さかのぼって計算したところによりますと、明治二十三年における外務省予算の国家予算に占める比率がちょうど一%、大正十年に一・六六%、昭和十二年に一・五四%というふうになっておるのに対して、戦後、外交再開の昭和二十七年は〇・四六%でございましたが、逐次若干の増加がございまして、昭和五十四年になりますと〇・六三%でございまして、ただし、先ほど申しました経済協力費がそのかなりの部分を占めますので、仮に経済協力費をその中から引きますと、五十四

年度については〇・二二％という数字になつております。

○麻生委員 それでは、同じような質問をさせていただきます。

この同じ期間でなくても結構ですが、戦前と戦後を比較して、日本として認めておる独立国の数、国連加盟国でも結構ですが、独立国の数を教えていただきたいと思ひます。明治二十三年までさかのぼらなくても結構です。

○柳谷政府委員 現在、自治領をどのぐらゐ数えるかというところは若干ありますけれども、大体百六十と考へておるわけです。戦前は御承知のように非常に少なかったわけで、正確な数をいまいちよくと持ち合わせませんけれども、独立国の数ということとりますと、アジア等はほとんど植民地でございましたから、ヨーロッパあるいは中南米ということとございますから相当少ないことは明らかでございます。

○麻生委員 その間における外務省の抱えておられる人員の数の増減について伺いたいと思ひます。

○柳谷政府委員 先ほどもちよつと独立国の数字を持ち合わせないと申し上げましたけれども、一九五一年の数字がございました。これはちょうど日本が独立を回復するころでございますが、そのときが八十八カ国、そして一九八〇年一月現在が百六十カ国と、大体倍でございます。

外務省の定員の数でございますけれども、昭和十五年の数字が残っておりますが、本省、在外を加へまして二千八百十二名でございます。それが昭和二十三年、このときは外交が全くなされていまして、このときは本省定員だけでございますが、千五百六十三人に減つておりました。その後、外交再開とともに在在外の要員が少ずつふえてまいりまして、昭和五十四年には三千四百人というところまで、本省、在外大体半々でございますけれども、伸びてきているという数字でございます。

○麻生委員 いま数字を伺つておつたのですけれども、国数の方は約倍、もつと前の方は当然少ないと思ひますけれども、国の数というものが昭和三十三年で多分七十七カ国と記憶していましたが、一九五一年で八十八カ国から一九八〇年で百六十カ国ということ、この面から見ても約倍ぐらゐになつております。

しかし、人間の方は倍どころか、戦前に比べて、もつと国数が少なかった時代に比べて、比率から言つたら三四対二八ということになるので、これは三〇％いかに少ないかしか伸びておらないというところにいまの数字からなるわけですが、外交に力をつけておるという数字を伺うと、全然ならぬのじゃないか。少なくとも人間に關しても予算に關してもほとんど減つておつて、いま何え大正十年では一・六六％あつたけれども、當時は経済協力関係の予算がなかつたので、それを差し引くといまは逆に〇・二二に減つておるといふことで、外務省としてはどうか政府として外交に關して大いに努力をしておるといふ証明にはならぬのではないかと思ふのですが、その点の御見解はいかがですか。

○柳谷政府委員 二点申し上げたいと思ひます。第一には、国家予算に對する比率はなかなか数字がとりにくいと申し上げましたけれども、外務省関係の予算と全予算との比率でございます。國家予算の中において社会福祉とかそういう種類の経費が非常にふくらんできたということがありまして、結局比率でとりますと外務省の方の予算のパーセントが低いという面もかなりあるかと思ひますので、この数字だけで外交面が輕視されたと思ふは必ずしもできないのではないかといい点が一つございます。

それから、外交体制の強化の必要性は、いまの御指摘もあるとおり、まことに、私も戦後外交を再開してから今日まで最大の関心事であり、努力を払つてきたところでございます。國家予算に對する非常な緊縮の姿勢とかあるいは定員抑制というふうな政府の方針もございましたので、外務省が毎年計画を立てて要求をしたものが、必ずし

も最終的な予算に完全には實現しないということ、繰返して申し上げますけれども、たとえば本年度、いま御審議願つておる五十五年などには、多くの省庁において實質減となつておるのに対して、外務省は實質増八十名ということが確保されたのも、それなりに政府全体としての努力の姿勢が反映しているものと思ひます。

しかしながら、より長期的に、かつ外交の重要性の拡大あるいは外交活動の種類の拡大ということと、私も日々仕事をしております立場から申しますと、現状は遺憾ながらやはりまだかなり不十分だといふことは痛感しているところでございまして、これは結局、質と量と両方の面から改善を図らなければならぬ問題でございます。

そのうちの量につきましては、かねて私も最低五千人の定員が欲しいといふ案を立てまして、これをできれば昭和六十一年の時点において實現したい、ということ、現在の三千四百名といふところから年間かなりの数の實質増を得なければ實現できないわけでございます。そうすることによって、せめて主要国の中の一、二の低いところの数までは達成したいというのが、一つの私どもの長期的な計画でございます。

それから、それに劣らず重要なのはやはり質の改善でございます。この点は及ばずながらいろいろな努力を近年続けておるつもりでございます。採用試験制度についてもいろいろな見直しを行ひまして、より優秀な人材がこぞつて試験を受けに來るといふことがまずその出発点であります。その後、研修制度をいろいろの面で、日本における研修、在外における研修あるいはある程度勤務を終つた後の中間における研修という制度の充実が一つでございます。

それから、最近私も非常に重要なこととして努力しておりますのは登用淘汰の制度でございます。すなわち、上級試験合格者ならざる者に対していろいろな形で登用を行ひ、若手については、登用抜きを行つた者については上級試験合格者に準じた身分上の扱いをして、将来上級試験

合格者と同じような活動をしてもらふ。それから、ある程度の年齢以上に達した者につきましては、新たに登用ということを行わないで、直ちに公館長、総領事さらには大使に抜てきしていくというところで、最近までに相当な数の公館長が上級試験合格者以外からも出ている。また、上級試験合格者についても、厳密な審査を行ひまして、いわゆるぬるま湯的な体質の除去には努力しているつもりでございます。

それらをあわせて、さらには各省庁からの優秀な出向者、現在三百名弱、在外公館に各省庁の職員がおりますが、そういう方等の知識経験を大いに生かしていただくか、あるいは中途において優秀な人を採用するといふようなこと、それらをあれこれ併用いたしまして、質の改善また省員の士氣の高揚ということにも努力する。私もとしては、質と量と両面にわたる努力をできるだけ行ひまして、われわれに与えられている責任の達成に努力しているというので實情でございます。

○麻生委員 努力をしておられるということなので、それはそれなりに結構だと思ひますが、戦前は先進工業國との外交といふものを非常に重視しておられましたし、ドイツ、イタリアなどの枢軸側とか、また対米、対英外交といふものに非常に主力を置かれておつたのはよくわかつております。しかし、昨今では、日本の經濟力の成長に伴つて、中近東とかアフリカとか東南アジアとか、戦前では低開發國と言われておつたところにその重心が移つてきて、資源外交上大変なことになつてきていると理解しております。

一つ伺いたいのは、私もシエラレオネという國に半年ぐらゐ住んでおつたことがありますが、ちよつと行くといふ電氣もないようなところに半年ばかり住んでおつたことがあるのですが、アメリカとか先進諸國ではない國に赴任した場合、これに對して、内地の言葉で言えば辺地手当みたいなもの、外務省というのはいかむずかしい言葉があつたと記憶しますけれども、そういう手当といふもののあれ

はどのようになっておりますか。

○柳谷政府委員 現在、在外公館のうちの三分の二近くが、程度の差こそあれ開発途上国あるいは瘴癘の地ということ、普通のローテーションになりまして、三回に一回はそのような地域に在勤することになるわけでございます。したがって、一般にこういう不健康地と申しますか、そういうところに在勤する者に対する措置は、やはり私どもの外交体制の整備の中の非常に重要な課題でございます。これらの者に対しては、在勤中、本人及び家族がそういう非常に困難な環境において十分活動できるようにさまざまな措置を講じなければならぬのは当然でございます。

二、三主なもの申し上げますと、第一点が大だい御指摘になりました点でございますが、在勤基本手当という在外において受け取る基本的な手当の中に、最高二五％の範囲内で不健康地に応じた加算を行っております。これは、主に不健康地におきましては、現地で物が得られないために外から物資を手に入れなければならない等々、あるいは健康上の理由で一時その地を離れる必要があるとか、通常の積算には出てこないようないろいろな経費がかかるという点に着目した加算でございます。

そのほかには子女教育手当の面におきましても、国によりまして、そういうところでは非常に教育費がかさむという事情がございますので、現在では子女教育手当一人一万八千円という制度でございますが、先般これにある程度改正を加えまして、さらに一万八千円を超えない範囲、つまり合計三万六千円の範囲内におきまして子女教育手当を加算して実情に合わせるという制度を、これは五十四年度から導入しております。

なお、そのほかには宿舎の問題がこの不健康地においては非常に大きな問題でございますので、館員宿舎の借り上げとか国有の館員宿舎の建設というふうなことで、館員が着いてから自分で家を探すことがなかなかむずかしい地域については着任早々住宅に入れるという制度をつくるか、ある

いは家具を新たにたかえまして現地で手に入らないようなところについては家具を貸与するという制度をつくりまうとか、それからこれは非常に喜ばれている制度でございますが、健康管理休暇制度というのをつくりまして、特にマリリアの薬を飲み続けまして肝臓に害があるような任地におきましては、一定期間後に、そのマリリアの薬を飲まないでいいような地域に家族ともども出かけるための休暇制度というものを採用する、まあ、あれやこれやをつくりまして、この不健康地在勤者のための措置を講じているところでございます。

○麻生委員 これからい言ったような手当てをなさっていく、またそれは十分なのかどうかというのはよくわかりませんが、こういってものをなされていなくて、刃地へ行った者は、おれは割り食った、ほかの者はあんないいところへ行っておれはこんなところに回されたというところは、結果的には労働意欲の減退につながって、外務省のいわゆる現地派遣の人としてやる気がなくなってしまうというの、大きな意味で損失にもなりますので、その点についてきちんとした配慮がなされないと、今後大きな意味でのマイナスになりますので、ぜひ御配慮をいただきたいと思っております。

もう一点、最後に人員の充実の点で伺います。たとえばタンザニアとかソマリア、ウガンダとかいういわゆるスワヒリ語の通じるようなところ、それからフィリピンならタガログとか、いわゆるフランス語とか英語とかそういうものとは別に、現地語が主に通用している地域というのはかなりあるわけですが、その地域において、外務省の役人ではないけれども現地に滞在してきわめて長いという人、その現地語に堪能になった方もかなりいらっしゃるはずであります。たとえば海外青年協力隊等で現地にかなり長くいるという人の方が、何年間かきわめて限られた年月その地に赴任してきた外務省の人たちより、その現地には間違いなく詳しい、そういう人々の方たちというものを外務省の本省で採用

なすって、それをその地、特定地域に赴任させる、先ほどいろいろな質的向上をされると言っておられましたけれども、そういうことは可能で

○柳谷政府委員 御指摘の点はまことにものごとでもございまして、現地の言葉、現地の事情に通じて、そういう人材を確保するということはまことに必要でございます。多くの場合、現地職員という形で、青年協力隊を終わった方とか、その他現地に長く大使館でしばらくその経験を生かして働きたいという方を、そういう形で働きに来ていただいている例は非常にございます。現地職員というものはもちろん現地人その他そういう外国人であるためであつてはありますけれども、種々の事情でそういう者が得られない場合に、日本人を現地職員として採用して活動願っている点はございまして。それらの者の中に時折勤務成績が優秀である、経験、能力が非常に豊富である、しかも今後とも外交の面でその国との関係において働きたいという方も出てくるわけでございまして、そういう者につきましましては、これは人事院との協議等の手続はございすけれども、一定の手続を経まして、これを外務省の本省の職員として採用することはわずかながらいたしております。五十一年度以降五十四年度までに十名の方を、サンパウロからザンビア、インドネシア、パナマ、ガボン等の地域において採用した例がございます。

ただ、この数が余り十分じゃないのじゃないかという感じは確かにあるのでございますけれども、そういう方の中には、やはりいつまでも現地に不定期の期間とどまることは必ずしも希望されないとか、ほかへ行きたいとかいう方も出てまいりますので、そういう場合はむしろ現地職員として限られた期間働いていただくという方が実情に適することもありますので、その辺は併用してやるべきじゃないかというふうに思っております。

○麻生委員 現地採用の職員と本省採用では、与えられている権限の範囲が限定というのかかなり違

っておりますので、結果的に、現地でいかに優秀であつても、いわゆる扱えないというふうな範囲がありますので、これは結果的には、本省採用の枠がふえないことには意味がないのであつて、そういう意味で、いま十名ということでゼロよりはまことに結構でありますけれども、今後ともこういったような形で、日本のいわゆる官立大学を出たとして日本の中においてはきわめて優秀であろうとも、現地においてそれが優秀であるかどうかというのは全然別問題でありますので、そういう意味では、間違いなく現地において優秀であるという人間を見た上で外務省が採用するわけでありまして、これはきわめて効率のいいことになろうかと思ひます。ただし、一たん本省に採用になった場合は、スワヒリ語しかできないのいきなりマレーシアなんか送られてもこれは意味がありませんので、そういう意味ではその地域に限られて特別というふうな形のものが実質的に行われないと意味がない。

そういう意味で、少なくとも今後日本という国が国防の面もきわめて重要というところになると、総合安全保障という面からは外交に頼らざるを得ない部分が多々出てくるかと思ひますので、外務省の人員の数及び質の問題等については積極的な御配慮をいただきたいということを要望申し上げます。この際、暫時休憩いたします。

午前十一時二十五分休憩

午前十一時四十二分開議

○塚原委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。岩垂寿喜男君。

○岩垂委員 大臣に、最初に私申し上げておきたいことがございます。

こういうことは余り言いたくないのですけれども、きょうは外務省が出した法律を審議するわけ

るのですが、手当制度というものを少し見直す必要があるのじゃないかということをお申し上げています。その点、それがあつていいものか、いいものか、その点を。その次の質問もありますから、関連で結構です。

この間、わが国の外交官と主要国の外交官の手当とか給与とかあるいは人員配置などの表をいただきました。正直なところ、必ずしも十分でないというふうには私は感ずるわけですね。人員の配置の問題、給与や手当などの問題、全体をとらえて、現行の諸制度というものを直す時期に来ているのではないかと、そういう感じを持ったわけですね。関係者もそういう意見を恐らくお持ちだろうと思うので、その辺の御回答を簡単にひとつお願いしたいと思います。

○柳谷政府委員 住宅手当制度の改定につきましても、五十五年度については御審議願わないわけですね。外務省としては五十六年度については検討したいと思つてます。まだ全体の制度がやや大ざっぱでございまして、もう少し細かく制度にできれば一層、特に不健康地在勤者にとつては不都合が減るということで、これは検討中ということで御答弁申し上げたいと思つてます。

諸外国外交官との比較も、これは各国制度が違つていてなかなかむずかしいところがございますけれども、私も、私も持っております資料によりますけれども、特に若年職員につきましても比較上かなり日本の在外勤務者の方が少ないというので、その辺は十分一時よりは改善したかと思つておられます。なお改善の必要があるというふうには考へております。

○岩垂委員 そういふ制度というのは、たとえば来年度の法改正に関連して準備をしていくというふうには考へてよろしいでしょうか。

○柳谷政府委員 私どもはそうしたいと思つてますが、財政当局との間で現時点ではまだ最終的な了解に達するまでは至つておらないという状況でございます。

○岩垂委員 この前の在勤法の審議のときに附帯決議がついておりまして、在外公館の事務所、公邸の国有化のことやあるいは在外職員の宿舎の整備などについての附帯決議がございまして、その後現実にそれらの問題というのは具体化しつつあるのかどうか、その点を御答弁願つたいと思つてます。

○柳谷政府委員 五十三年度にこの決議をいただきました。その決議をもとに、各項目ごとになんか努力を払つたと思つております。そのうち、いま特別にお取り上げたいただきました在外公館の事務所、公邸の国有化、宿舎の整備はどうかという点につきましても、これは国有化した方がよいということとは種々の理由から申すまでもないことではございます。いろいろ改善を圖つてまいりまして、昭和五十五年一月末の数字をちょっと御披露いたしますと、国有化された在外公館、事務所は全公館のうちの約二六、公邸は全体のうちの約五五、宿舎は約一〇一ということになっております。これは、国によりましてはなかなか国有化できない、売つてももらえないという事情等もありまして、あるいは非常に状況が変動するところでは、買つて固定化してしまふよりはいいものに移つた方がよいという状況もございまして、これを非常に大きく比率を高めることまではできません。どうか、適当かどうかわかりませんが、まだ改善の余地はあると思つてますので、さらにこれを進めてまいりたいというふうには考へております。

○岩垂委員 さつき国際的なインフレということをお申し上げましたが、ホテル代とか食費が非常に上がつてきているというのはいささか感ずておられることですね。現在の旅費法に基づく旅費だけでは、出張をした人が多額な負担を強いられるというふうな実態もあるわけではございまして、これは、旅費の支給に関する旅費法の改正というふうな問題は、時宜に適した問題だろうと思つておりますが、その点はどうなんですか。

○柳谷政府委員 旅費法の所管は大蔵省でございます。

まして、大蔵省が国内、国外のいろいろな旅費については時に応じて改正を圖つておられるわけですが、外務省は在外職員の外国出張旅費というものと関係が深いので、そういう意味におきましては、在外におけるホテル代等の非常な高騰の数字を集めまして大蔵省に提起して、過去におきましても何年置きに改正を圖つておられるわけでございます。

現在、これも出張先によつて非常に違つておられますけれども、全体として私どもが見ますところでは、かなりの者が不足を訴えている状況でございます。旅費法は、これも定額制度をとつておりますので、一定の金額を支給を受けてその範囲内で賄ふというたてまえでございまして、実際上は、ホテル代が高い場合には、不本意ながらやや格を下げて、より安いホテルに泊まるというふうなことで何とか、多少足を出しながらもその中で賄ふということをやつておられるわけでございますけれども、やはり国際会議への出張者等は、各国からの代表の泊まるようなホテルに泊まっております。となかなか仕事にしろ、ホテルの格を下げたところに移ることは職務の遂行上も非常に支障を来すことが多いものでございまして、そういう意味では現状は改善を要すると思つております。大蔵当局におきましても問題があるのではないかと、いささか感ずるようではございます。それから、これからさらに数字を集めまして、私どもも外務省といたしましては、外務公務員だけでなく、各省からの多くの公務出張者全体にかかわる問題でございまして、そういうデータをもとにいたしましてなるべく早い改善を図りたい。主管は大蔵省の旅費法ということであらうかと思つてます。

○岩垂委員 外務大臣、これは朝日新聞の社説などで大変言にくいわけですね。特定の新聞のことを申し上げるのは恐縮でございまして、こういうことが書いてあります。

「外相は、長いこと外から観察して、外務省や在米大使館の機能に對し、ある種の批判をもつていたはずだ。国際化時代の日本の対外競争力を強めるため、外務省自体に任せていたのではいづつになつても出来そうもないような人的、機制的な改革に思ひ切つて着手するよう期待したい。単に大過なく一、二年外相をつとめあげた、というのでは「議席をもたぬ国際人外相」起用の意味がない。こう述べられておられることを恐らくお読みになつておられると思つてます。就任なさつてまだそれほど長いわけではないのですけれども、あなた自身がお外におられたときのことも含めて、そういう問題点をこころざし率直に御指摘を願ひたいと思つてます。

○大来国務大臣 ただいま岩垂委員からの御指摘の点、私も朝日新聞の社説を拝見したわけでございますけれども、就任から五カ月足らずでございますが、いろいろその間の経験を踏まえて、外務省は非常に限られた人数の中で、外交事務のボリュームとしては近年ますます急速にふえておるといふような中でとにかく努力をしておる、全般的に士氣が高いという印象を受けておられるわけでございます。

外から見ても、ある程度国際問題に関係してまいりました立場から欲を言えば、たとえばさらに専門家の養成に力を入れる。それから、必要に応じて外部からの人材の登用をもう少し積極的に考へていいのではないかと。それから、いろいろな国際会議が開かれておりますが、従来、出席者は大体外務省及び各省の役人に限られておるのでも、最近では海洋とか宇宙とかいろいろな問題で専門的知識を必要とする国際会議が多いわけではございまして、そういう会議にたとへば学界から有能な人が継続的に出る。役人ですと、どうしても二、三年でポストが変わりまして、そういう専門的な国際会議での継続性と学問的、専門的な知識の深さ、諸外国のそういう分野での専門家とのつながりという点がどうも十分ではないかと。これは予算上の問題もあるかもしれませんが、日本の学界にも国際問題と取り組んでいる学者は非常に多いわけではございまして、こういう人々にできるだけそういう国際会議に

継続的に出てもらう、そのことを通じて対外的なつながりの人間的な寄与といえますか、貢献ができるようなことが必要でございますし、またそういう顔と申しますか、国際的な舞台における顔がつかっていく。しかも深い専門的知識を持っているというところは、いろいろな国際問題に対する企画立案に日本人が参加する機会がふえる。

現在でも、国連機関から日本人に来てほしいという例はいろいろあるけれども、一つは適当な人材の供給がなかなかできない。そのためには、ふだんから国際会議等で世界の他の専門家の訓練といえますか人材養成をあわせてやっていかなければならない。そういう点も含めまして、外務省自体非常な努力をやっておくことは、私も中へ入りましてよく認めておるわけでございますが、さらに広く省外の人材を国際的な活動に活用することについて工夫の余地があるんじゃないかというようにも感じておるわけでございます。

○岩垂委員 大臣も政治を志されたこともあるわけで、それなりに国会のことも御存じだと思えますけれども、それはそれとして、せっかく大平内閣のユニークな存在と評価されているわけでございますから、ミイラ取りがミイラにならぬように、いま御指摘のことなども含めてぜひ御努力をお願いしたい、こういうふうになす最初に申し上げておきたいと思ひます。

訪米問題についてお尋ねする前に二、三質問をしておきたいと思ひます。

玉木防衛施設庁長官が二十一日の定例記者会見で、アメリカが空母ミッドウェーの母港となつて横須賀にさらに一隻加えて空母の母港にしようとした場合に、ドックや岸壁など港務施設については受け入れ可能としても、乗組員、家族のための住宅、厚生施設などを建設する余裕は横須賀海軍施設にはないという見解を明らかにされたのでありますが、長官、事実ですか。

○玉木政府委員 お尋ねの三月二十一日の私の記者会見での発言でございますが、記者の方から、横須賀を米空母の二隻目の母港にできるかと

いうようなことに質問が及びまして、それに対して、現在横浜市にございまして住宅を横須賀に移設したり、それから神奈川県下におきまして経費分担による住宅の建設等をおこなつておられる状況等から見まして、家族の住宅や厚生施設等をつくる余地は現在相当限られておまして、これを実施していくことはしきく簡単なことではない、そういう実情を申し上げたところでございます。

○岩垂委員 もう一隻の空母を受け入れるのは困難とおっしゃっているのです。そういうお言葉遣いをなさっているのです。

○玉木政府委員 対話の中でございますので、どういふ熟語を使ったかというはつきりした記憶はございませんが、住宅をこれ以上大量につくることは大変むずかしいことだという実情を申し上げたところでございます。

○岩垂委員 この点について外務省にお伺いをいたしますが、一九七八年十二月のアメリカの予算局のレポート以来指摘されております西太平洋、あるいはいろいろなレポートの中で東北アジアという言い方をしているところもありますけれども、もう一つの空母を配備する計画、日本に対する母港化要請という形を含めて行われたことがあるかどうか、お答えをいただきたいと思ひます。

〔塚原委員長代理退席、委員長着席〕
○浅尾(新)政府委員 ただいまお尋ねの第二空母の母港化について、現在のところ要請はございません。

○岩垂委員 現在までないとしても、今後要請があればそれを受け入れる方針であるかどうか。

○浅尾(新)政府委員 仮定の問題でございますので、ここでどういふ方針をとるかということをお申し上げるのは必ずしも適当でございませぬけれども、一般的に申し上げますれば、安保条約の目的達成と地元に対する影響を考えながら、その際の対応ぶりを決定していくことになるかと思ひます。

○岩垂委員 いろいろな種類のレポートがあるのですけれども、その中で第一候補は日本という感

じですね、いろいろなレポートを読み合わせてみますと、第二にはグアムという点もありますけれども、ここでは二億五千万ドル近い設備が必要だ。もう一つ、柔軟配備、これは米本土から日本に着くのに片道で十三時間、往復で二十六時間だ。それからフィリピンのスビックはドックが小さいなどの難点がある、こういうようなことがいろいろなレポートを読み合わせてみて、一つ一つ挙げませんけれども挙げられていくわけです。したがって、日本に母港化の要請が行われると私は予想せざるを得ないのですが、この点はどんな判断を持っていますか。

○浅尾(新)政府委員 ただいまの岩垂委員御指摘のいろいろな報道がございまして、

たとえば三月十一日のサンケイでございまして、それについては、すでに横須賀がもう母港に決まったということとございましてけれども、この点については私たちがアメリカの当局に照会いたしました。照会した国防総省の回答は、現在まだ予備的な検討を行っているにすぎないのだ、したがって、横須賀が母港化というそういう報道は誤りであるということを得ております。

○岩垂委員 いま北米局長は地元の住民の感情というふうなこともおっしゃいました。私はこれは非常に重要な要素だと思ひますし、そういう点で、先ほど玉木防衛施設庁長官がおっしゃった言葉をまづまでもなく、横須賀は住宅や厚生施設の問題だけではなしに、風紀の問題も含めた市民感情、あるいはいま裁判になっていまして厚木基地の艦載機の墜落事故や騒音問題等を考えますと、候補地として適当でないというところは明白だろうと私は思ふのです。率直に言つて、万一横須賀というふうなことが希望された場合には、適当でないというふうな判断をしていると理解しておりますしゅうございまして。

○浅尾(新)政府委員 ただいま御答弁申し上げましたように、さらにさつき施設庁長官の方からも御答弁ございましたように、具体的に検討をする段階に来た場合には、地元住民への影響と申し上げ

げましたけれども、それに加えて施設、区域内の施設の集約状況その他も考えながら対処するというのが現在のところ、いまこれを受けるかどうかということをお尋ねするのは、まだその段階にきておりません。

○岩垂委員 外務省の勘という言い方は余りいい言葉じゃないのですが、横須賀でないとするならばどこかにということとはあり得ると思ひますか。

○浅尾(新)政府委員 外務省の勘は必ずしも正しいかどうかはわかりませんが、現在のところ、アメリカがまさにいろいろなオプションを考えておまして、先生御承知のとおりオーストラリアのバースのそばも候補に上つていような状況で、私たちとして、どこがいつどういふ状態になるかというところをこの段階で申し上げるのは、そういう判断の根拠もございませぬし、適当でないというふうな考えをしております。

○岩垂委員 この点は、新聞報道以来横須賀の市民だけではなしに、神奈川県民も非常に大きな関心を寄せています。県議会あるいは市議会などでもすでに問題が取り上げられていまして、私、こういう問題について住民の意思あるいは長い間経験をしてきた住民の率直な気持ち、そのことをぜひ尊重されることをあえて求めたいと思ひますが、外務大臣いかがでしょうか。

○大来國務大臣 この問題はまだいろいろ仮定の問題でございまして、私どもから衆議院の予算委員会でも御答弁申し上げたことがございますが、日米安保条約の円滑な運営上の必要とそれから地元住民のこの受け入れに対する考え方等、いろいろな点を十分考慮してまいらなければならぬ、万一そういう申し入れがあった場合には、そういうことを考えてまいらなければならぬことだろうと存じております。

○岩垂委員 それに関連をいたしまして、いまの母港で、ミッドウェーを初めとするアメリカの艦船が尿尿などを含めて汚水のたれ流しをずっとやっていまして、海域の環境汚染の問題がかなり問

題になってまいりました。私も本委員会だけでなしに、公害対策特別委員会などでもその対策を求めてまいりましたわけですが、一向に進んでいません。これに対する防衛施設庁の対策、五十五年予算などにおける取り組み、このことをお示しをいただきます。

○森山(武)政府委員 先生御指摘の横須賀海軍施設に停泊している大型艦船は、現在のところその排出された汚水を処理する陸上施設がございせん。そのようなことで、現在汚水を海域に放流せざるを得ない状態になっております。また、横須賀海軍施設の中の司令部地区あるいは修理部地区の汚水を処理する浄化槽が老朽化してございまして、これまた神奈川県、横須賀市から改善方の指摘を受けております。

このような事情を踏まえまして、また、アメリカ合衆国におきまして昭和五十六年度中に大型艦船には船の中に貯留槽を設置するというふうなことが相まわしまして、陸上施設として、艦船の汚水とそれから現在老朽化している浄化槽の汚水を一緒に処理したいという考えで、昭和五十五年予算に調査設計費として九千三百万を計上している次第でございます。

○岩垂委員 調査設計というのは、五十五年度内にとりあえず施設はできましか。設計だけで、それから仕事を始めるのはまた新しい予算を組まなければ、来年度予算でなければいけませんね。その点はどうか。

○森山(武)政府委員 先生御指摘のとおり、五十六年以降において施設をつくる考えであるということでございます。

○岩垂委員 指摘をしてからかなり長い年月が過ぎていたわけでございます。できるだけ早くやっていた方がいいと困る私は思うのです。そういう問題を含めて、実は母港化問題というのは、一言いいますけれども、いろいろなかことが含まれているわけでありまして、ぜひ速やかな対策をお願いをいたしたいと思います。

たときのトーキングペーパーを拝見すると、在日米軍のための費用は年十億ドルにも及ぶが、ミッドウェーの日本母港化でアメリカ側は年四億ドルの節約になっていると政府は計算しておられますけれども、この計算の基礎はどういうことなんでしょうか。

○浅尾(新)政府委員 先生御指摘のトーキングペーパーがどれを指すか、私たちははっきりいたしませんけれども、たとえば、アメリカにブルッキングスという研究所がございまして、その中に一ついま御指摘のようなことがございまして、母港化によって五年間で約二十一億ドルが節約できるといふことを言っておりますので、あるいはそれとの関連かとも思いますけれども、結局、航空母艦を本土からそれぞれの地域に動かしていくよりも、前方に展開して乗組員の住宅その他施設等を設けておいた方が、燃料費あるいはその他の関連経費の節約にもなるというところを言っているかといふふうに私たちは了解しております。

○岩垂委員 私、新聞で拝見したのですから、どのトーキングペーパーかと言われるのはちょっと心外なんですけれども、これはその資料です。

○浅尾(新)政府委員 トーキングペーパー自身について申し上げますと、これは私たち部内の討議に使う内容でございまして、いま申し上げたような具体的な数字がそこで云々されているというところでございます。ただ、母港化に伴う節約については、従来アメリカ側からそういうふうな資料もございまして、私たちは大体一年間で四億ドルぐらゐ節約になるんではないかというふうな考えでございまして、この十億ドルの方は、これは国防長官の国防白書の中にも出ておまして、これは現在日本側で負担している施設関係の経費すべてを含めた額に大体当たるといふふうに了解しております。

○岩垂委員 さつき、仮定の条件だからお答えができないというふうな言葉と関連をいたしまして、安保があるからという言葉を敷衍して言いま

すと、受け入れざるを得ない、しかし、地元の感情を配慮してというふうに、どうも二段構えのお答えのように私は受けとめるわけです。日本政府は受け入れる方向が腹づもりの中にはあるんだなというふうに察せざるを得ません。

実は私も、別に私は選挙区だからという意味じゃない、ミッドウェーの母港化に対して反対をしてきました。第二の母港化が予想されるという今日の状況に対して、私は強い抗議の意思を表明せざるを得ません。実はミッドウェーの母港化のときに私も聞いていたのは、両三年という期限があったというふうに聞いています。その真偽のほどは外務省に聞かなければなりませんけれども、そういう問題も含めて、改めてミッドウェーの母港化、もう期限が来ているとすれば断然な受け入れられぬ。ましていわんや、新しい空母などを受け入れるということはけしからぬ、こういうふうに言わざるを得ないのですが、その点についての御回答を煩わしいと思います。

○浅尾(新)政府委員 再三御答弁しておりますように、現在のところまだ要請もございせん。その中で、それに対して受け入れるかどうかということ政府が表明している、あるいは決定しているわけでございます。その点、すでに受け入れるような証を先生お持ちのようでございますけれども、現在のところ全く白紙でございます。

○岩垂委員 やりとりをしているもなんですから、どうも、お言葉を聞いていると私はそう思う、こういふふうに申し上げているのです。断るということではないということだろうと私は思うのです。その点……

○大来国務大臣 これは先ほど申しましたように、日米安保条約の円滑な運営という点と地元への受け入れ体制、そういう点を双方勘案しなければならぬことだろうというところでございまして。一面におきまして日本の安全、日本国民の安全というところ、外国からの武力攻撃というような場合を想定いたしまして、一方において最小限の自衛力、一方におきまして日米安保条約に基づく抑止

力、こういうものに日本国民の将来の安全を依存するという選択を戦後やってきておるわけでございます。そういう意味では、アメリカによりまして日本国民の安全を守ってもらおうという面が安保条約にはあるわけでございます。

この条約におきましては、もし日本が武力攻撃を受けた場合にはアメリカは日本を守るといふことを約束しておりますが、日本はアメリカがもし何らかの形で攻撃を受けた場合にはそれを守る責任はないわけでございます。そういう点から申しまして、日本国民の安全という基本的な立場から見ました場合に、やはり日米安保条約が円滑に動くという条件が重要だと考えられますので、そういう要請と、それからいまの地元の受け入れに対する態度と両者を勘案してまいらなければならぬという趣旨で先ほど申し上げたわけであり

○岩垂委員 石橋先生がいらっしゃるけれども、横須賀がだめなら佐世保へ行くんじゃないかと思うのですけれども、恐らく新田原の共同使用というふうなものもそんなことに関係があるのじゃないかと、実は私も、これは推理なんです。そういう問題についても、国民感情というものを外務省の選択の中で十分に配慮されることを、日本政府の配慮を私は望んでおきたいと思っております。

施設庁長官に、関連をして横須賀が出ましたのでお尋ねしておきたいのですが、海上自衛隊の比与宇弾薬庫というのがございまして。これについて昭和四十七年十一月十六日の横浜防衛施設局長から横須賀市長に於て「FAC二〇九九横須賀海軍施設の一部共同使用について」という文書がございまして。その中に「比与宇弾薬庫の使用廃止については、これに先立つて行なわれなければならぬ浦郷倉庫地区の整備を年度内に開始し、工事完了後速かに実施する」といふふうに述べられております。たしか三万八千八百八十八平米かと思っておりますが、しかし、その後も十八年近い歳月がたっているわけですが、移転が行われていません。横

須賀の市当局が、昨年の三月ですが、横浜の防衛施設局に問い合わせをしたところ、施設局長は、新しい移転先を算置を含めて検討中だというふうな回答をされておられます。その後検討はどうかというふうなことをお尋ねしておきたいと思ひます。

○多田政府委員 比与宇弾火薬庫の移転につきましては、浦郷の倉庫地区、米軍の施設でございしますが、これを共同使用して移転をするという当初の計画でございました。ところが、現地における調整の結果、いろいろ日米間の火薬取扱規則の差がございまして、結論的には比与宇弾火薬庫の移転先になり得ないということが判明をしまして現在に至っているわけでございます。その後、横須賀市の御希望もかねてございまして、私どももいたしましたけれども、市の御要望にできるだけ沿いたいということであるいろいろ移転先を探しております。現在も探しておりますのでございまして。

最近、御承知のように吾妻倉庫地区というのが日米共同使用ということで承認をされました。吾妻というところで検討いたしますと、保安基準その他の関係から言ひまして、一応比与宇弾火薬庫の移転先になり得るのではないかと、ということで、現在私どもで検討しているところでございまして、今後そういった線で市当局その他関係機関とも調整を進めていきたい、このように考えております。

○岩垂委員 あそこは御存じのとおりに、港の後背地なんです。そういう意味ではいろいろな貨物というか荷物というか、そういうものの置き場ということも大変不自由をしているわけです。ですから、いつまでかかるのかということとをちゃんと目標を言ってください。

○多田政府委員 この問題につきましては、一応市当局の御意向、あるいは跡地利用に関する市当局の御計画その他の関係もございまして、と思ひますし、さらに吾妻倉庫地区に移すということもございまして、それに先立ちます施設の整備というふうな問題もございまして、現段階ではつきり

いつごろということをやつと申し上げかねる状況でございまして、鋭意市当局等とも御相談をしながら、できるだけ早い時期に実現するような方向で努力したい、このように考えております。

○岩垂委員 努力目標は来年度内ぐらいのところではあります。そうでなければ十年たつてしまひます。

○多田政府委員 現在、比与宇弾火薬庫の移転というところで吾妻地区の方に予算等の準備は実は五十五年予算でもございせん。そういう意味で、五十五年度中に地元の御了解が得られたということになりますと、五十六年度以降予算を獲得をして施設整備をしていく、施設整備が完成した時点で移転ということ、な若干の時間が要するのではないかと、このように思ひます。

○岩垂委員 市民の重大な関心事ですから、できるだけ早く処置をしてほしいものだと思います。さつき申し上げたトーキングペーパーの中に「弾薬の備蓄は五十五年度金額ベースで二五%増加となつており、機雷、魚雷についても弾薬庫の新設、実装調整場の整備を行い、即応体制の推進を図っている。」と書いてございまして、その具体的な計画というものは恐らくおありになつて、うふうにお示しになつたのだらうと思ひますが、その点どんなお考えか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○浅尾(新)政府委員 お答えいたします。先ほども申し上げましたように、このトーキングペーパーは担当官レベルがつくりました部内用の参考書でございまして、弾薬庫、いま言及されました点については、一般に防衛関係予算との関連で言及しておりますので、非常に詰めた、どのぐらひかかるかという金額まで積算をして考えたものではございせん。

○岩垂委員 いずれにせよ、機雷、魚雷についても弾薬庫をつくる、どこにということとは別として、どういう規模かということも別として、あるいは実装調整場の整備というふうなことで言っているから、恐らくそれなりの方向がなければ

ばこういうものは出てこないと思ひますが、どうですか。

○浅尾(新)政府委員 お尋ねの件は、現在五十五年度の予算において前年度と比較してこの程度の増加であるということもございまして、今後の問題についてどういうふうな新設でどういうふうに具体的にやつていくかという問題は、これは外務省ひとりで決められない、むしろ関係省庁、防衛施設庁ないし大蔵省の問題でございまして、このトーキングペーパーで述べているのは従来の実績を中心にして述べている点でございまして。

○岩垂委員 従来の実績と言つても、新設をして整備を行つてと書いてあるんでしよう。これから問題でしよう、そうじゃないの。

○浅尾(新)政府委員 このトーキングペーパーについては、先生あるいは新聞報道その他を引用されておられると思ひますが、内容については先ほども申し上げましたような性格で、外に出すのは差し控えていただきますが、もし誤解があるといけませんので申し上げます。もし誤解があるが、従来の実績、特に本年度の予算でどうなっているかということ、今後の方向についてまで弾薬について詳しく書いてあるものではございせん。

○岩垂委員 トーキングペーパーというものが新聞各紙に出ていますから、どういふものか私は見せていただきたいと思ひますが、それはそれとして、こういうふうな明らかに書いてあるものを過去のことでと言ひくるめども私は無理だと思ひます。よ。ほかの項目についても言えます。それはどうなんですか。

○浅尾(新)政府委員 ほかの項目、どの点を御指摘か、実は私自身も渡米してございまして、その新聞報道はまさに渡米中、三月二十二日の読売に出ていたものしか私承知してございせんけれども、日本側が、日本の防衛努力あるいは国防努力について、どういふ方、特にそれについて余り理解されてない向きに対する説明として考えたものでございまして、将来の展望について一々このトーキング

ペーパーにとどめておられるわけではございせんし、また、それに沿つてアメリカ側と交渉したということでもございせん。トーキングペーパーという問題は恐らく各新聞がつけた見出しでございまして、いわゆる対米交渉のものになるトーキングペーパーというものはございせん。

○岩垂委員 それをやとりしていても時間がたちますからやめなければならぬ、やはり国民が受ける感情というものはそんなことは違ひます。その点を明確に申し上げておきたいと思ひます。訪米報告、ちよつとよくて恐縮ですが、せつかくの機会ですから、例の絶滅の恐れのある野生動物の国際取引に関する条約、つまりワシントン条約の批准についてお尋ねをいたしたいと思ひます。

私は、実は超党派の国会議員で組織する自然保護議員連盟の幹事長でございまして、その立場を含めて、この数年国会で、毎国会と言つてもいいと思ひますが、その早期批准を関係省庁にお願いをしてまいりました。昨年の十二月十九日には、世界野生生物基金日本委員会、古賀忠道副会長を初め日本野鳥の会、日本自然保護協会などの代表と私も一緒に外務大臣にお目にかかりまして、今国会での批准を申し入れました。外務大臣から今国会で提案をしたいという誠意ある御回答をいただいたわけですが、その意味で、外務省の担当者を初め環境庁も含めて各位の御努力に感謝をいたしますが、いつ国会に提案なさるおつもりか、お聞かせをいただきたいと思います。

○賀陽政府委員 本条約につきましては、今国会で御批准をいただくことで、今週の日曜日の閣議で御決定をいただくわけでもございまして、後は国会日程によつてできるだけ早く御審議をいただくつもりでおります。

○岩垂委員 二十八日になるわけですね。それは後で結構です。実は私は、日本が批准をおくらせていることが国際的な非難の対象になつておられるわけですから、それにこたえるためにも留保品目ができるだけ少

なくしほる、できればないにこしたことはないのですが、そういう要請をいたしてまいりました。具体的にはどんな提案になるのかという中身をちょっとお教えをいただきたい。

○岩垂委員 お説のとおりでございます。留保品目をするだけ少なくするように努力したわけでございます。全体の品目が六百種ぐらいいなっておりますが、そのうち日本の留保は大体九品目ということでございまして、御承知のように爬虫類の關係、べっこう類、それから鯨がございしますが、そういったものを中心にした九品目の留保でございます。

○岩垂委員 もうちょっと細かく……。

○岩垂委員 これは学名を申し上げますとちよつと長くなるのでございますが、ナガスクジラ、ジャコウジカ、アオウミガメ、タイマイ、ヒメウミガメ、イリエワニ、インドオオトカゲ、サバクオオトカゲ、アカオオトカゲの各品目でございます。

○岩垂委員 これはこの後御質問いたしますけれども、養殖などのことを検討しながら、やはり留保に一定の期限をつけるべきではないかと私は思ふのでございますが、その点はどんなふうにお考えになっておりますか。

○岩垂委員 本条約はもろもろ個別留保可能な条約でございますが、これは資源状態との関連もございまして、それから関係業界その他の関心もございまして、期限に特定年度の、特定の長さの留保を付するということは困難な状況でございます。

○岩垂委員 しかし批准をするわけですから、やはりそういう配慮はこれから努力をしないと、それこそさっき言った資源状態という問題が片方にあるわけですから、その点はぜひ御配慮願いたいと思ふのです。

○岩垂委員 お話、後から出てくるということでございますが、増養殖の問題がございまして、これらの品目について増養殖に大いに努力いたしました場合には、いわゆる理論的には留保と

いうものは早期に撤回し得るといふ形になるかと思ひます。

○岩垂委員 私は自然保護の立場から申し上げてきたわけですが、トカゲとかワニなどの皮革関係の業界にとつてみれば生業に大きな影響を及ぼすというところを知りました。そういう危惧にもかかわらず、私も私もお願いをしてまいりましたが、その批准に反対しないというふうな決断されたことに私は業界の皆さんにも敬意を表さなければならぬと私も私も、しかし、具体的には産業とか転業とかというふうなこともあり得ないわけではございません。養殖などの手だてについてあるいは技術指導、予算措置等考えなければいかぬと思ひますが、通産省、この点どんな対策をとつておみえになつたか、お伺いをしたいと思います。

○水野説明員 先生いま御指摘いただきましたように、爬虫類関係の業界あるいはタイマイの業界でございますけれども、ほとんどきわめて小零細企業でございます。そして商業界とも、ともに原料をほとんど海外に依存いたしております。そんなことで、いま外務省の局長の方から御説明がございまして、私も当面留保ということと対応させていただきますけれども、より長期的には増養殖事業というものが非常に重要なことであると考えております。

○岩垂委員 それはトータルにして幾らくらいですか。

○水野説明員 来年度は、いわば養殖事業と申しまして養殖試験事業のフィージビリティを調

査する調査予算でございまして、私も一千四百万ほどの予算を計上いたしております。

○岩垂委員 通産だけでなしにはほかの省庁にまたがった問題もあるのでしょうか。それはあなたのところがつかんでおられると思うから……。

○水野説明員 ただいま御説明申し上げました爬虫類の關係及びタイマイの關係、これにつきましまして、養殖事業でございまして農林省等の御協力も得なければいけませんし、あるいは外国でやる事業でございまして、在外公館を初めとする外務省等の御協力も得なければいかぬ、そういう意味でいろいろ各省等と関係する事柄でございしますが、予算的には私も計上いたしております。いま申しました業界の分についてでございます。

○岩垂委員 この程度では——まあ調査費ですから、そういうことは調査をした上での話ですから、調査費自身の金額について物を言うつもりはございませんけれども、やはり長期にわたつて対策を進めていく必要があると思ひます。そのための予算措置、あるいはさっき言った養殖技術の指導などについて通産省の積極的な対応を、これは環境庁あるいは外務省にも要請をしなければならぬが、求めたいと思ひますが、その点はどんなふうにお考えですか。

○水野説明員 いま御説明申し上げましたように、来年度は一千四百万ほどの予算でございまして、いわば今後試験事業を進めるための可能性あるいはどんな地域でやるか、わが国としては何か所々いろいろと調べていくか、そういういろいろな可能性を探っていく調査でございまして、そんな意味で、実は非常に少額とおっしゃられましたけれども、東南アジアを中心とする産出国にチームを派遣してその辺の打ち合わせを十分にやっていたい、こういう予算でございまして、私もこの予算を実施するに当たりましては、業界、これはいろいろな組合がございしますが、その組合にこの予算を受け入れるべき委員会等をつ

くつていただきます、そういう委員会に關連の学識者等も極力入っていただきまして、そういうところで今後の増養殖の基本的なあり方を考えながらいろいろと進めてまいりたい、こう思っております。

○岩垂委員 実は最近聞くところによると、ワシントン条約が批准される、したがつて品数が少なくなる、だから値段が上がるだろう、そこで批准前にということとで相当な量の駆け込み輸入があるというふうな承つていふのであります。通関実績などを含めてそのデータを示していただきたい。と申しますのは、政府はもろもろでありますけれども、業界自身も自主的な規制を強めてもらわぬことには、絶滅に瀕しつつある種々から、批准はしますがその前にどんなにとつていふことにはならぬと私は思ふのです。そのこと自身も国際的な非難の対象にならざるを得ないと思ふのですが、そういうものを自主規制をし、国民にもそういう理解を得るための配慮、その資料としても去年、おとしぐらひはぜひ比較をしていただきたいと思ふのです。

○水野説明員 手元にあります資料は五十四年の資料でございまして、これによりまして、大きく分けまして、ワニ関係の資料でございまして、これはワニの原皮及び革といふか、これは五十四年に比して数量ベースで五八%の増加でございまして、それを含んだ輸入が前年比、五十四年に比して数量ベースで五八%の増加でございまして、それからトカゲの關係でございまして、これも五十四年に比較いたしました五十四年の数量ベースでは一%の増加でございまして、金額では、最近金額がやや上がつておりますので四八%ほどの増加になっております。

○岩垂委員 大臣、せっかくこの前お目にかつたときに批准ということで、私も外務委員会の皆さんにもお願いをしてまいりましたけれども、こ

ういう状態なんです。もう五割近くふえているのです。だから、その批准を早くやってもいいです。と、ずるずるいきますと、これはますます駆け込み輸入みたいなことになってしまふので、その点も含めて御配慮を願いたいと思うのですが、御答弁をいただきたいと思ひます。

○大来国務大臣 先ほど政府委員からお答えいたしましたように、ただいまこの次の金曜日の閣議に諮りまして、国会の方の御審議もお願ひしてできるだけ早く成立を図りたいと考えております。

○岩垂委員 それでは、訪米問題に関連をして、少し時間が長くなりましたけれども、お尋ねをしたいと思ひます。

安保ただ乗り論なんという議論がございます。われわれは安保に反対してききました。それは見解の違いでございます。したがって、そのことについてまでは触れようとは思ひません。ただ、日本が安保条約を平和条約と抱き合せて押しつけられたときに、それはアメリカにとつてみればアジアの中心である、焦点である日本に基地を存続させたい、そういうところから安保というものが、私どもの側から言へば押しつけられたと私は思うのです。その基地が、朝鮮戦争、前後はございましたけれども、あるいはアメリカのベトナム侵略、その舞台として使われてきた。米軍の当局者の、たとえば沖繩がなかったら、あるいは日本の基地がなかったらアメリカはあのような大規模な作戦行動はとれなかったであろうという言葉に象徴されていきますように、アメリカが非常に大きなメリットをそれなりに、私どもの見解はそれとあるけれども、得ているという事態を私は考えざるを得ないと思ひます。

それが今日、外務大臣がアメリカへ行く、あるいは行かれる準備を含めて言つと、率直なところ、アメリカからいふことを頼まれるばかりじゃありませんか。防衛の問題にしても、自動車の問題にしても、対ソ制裁の問題でも、アメリカが得てきた利益という言い方というのは、私の側から

言へばなかなか言いにくいことですけれども、私にはやっぱりあるだろうと思ひます。それを、何となくいまになって、日本がとにかく協力をしてくれない、けしからぬ、思知らずだという議論というのは、スタンダードポイントが違ふのじゃないか。そういうことはやっぱり日本の側もきちんと言わなければいけません。それがあなたなり大平さんの訪米の前提でなければならぬ。これは率直に国民の気持ちだと思ひます。その点について外務大臣は、日本の憲法とか非核三原則とかいう国是というものを守り通したというふうにおっしゃつておられるような新聞報道を伺つておりますが、そういう立場というものをどうお考えになつていらっしゃるか、私は非常に合理的に物を判断したく大来さんだと思ひますから、率直に御答弁いただきたいと思ひます。

○大来国務大臣 ただいまの御指摘の点で、前段のただ乗り論でございますが、今回参りましたときも、アメリカの議会の下院の外交委員会での会談でも、先方の議員の一人から質問がございました。日本がGNPの百分の一以下の防衛費で、アメリカは五、六%の負担をしておる、そのような日本の防衛費節約が産業の競争力を強めて、それで製品がアメリカの市場に入つてくる、そういう形での関係があるのじゃないか、それはやっぱり一種のただ乗りではないかという質問がございました。私は、そういう日本の産業の競争力と防衛負担の違いというのは両者直接関連すべきものではなくて、たとえば、日本の個人貯蓄の比率は現在でも可処分所得の二〇%を上回つておる、アメリカは五%というふうなことで、国民の貯蓄のレベルが非常に違つておる、その違うレベルでの投資も違ふ、これがやはり日本の産業の競争力を強める基礎になつておるので、必ずしも防衛費負担と競争力というものをじかにリンクすることは納得できないという答えをアメリカの議会の議員の方にはいたしたわけでございます。ただ、こういう気持ち、かなり広い範囲で議論が行われているというところは事実だと存じます。

それから、最近になりまして特にただ乗り論がアメリカで強くなつてまいりました背景といたしましては、一つには、安保のできましたところで、日本とアメリカのGNPが非常に大きく隔たつておつて、日本の経済は非常に貧しい、アメリカの経済は非常に豊かだというふうな状況がございました。その後の高度成長で、現在ではアメリカのGNP二兆ドル余り、日本のGNPが一兆ドルというふうなことで、一人当たりではかなり近い水準になつてまいりました。そういう経済力を日本は非常に大きく拡大してきたので、防衛についてある程度の負担をすべきではないかというふうなことが一つございましてと思ひます。

第二には、アメリカの経済力が世界の経済の中で占める比重がやはりこの二十年ないし二十五年の間に三分の一から四分の一弱に低下した。したがって、以前はアメリカがいわばオールマイティ的な力を持つておつたわけでございますが、これは必ずしもアメリカの力が落ちたというよりも、ヨーロッパと日本の経済が拡大したという面が大きいわけでございます。総体的に世界の問題を考へていく場合に、やはり西欧及び日本の協力を得ないと、アメリカ一国だけでは十分効果のある方策がとれない。

第三には、この十年ぐらゐの間にアメリカが防衛費の削減をやつてまいりました。それに対してソ連がステデー・アンド・シグニフィカント・インクリース、着実かつ顕著な増加というところでございまして、特に極東におけるソ連の軍力強化が急速に進んでまいりまして、また、極東における海軍力というふうなものも、以前は余りなかったわけでございますが、最近急速に強力なものになつてつた。

そういうふうな背景のもとで、安保ただ乗り論が最近に至りまして、ことにアフガニスタンに対するソ連の武力介入というふうな問題も加わりまして、強まってきたのではないかと。

日本の基地の問題についての御指摘でございますが、これも確かに朝鮮戦争あるいはベトナムの場合に日本の基地が大きな働きをしたことは事実

だろうと私も存じます。ただ、ベトナムの戦乱も一応おさまりました。また、中国がアメリカにとつても仮想敵といふますか、そういう状態からむしろ友好国に変わったというふうなことも含めまして、極東における日米安保の役割が、日本がもし外敵から侵入された場合に日本を守るという意味の目的、比重が以前に比べて重くなつてきておるといふような考え方もあるように思ひます。で、こういうふうな問題が絡み合つて、最近ただ乗り論あるいはそれに類する議論がアメリカでしばしば行われるようになっておるのではないかと、いふうに受け取つたわけでございます。

○岩垂委員 そういうやりとりがあつたということとは別として、ブラウン長官との会談で、短期間に防衛費の大幅な増強はできないという理解を求めて、着実にふやすことを約束をした、そして一%に向けて日本側としても防衛予算の増額努力を進めるといふことを明らかにしたと伝えられていますが、その点についての御答弁。そのとおりかどうか。外務大臣は着実にふやすことと云うのですが、着実というのは何をめどにしてというふうに私は尋ねておかなければいけません。それから一つは、ブラウン長官の言つた顯著という点を外務大臣は、つまり日本側は拒否したものであるというふうに受け取つてよろしいですか。

○大来国務大臣 ブラウン長官の発言は、英語ではステデー・アンド・シグニフィカント・インクリース、着実かつ顕著な増加ということでございますが、私の方は、平和憲法、専守防衛、非核原則、この日本の防衛問題に対する基本的な枠組みを崩すわけにいかないのだ、その枠組みの中で可能な限りのステデー・インクリースと申しますが、着実な増加ということの努力は日本政府としてもすべきものと思ひます。これは具体的な数字になるかといふところまでは話はまいりませんで、内容に入りますと、これは防衛専門家同士の問題にもなつてまいりますので、いまのような考え方のやりとりがあつたわけでございます。

○岩垂委員 外務大臣は顯著にということについては一応お断りをしたというふうに考えてよろしいと思います。

○大来國務大臣 私の発言は、そのつもりで発言したわけでございます。

○岩垂委員 数字が出なかったという話も報道されていますけれども、一％というのは日本側も言わなかったわけですか。

○大来國務大臣 一％というのは、今回の会談では日米双方とも申さなかったわけでございます。

○岩垂委員 そういうやりとりで、事実上は一％というふうなことも、まるで日本政府の態度であり、アメリカの要求であるというふうな形で報道もされていますし、私も理解せざるを得ないので、着実にふやしていく、どんな程度の年数をお考えなんですか。あるいは中期業務見積りの前倒しなどという議論も実はあるわけですが、その辺のところをもう一度率直にお答えをいただきたいと思うのです。

○大来國務大臣 GNPの一％という数字は、昭和五十一年の国防会議及び閣議決定がございまして、一％を超えない防衛費を当面のめどとするという決定がございまして。そういう決定があることはもちろん米側も承知しておるわけでございますが、これを、内容につきましてどうするかということは、アメリカ側がステディー・アンド・シグニフィカントという表現を用いておりますことは、できればなるべく早くやってもいいという希望の表明だろうと解釈されるわけでございますけれども、この点については私の方からはステディーということと努力するけれども、シグニフィカントということとは、これは国民の納得、財政経済情勢、一般の日本の国内の政治情勢等にもよることで、急速に大幅な防衛の支出の増大を図ることは不可能だと思つてということに答えたわけでございます。

○岩垂委員 その急速なという時間的な距離を私はお伺いしたいのですが、先ほどトーキング・ペーパーのことに触れました。やはり私も新聞に出たものを信頼していく以外にないわけですが、これはワシントン発で出されている各紙の報道でございますから、私はそう架空なものじゃないというふうに思ふのですが、その中で「GNP一％というワグは不動のもの」と受け取られているのが「当面のめど」として決定されたもので、永久不変のワグといったものではない。言つてしまえば言はずもがななことを、同時にまた、それは言はずもがなではないに、まさにGNP一％という枠もやがて取り外すんですよと言わんばかりのやり方というものである、私はそう思うのです。

当面というのは、この場合、このトーキング・ペーパーにかかわらなくても——一％という枠を不動のものとはしない、当面のめどだというふうに言っているわけですから、外務大臣はその辺はどんな認識を持っておられますか。

○大来國務大臣 五十一年の国防会議、閣議決定で当面と言つておるわけでございます。実は先般、衆議院の外務委員会と土井たか子議員の御質問もありまして、当面と言へば、常識的には数年ということではどうかという御答弁をいたしたわけでございます。

○岩垂委員 すると、数年で一％というのは変えられる、変えるものだというふうに外務大臣は認識しておられますか。あなたの認識で結構です。

○大来國務大臣 これは政府全体の考え方、外務大臣だけの判断によるわけにいかないわけでございます。防衛当局、特に総理大臣の考えというものがこの点についてはきわめて重要だと思ひます。

ただ実際問題としては、現在、七カ年の社会経済計画、これの見直しによりまして、一応中期的な経済成長率を五・五％と見ておるわけで、実質五・五％、物価が大体五％ぐらいの上昇を見ておるようでございますから、名目では一〇％をやや超える程度の経済成長が一応続く、もちろん年によつての上下はあると思うわけでございます。したがって、GNPの成長に見合う防衛費の

増加でございますけれども、実質大体五・五％になるわけでございます。五十一年の閣議決定の一％という数字の到達も、財政的に見ましてもなかなか大変だ、そういうふうに考えておりますので、その先どうなるか。

これは土井たか子議員の御質問に答えまして、やはりいろいろな世界情勢の動き、その他を勘案いたさなければならぬので、未来永劫、天井といふことは無理な点があるんじゃないか。ただ、それこそ当分の間一％までは事実問題としてなかなかいかなんじやないかというふうな考えを申し述べたわけでございます。私自身としてはいまのように判断しておるわけでございます。

○岩垂委員 そうしますと、日米のやりとりの中で一％というのは出なかった、日本の方も言わなかった、しかし知つておるということだ、しかしそれは財政事情、財政事情のことは外務大臣一番御存じのはずなんですから、早速大蔵大臣も物を言つていただけますか。一％自身も正直なところ言つて数年かかる、かかってもなかなかむずかしい、こういう認識と理解してよろしゅうございませうか。

○大来國務大臣 私はそういう認識を持っておるわけでございます。

○岩垂委員 そうしますと、一％約束というふうなことも含めていろいろ言われておることも正確でないというふうな受けとめるわけですが、ただ正直なところ、一％はちょっと困るけれども〇・九％ならいいんだみたいな、一種の世論誘導に実はこのやりとりが使われておる感じも私も思ひます。これはいいのです。なかなかうまくいふことやらないわけではございません。それなら、それは私の感じ方ですからそれ以上は申しませんけれども、御帰国なさつた後の総理大臣とのやりとりを含めて、直接的な防衛費、つまり自衛隊関係あるいは労務費問題ではなしに、施設、つまりリロケーションの問題について日本側が負担をしていくという方向を総理大臣がお出しになつたということをお伺いしますが、どうも総理大臣

が言う前に、あなたがこの枠がありそうだということをおつしやつておる感じがするのですけれども、その点は地位協定との関係で一体どういふふうに理解したいんですか。その枠というものは、あなたの考え方というのをちょっと教えてください。

○大来國務大臣 ただいまの御質問は、在日米軍の駐留費の一部負担の問題かと存じます。これは地位協定がございまして、その地位協定の枠内では労務費の負担は限界にきておる。施設費の面ではまだある程度日本側の負担をふやす余地が考えられそうだという点につきまして、実はブラウン長官との話し合いでも、アメリカ側としては、日本が在日米軍の経費の一部負担、これは地位協定に基づくものでございまして、その負担をしてもらつておることを高く評価しておりますという発言もありまして、地位協定の解釈の許す範囲でさらにある程度の増加が見られればアメリカ側としては非常にありがたいというふうな発言があつたことは確かでございます。その点を繰り返してから総理にも報告いたしたわけでございます。それに関連していただいま岩垂委員の御指摘のような総理の話も出てまいつたわけでございます。

○岩垂委員 たまたま玉木さん残つておられますから伺いますけれども、地位協定の二十四条、一項、二項あるわけですが、施設の面でたとえ新しい住宅あるいは隊舎の建てかえが事実上行われております。その他代替の範囲を超えてかなり大規模なものが去年あたりから行われておるわけですが、これは、限界はどんなことをお考えになつていらつしやいますか。やはり私は限界があると思ひます。その点はどんなふうにお考えになつていらつしやるか、御答弁をお願いいたします。

○玉木政府委員 いま外務大臣がおつしやられましたように、条約上の規定の解釈の面におきましては、地位協定の二条及び二十四条二項によりまして、日米が合意した場合には提供できるということになっておりますが、私も実施面を担当しております官庁として、お尋ねの限界という

問題について申し上げますならば、やはりこの狭い国土の中でございまして、現実これを実施していくにはさまざまな諸条件を満たしながら進めなければならないと思っておりますので、拡大するといひましても、無制限にできるものとは私どもは受け取っておりません。しかし、具体的にどんな限界があるのかということになりますと、やはりこれは総合的に財政上の問題、それからまず第一には、当該施設の必要性につきまします、緊急度につきまします日米の合意、あるいは地元住民の受け入れの状態、そういうものをやはり総合的に勘案しました上で、その限界を一つ一つ判断をしていくということではなからうか、こういうように考えております。

○岩垂委員 せっかくですからお尋ねしますけれども、どうもアメリカに対してかっこうよくするために、そういうところを出張して行く、そして結果的に一項の在日米軍を維持することに伴うすべての経費は米國が負担をするというその部分をだんだん減らしていく、そのために画期的な施設費をふやしていくというような傾向が強まっているのです。

いまあなたは、たとえば去年、ことし、その費用、予算がありますね。これから、ことし、来年、これは一つ一つ当たらなければしょうがないと言ひながら、実際にはあなたは施設について全部点検を終わっているわけですから、その点は相当な金額になるのか。つまり去年と比べてみてことしのふえ方、そして来年などというふうに考えたときどういうふうになっていくのか。私は、日米が合意すれば勝手にできるんだという解釈自身も、正直なところこれでは全然通用しない、事実上二十四条というのは形骸化しているといふふう言わざるを得ないのですが、この点を含めて、玉木さん残っていたら大変恐縮ですが、せっかくですから御答弁をいただきたい。

○玉木政府委員 ただいま申しました私のお答え以上のことを、どのようなことが限界になるのかという具体的なメルクマールを申し上げるのは、

この問題の性質上できない問題じゃないかと思ひます。要するに、地位協定の定めております原則によりまして、双方がその置かれた条件下におきまして安保条約目的達成のための大きな枠の中で合意をしていくわけでございますから、無制限という運びになると思っております。

○岩垂委員 この地位協定の問題は、またやがて私もきょうは時間がございせんからしつかり詰めるつもりはございせんけれども、しかし、どうも最近の傾向を見ますと、リロケーションの範囲はもろろ超えておりますし、代替という例の大平外務大臣当時の答への問題も超えておりますし、それから思いやりという形で、事実上は何が何だかわからないような形で実費負担が行われていくという事実を私は指摘せざるを得ないので。こういう傾向というのは、日米の間で合意に達した地位協定の精神から考えても、私は少しどころか、大いに問題があるといふふう言わざるを得ません。

それで、これから始めていく作業としてはどんな形を外務大臣はお考えなすか。

○玉木政府委員 昭和五十二年からこの経費分担の問題が始まってきておりますが、これを通じて申せますのは、思いやりという言葉で表現されておりますように、この問題に對します政府の考え方は、その姿勢というものにおきまして、要求があつてそれを満たすということではなしに、安保条約の目的から見まして、日本側としてできるだけのことをしようということと連んできておる状況でございますから、今後におきましても、やはり当面の具体的な問題につきましても、その緊急性等を最も念を入れて討議をして実施していくという運びにならうかと思ひます。

○岩垂委員 それは後ほどまた別な機会を得てやりたと思ひます。

外務大臣、日米協議の中で、世界情勢の認識について基本的な一致点を見出したといふふうに報道されておりますし、先ほどもそういう意見を述べられました。その中で、特にアメリカの中長期

の対ソ政策に對して基本的に同調といひましようか、同意をされたと言われておりますが、この辺はどういうふうにお考えかといふことが一つと、もしそうであるとすると、たとえば新聞報道によりますと、「イラン、アフガニスタン事件に對処する米國の中東政策への協力、ならびに世界的な東西軍事バランスの維持の両面から日本の自衛力の大幅増強に強い期待を表明した」といふ言葉を含めて、いわゆる全方位外交と言われるものから見てかなり問題があるのじやないかと言わざるを得ないので、外務大臣のお考えを伺ひたい。

○大来國務大臣 最近の國際情勢につきましても、特にアフガニスタンの問題を契機といたしまして、確かに東西の緊張が高まった面がございまして、確かに東西の緊張が高まった面がございまして、けれども、同時に、私がパンス長官やブレジンスキー補佐官等から直接話し合ひまして得たところでは、アメリカはSALTⅡを続ける意思だ、時期ははっきり言えないけれども議会の批准も求めるつもりだといふことでございまして、米ソ兩國間の基本的な対立といひますか、SALTⅡにあらわされるような問題につきましても話し合ひを続けていくといふことでございまして、やはり米ソ兩國が核戦争の危険を防止することに本氣にやつてもらわなければ、これはそれこそ人類の将来が破滅するやうな結果になるおそれがあるわけでございます。この点はアメリカ側も真剣に將來も続けていく。ただデタントの解釈が、従来ソ連の場合には、どうも欧州の戦線といひますか欧州におけるデタント、その他の地域については革命の援助とかいろいろな情勢に應じての関与があり得るという解釈がどうもソ連側にあるのではないかと、それは世界の平和と均衡を攪乱する非常に危険な要素になり得るわけでございます。ソ連のアフガニスタンからの早期撤兵、さらには他の地域に軍事力を背景にして進出してくるといふことに對してできるだけの抑止が必要であり、さらに今年の初めの國連の緊急総会でもあらわされましたように、アフガニスタンからソ連軍の即時撤兵を求める案に對しまして百四カ國が賛成をい

した、これは多数の第三世界の國々も含めてそういう世界の世論といふものが示されたわけでございます。こゝろからいふと、ソ連の反省を求めていくといふようなことにつきましても、大きな筋で見解が一致したと考えておるわけでございます。

全方位外交につきましては、これは全方位と申しましても、世界のあらゆる國と同じように仲よくするといふことには現実問題としてなかなかならない。非常に親密な關係がある、一応友好的である、いろいろなニューアンスもあると思うのでございまして。これは私の考えとしては、日本はとにかく資源小國といひますか、食糧もエネルギーも原料も大部分海外、世界じゅうからの供給に仰いでおりますし、また、防衛についても平和憲法のもとで最小限の自衛力といふことで世界の中で生きていくといふチョイス、選択を第二次大戦後にいたしましたわけでございます。そういう立場からいへば、世界じゅうどこにもシリウスエネミー、深刻な敵をつくらないといふ、そういう意味での全方位外交といふものが將來とも必要だと考えておるわけでございます。

○岩垂委員 ちよつとまだ質問が残つておるのですが、外務大臣また参議院へ呼ばれておるようですが、頭の方とけつの方をとられちゃいますとやりにくくてしょうがないのですが、まだいろいろあるので時間が来るまで御勘弁をいただきたいと思ひます。

自動車問題、トヨタ、日産の工場進出を強く迫つた。この場合、いわゆるバイアメリカンといひましようか、現地生産された自動車といふのは対米輸出の上積みといふふう理解していいのですか。

○大来國務大臣 これは工場ができてみないとわからないわけでございます。競争力の問題もございまして、アメリカの自動車大メーカーも、いま大型車から中、小型車への大規模な転換を始めかかつておるわけでございます。現地工場の生産が上積みになるのかどうかといふことは、仮に

て、私自身も質問主意書を一回にわたって出した問題点についてお尋ねをしておきたいと思ひます。

国家自身の請求権を除けば、いわゆる外交保護権であり、「云々」と書いてある。同時にその文章の中で、「日南興業株式会社」の請求権と日本国との平和条約第十九条(a)項との関係に関する政府の立場は二についての1において述べたとおりであり、

しましては最高裁の判例も同様に考えているのではないか。したがって、まことにお気の毒な

も門前払いなんです。いままでの経過をあなた御存じだと思っから細かくは言いませんけれども、まさにキャッチボールなんですよ。そしてその時の金額にして約八億円という犠牲が現実にあ

わけです。外交保護権という問題があるにしても、日米の間でその辺の話し合いをしなければ、日米合同委員会の合意事項です。しかも日米合同委員会の両方が認めて問題が発しているわけですよ。合同委員会のやりとりというのは、つまり両方を代表するオフィシャルな立場でしょう。それも宙に浮いてしまおうというのじゃ、裁判のことはこっちへおいておいてもいささかおかしいのじゃないか。これは私、はっきり申し上げておきたいと思うのですが、その点はどうかですか。

○伊達政府委員 アメリカで門前払いということも事実でございますが、先ほど申し上げましたように、日本国政府として日南興業のクレームを取り上げてアメリカ側と交渉する権利を放棄していただきますので、いかなともならないものであると思われたいでございます。

それから、合同委員会において話し合いが行われた経緯があるではないかということでございますが、これも先生御承知のように、合同委員会と申しますのは日米安保条約によってでき上がったものでございまして、同委員会の権限といたしましては、それ以前に、つまり講和条約、安全保障条約の発効以前に存在した戦争請求権の問題は合同委員会の権限外であるということ、その後合同委員会ではいかなともないがたい状況になっていると承知しております。この点もまたことにお気の毒なことではあると思われたいでございますが、そういう考え方をとらざるを得ないものではないかというふうに存じております。

○岩垂委員 裁判、裁判とおっしゃいますけれども、実は十九条の解釈について裁判は結論を出していないのですよ。「日本国との平和条約」を締結することにより、同条約一九条(a)項によつて原告がアメリカ合衆国に対して有していた補給廠の本件契約不履行に基づく損害賠償請求権を放棄したと主張し、被告は第一次的にはこれを争うが、この点に対する判断はしばらく措き」ということにして、以下実態論で契約の実態について一つの判断を下しておられるわけですから、だから裁判所が下さ

れた事件ですからとおっしゃるけれども、裁判所自身は請求権の所在の問題についての結論は出してないわけですから、その辺は、外務省としての対応はもう少し親切であつていいし、国民に対してもっと誠意を持つべきであらう、私はこんなふうに思いますが、いかがですか。

○伊達政府委員 先ほど私がちよつと言及いたしました日本における最高裁の判例というものでございまして、その判決の論点と申しますのは、原告日南興業がこうむった損害は敗戦という事実に基づいて生じた一種の戦争損害であつて、他の種類の戦争損害と同様、多かれ少なかれ国民のひとしく耐え忍ばなければならぬやむを得ない犠牲であつて、こういう場合の補償については憲法二十九条三項の全く予想しないところであり、また、いづれにいたしましても平和条約の当該条項で国が約束と申しますか、そこで決めているのは外交保護権を行使しないこととどまるというような判決の論旨であると承知いたしております。

○岩垂委員 憲法の予想しないといつても、現実には税金は納めさせられていて、滞納処分までも行われているわけですから、税金だけ取られているのです。結局、実は控訴したいということで、第一審から控訴したいと思つたけれども、差し押さへを食らつてしまつて、人件費も十分に払えないという状態のもとで、高等裁判所でも却下という除を要請したけれども、高等裁判所からも却下ということなんです。こういう損害の補償という問題は、これは戦争損害だといふふうには言えない。なぜなら、ここにもう一つ資料がありますからごらんいただきたいと思うのですが、その契約内容も、そういう状況のもとだったから、アメリカの強大な権力によつて押しつけられたからというふうなことを判決の中で言っているけれども、ちつとも平時と違わないのです。そういうものを一方的に戦争損害でございましてからといって始末をしてしまふことはどうしても理屈が通らない。たくさん申したいことはございます。たとえば

営業権付与に関する問題でも実はいろいろ言いたいことはございます。しかし、少なくとも売り上げたというか、その金は払わないで、その利益に税金をかけて取つておいて、それは憲法の予想せざる事態だということでは、どう考へたつて通用しない。しかもアメリカと日本がキャッチボールをして、結局泣き寝入り、そしてそれは平和条約だからと、こうなるわけですから、御存じのとおり、吉田茂氏はサンフランシスコのオペラハウスで、わが国を代表してこの公平寛大なる平和条約を欣然受諾いたしますというこ

とさえ言っているわけですから、そういう立場から考へて、もう少し日本政府が何らかの措置を考へてあげるということが必要ではないだろうかと思つて思つたのですが、条約局長その辺についての――条約局長の前に大臣。

私、実は細かく全部説明する時間がなかったものですから、その点についての御説明が省かれていまして、安次領さんとおっしゃる方です。が、とにかく一通会つてくださ、きょうでなくともいいし、しかるべき機会に。そして実情をしっかりと聞いてください。そして何らかの措置をとつてあげないことには、何としても気の毒な話ではないかというふうには私は思つております。後ほど細かく経過などについても大臣のお耳に入れないければなりませんけれども、何らかのアメリカに対する意思表示というふうなものが必要ならばならぬのではないかと。私は、できれば再審への道というふうにも考えました。しかし、それも時効だといふふうなことも含めてなかなかまなならない。時効ではないのですが、再審理由というものを探し求めることについても非常にむずかしい問題があるわけですから、再審のルートに乗せる何らかの措置というものがあれば、それも一つの材料でございまして、それはそれとして、一遍外務大臣自身が条約局長を含めて御本人とお目にかかつて、その実情を聞いていただいて、何とかひとつ措置をしていくということについての御答弁を煩わしいと思つたのですが、いかがでし

ようか。

○大来國務大臣 私、いまの御指摘の問題につきまして余り詳しい内容を従来存じておりませんでしたので、よく事務当局からも事情を聴取いたしました上で措置したいと考へる次第でござい

○岩垂委員 本人と近いうちに、お忙しい日程ですけれども、時間には十分余裕をとつていただいて話を聞いていただく、その上でさまざまな手だてによろしゅうございませうか。

○大来國務大臣 いまのような御趣旨を含めて了解いたします。

○岩垂委員 条約局長、その辺はよろしゅうございませうか。

○伊達政府委員 お会いしてお話を承ることはやぶさかでございます。

○岩垂委員 もう代議士会の放送をしていますし、時間が参りましたからこの辺でやめたいと思つておりますが、外務大臣はいつごろ中東訪問を予定されておられるのですか。そして大平総理大臣の訪問というのはいずれ得るのですか、その辺のことについて御答弁をいただきたい。

○大来國務大臣 まだ具体的な日程は決まらな

○岩垂委員 わけでございまして、パリのIEAの会議とかOECDの閣僚理事会とかいうようなものもござい

○岩垂委員 そういふものとの関連でできれば考えたいというところで、内々検討中の段階でござい

○岩垂委員 総理につきましては、総理もかねてからそういう機会を得たいと言つておられますが、国会及び選挙等の関係もございまして、非常に近い将来に実現するといふことはあるいは困難かと考へておりますが、総理はできるだけ近い機会にということと申しておられます。

○木野委員長 午後四時から委員会を再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後一時四十七分休憩

午後四時五十二分開議

○木野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。鈴切康雄君。

○鈴切委員 大来外務大臣、あなた訪米されました、大変にお疲れのところ矢張り早く、時の人というわけではないけれども、実際そういう意味においては御苦労だと思えます。

わが党は、防衛力増強という問題については考え方を異にいたしております。防衛力を増強することによって国民生活が圧迫される。あるいはまた安全保障というものは何れも軍事力だけではない。外交、経済、教育あるいは文化、そしてそれに加えて軍事力という、そういう総合的な観点に立ったときに、私は安全保障という問題についてはやはり考え方を異にするわけであります。しかし、そういう立場でお話を申し上げますと、なかなか質問が合わないという問題もございまして、大来外務大臣が今回アメリカに行かれたし、内容を中心にして、大臣にいろいろと御見解をお聞きしてまいりたい、こう思う次第であります。

そこでまず最初に、あなたがブラウン長官にお会いになった。ブラウン長官が、日本の憲法上の制約があることも、自衛力の程度は日本が決めることも十分承知をされていると、あなたと話をされる前にその話をされて、そしてその上立って今度は、目に見える形での増強の期待を述べたというふうな伝えられておりますけれども、目に見える形での増強というのは具体的に何を意味しているんでしょうか。

○大来国務大臣 最初に、ただいま参議院の予算委員会に出席を求められて、当委員会をお待

たせをいたしまして申しわけございません。

ただいまの鈴切委員の御質問でございますが、ブラウン長官の発言の中にございました、これは日本訳の仕方でもございしますが、ステディー・アンド・シグニフィカント・インクリースと英語では先方は言っておったわけでございまして、着実な目に見えるという訳でもございまして、着実な目に見えるという訳でもございまして、先方としては、ある程度そういう目に見えるといえますか頭著なといえますか、そういう意味での増加が望ましいという意味であったと存じます。

○鈴切委員 その目に見える形の増強の期待というところで、そのとき新聞報道はそうなされておりました。ところが、あなたがお帰りになりましたから、ここにその目に見える形というものの輪郭が明らかになってきたわけであります。それは防衛庁の中期業務計画の見積もりの達成という問題、これについてはアメリカは大変に関心を持っている、そしてこれを早くやってもいい、こういう考え方を明らかにしたというふうに言われているわけでありまして、それともう一つは、駐留費の増額という問題もやはりかなり大きな問題としてあなたが話した内容の問題点ではあるろうかと思えますけれども、いま私が申し上げましたように、この防衛庁の中期業務計画の見積もりの達成について早くやってもいい、これはアメリカの国防報告の中にも、日本の国の五十五年度から五十九年度にわたるところの中期業務計画の内容というものがそれなりに書いてある、そう考えたときに、これを早くやってくれ、こういうことについて言われたというふうに考えていいでしようか。

○大来国務大臣 中期業務見積もりと申しますのは、防衛庁限りの一つの見積もりでございまして、日本政府全体としての承認といえますか、統一意思にはなっていないものでございまして、ただ、米側がこれを研究していることは事実でございます。米側がこれを研究していることは事実でございます。米側がこれを研究していることは事実でございます。米側がこれを研究していることは事実でございます。

いという希望の表明があったことは事実でございます。

もう一つは、御指摘の駐日米軍の経費分担というところで、これは従来日本政府も分担をしておるわけでございしますが、この分担の増加があれば、アメリカとしても、自分の立場として、議会あるいはジャーナリズム等から絶えずこの問題についての質問がある、つまりヨーロッパや日本がある程度そういう防衛の負担について協力をしていくというかどうか、アメリカも非常にインフレその他で苦しい情勢で、予算も全体として削減する、その中で防衛費だけは伸ばすということでも苦勞しておるので、そういう情勢からしても、在日米軍の経費の負担増ということを日本側が図ってもらえれば非常にありがたい、そういう発言がございました。

○鈴切委員 やはり防衛庁の中期業務計画の話が出て、それについて早くやってくれということの期待は述べられた。しかし、それは防衛庁だけの実は考え方であって、政府がそれに対して決めたわけではないことは、これは私もよく知っているわけではございませんけれども、しかし、昭和四十三年から昭和五十二年まで、防衛関係費の対GNPの比率というのは大体〇・八%だった。ところが、昭和五十三年、五十四年、五十五年は引き続いて〇・九%となっております。これは御存じですか。〇・九%ではアメリカの期待している目に見る形ということにはならないのかどうか。アメリカは、目に見る形、いわゆる顕著な姿をどのように考えているか。この点について、実際にGNP一%ということを明らかにして言われたかどうかの問題と、中期業務計画の見積もりを早くやってくれということに対して一%との関連はどのようにお考えであったか、あるいはどのようになたは感觸を受けたか、この点について。

○大来国務大臣 今回の会談では、GNPの一%あるいは〇・九%という問題は正面からは取り上げられなかったわけでございまして、むしろ日本の防衛という問題で、日本自身がもう少し増強する

余地があるように思われる、日本の専守防衛という立場も憲法の立場も十分理解しておるということとは、先ほど御指摘のとおりでございますが、専守防衛の立場の中でももう少しやれると思うし、それをわれわれとしては期待したい。それは、一%にいつ到達するとか、そういう形の議論ではございませんで。

○鈴切委員 正面から一%だというようなことについては言われなかったということですね。しかし、あなたも御存じのとおり、防衛庁だけの考え方は、それは昭和五十五年から五十九年の間に約二兆七千億から八千億の業務計画の見積もりをつくっているわけですから、その最終年度であります五十九年には少なくとも一%を達成する、それが含まれた業務計画になっていること、これは外務大臣は御承知で行かれたのか、あるいは向こうもそういうことを期待しているがゆえに一%ということとはあえて言う必要はなかった、業務計画の中身をひとつできるだけ早くやってくださいと言われたというふうにお考えになっているか、その点についてはいかがでしようか。

○大来国務大臣 防衛庁の中期業務見積もりによりますと、昭和五十九年度ではGNPの一%という見積もりになっておることは私も承知いたしております。この点は米側も承知しておるのだらうと考えます。しかし、先ほど申しましたように、GNPに対する一%ということは正面の議論としては出なかったわけでございまして。

○鈴切委員 外務大臣も、その中期業務計画を達成するということも少なくともGNPの一%を目標にしていることはよく御存じであった、また、向こうもそれを承知であったということを答弁されたわけでありまして。短期間に大幅に自衛力の増強はできないということを大来外務大臣は言われたわけでありまして、その着実に増強していくということとは、日本としては、いままでやってきたけれども、その上に立ってさらに増強をしていくのだというところになりましようか、あるいはどのよう

な形でいつまでをめぐりとおやりになるつもりなんでしょうか。

○大来国務大臣 この点につきましては、外務大臣の一存ではまいらないこととございまして、防衛庁長官、ことに総理その他内閣としての考え方の問題になるかと考えてございまして、どこまでというところについて、現在の段階では政府もはっきりした意思がまだできておらないというのが実情かと存じます。

○鈴切委員 あなたが着実に増強していくというふうに言われたこと、〇・九%を続けていくということ——わが国はGNPがかなり大きくどんとふえていきますから、実は〇・九%も大変なことなんです。ですから、着実に〇・九%でいくのか、あるいはさらに〇・九%に上積みしていくかとされているのか。あなたのお考えの、着実に増強というその言葉の意味は、どういうふうに思っているのか。

○大来国務大臣 御承知のように、昭和五十一年の国防会議決定、同時に閣議決定でございまして、防衛費についてGNPの1%を超えない範囲を当面のめどとするという決定がございまして。それは、閣議決定でございまして、一応昭和五十一年の段階におきます政府の見解であつたわけでございます。その意味では、GNPの1%を超えない範囲というの、政府としての意思決定が過去において行われているということであらうかと思ひます。ただ、現実の防衛支出というのは、そのときどきの財政情勢とか、国民のコンセンサスとか、あるいは国際情勢とか、いろいろな問題に基づきまして、年々予算編成のときに考えられるものだと存じますので、そういう情勢から言いますと、いつまでどうというとはいえない段階で言えることでもございませぬし、1%を上回らないという閣議決定にも、いつまでというところはうたわれておらない。ただ当面と言われているわけでございます。

トを占めるので、これからは〇・九%でいってもいいのじゃないかという気持ちなんです。あるいはもう少しは色をつけなければならぬのかなというお考えなんですか。外務大臣自体はどうお考えになつておられるのでしょうか。

○大来国務大臣 これは、先ほど申しましたように、外務大臣だけで考えるというわけにもいけません。防衛の問題は、外務省としては日米安保という対外的な関係で関与いたしておりますが、これはやはり基本的には防衛庁あるいは総理、内閣全体という問題になりますので申し上げかねるわけでございます。ただ、先ほど申しましたように、1%を上回らないというところまではこれまでの閣議決定があるというところで御了解いただければと思ひます。

○鈴切委員 実はGNP1%論議は、私はずっとやってきた経緯がございまして。当初はGNP1%以内というところでした。坂田防衛庁長官のときにGNP1%をめぐるといふことを言い始めました。私は、めどとは何かということ、坂田防衛庁長官のめどとは何か、たとえば1%だつてそれはめどとして、いままで政府が言われた1%以内とはずいぶん異なるということ、議論をして、それでは1%以内というところでその当時は坂田防衛庁長官も引き下がった経緯がございまして。

ところが、先ほどおっしゃったとおり、昭和五十一年十一月五日に国防会議並びに閣議決定をされました「当面の防衛力整備については、防衛力整備の実施に当たっては、当面、各年度の防衛関係経費の総額が当該年度の国民総生産の百分の一に相当する額を超えないことをめどとしてこれを行ふものとする」ということで、ずいぶん後退した。「当面」ということ、もう一つは「めど」という努力目標が入つたということ、私どもにしてみれば大変に大きく変質した、実はそういうふうに思つておつたわけですが、いまこれがいわゆる閣議決定として実際にはあるわけであり

と、ところが、大来外務大臣が十九日の衆議院の外務委員会で防衛費の問題について、防衛費予算の国民総生産、GNPの比率については固定的、機械的な上限を設けることは適当ではないというふうに述べられたわけでありまして、政府の公式見解なる当面、百分の一、すなわちGNPの1%をめぐると行うということと矛盾はしないのか。あなたの意図する発言というのは、どういふことを意図されているのでしょうか。

○大来国務大臣 ただいまの点につきましては、外務委員会で土井たか子議員から非常に重ねての御質問がございまして、防衛費についての上限を設けることにしてはどうかということについては、お尋ねがいろいろ繰り返してございまして、私は、いまの五十一年の閣議決定もございまして、1%を超えないということと当面ということとを言っておる、その固定的な目標を未来永劫にわたつて設定することは実際的にはないだろう、未来永劫というものを申したわけがございまして、これはいろいろな情勢の変化ということを将来にわたつて非常に長期に予想することはできませんので、未来永劫にわたつて1%を上限ということと設定することは適当でないように思ひ、土井先生の質問に答えてそういう形で答弁したわけがござい

○鈴切委員 国防会議、閣議決定の当面、1%以内をめぐるとしてという内容は、未来永劫なんて言葉は何も出ていないわけですね。あるいは機械的に上限を設けることはよくないとか、そんなことは何にも書いてないわけですね。ですから、そういうことを言われるということは全く閣議決定を——果たして大来外務大臣は閣議決定の重みということについてよく御存じであるかどうかということ、その点について私は非常に疑ひがたくなつてしまふのです。やはりその閣議決定された、いわゆる1%以内ということと当面のめどにしてというその線は、これは閣議決定されている以上はその線であるべきが必要なことであつて、これを恒久的にあるいは機械的に上限を設けないことなんだと

いうことは、あなたは大変に慎重でありながらちよつと慎重を欠くところがあるのではないでしようか。その点についてはいかがでしようか。

○大来国務大臣 そのときの議事録をごらん願えれば明らかかと思ひますが、当面ということとは一体何年ぐらいなのかというふうな御質問もございまして。それに対して、これは常識から言えば数年というところになるのかもしれないことをお答えしたわけがございまして、さらに将来にわたつてどうなんだ、固定的な上限を設けるべきではないかという御質問がございまして、それに対して未来永劫、固定的な上限ということとは、先ほど申し上げましたように、適当でないかもしれない、そういうふうな経過で答弁したわけがございまして、五十一年の閣議決定の重要性は十分存じておるつもりでござい

○鈴切委員 「当面」といふ言葉ですけれども、あなたは数年とおっしゃつた。しかし、当時私が議論をした三原防衛庁長官は、数年といつてもなんでもしょうから、四、五年と、そう申し上げた方が適切である、こうおっしゃつたわけですね。昭和五十二年にそうおっしゃいました。四、五年となりますとまさしく来年は「当面」のいわゆる限度に來ている。それと同時に、防衛庁が中期業務計画の見積もりをやつた。ということ、もうすでにGNP〇・九%に対して幾らかでも上積みをしたというの、防衛庁の考え方。と同時に、大来外務大臣も、ブラウン国防長官が中期業務計画というものを十分に承認をした上において、早くやつてくださ、こういうことに対して、あなたは着実に増強してまいります、こうおっしゃつたというところ、これはだれが聞いても〇・九%で事済まされる問題ではないというふうに思われるのですけれども、その点どうでしようか。

○大来国務大臣 先ほど申しましたように、五十一年の閣議決定は1%を上回らないということになつております。防衛庁の内部の案でございまして中期業務見積もりは、五年で大体1%という見当になつておるわけがございまして、私はブラウ

ン長官に対して、英語のステディー・アンド・シ
グニフィカントということに対して、シグニフィ
カントは無理だ、しかし、ステディーにはやらな
ければならぬだろうというふうに申し合わせたわけ
でございます。

現実の日本を取り巻く情勢を考えてみますと、
一方におきまして極東におけるソ連の軍事力の強
化というのが急速に進んでまいっております。こ
とに海軍力の増強は相当目覚ましいものがあるわ
けでございますし、同時に、北方領土の四つの島
のうちの三つの島にソ連が軍事基地をつくってお
るということも御承知のとおりでございます。

そこにアフガニスタンにおけるソ連の軍事介
入、国境の外にある独立国に軍事力で介入したと
いう事実が発生したわけでございます。これに
対して世界の世論も、国連の緊急総会の決議
にも示されましたように、多数の中立国、第三勢
力といえますか、こういうものを含んだ四百票と
いうのがソ連軍の即時撤退を求めたわけござい
ます。また、中東方面ではイスラム国の外相会議
が行われまして、これもソ連軍の即時撤退の決議
を出すという状況がございまして、こういう
情勢が一方において動いておるわけございま
す。

同時に、私もとしては、いかなる状態におい
ても日本が安全である、日本国民が危険にさらさ
れないという状態を常に考えていかなければなら
ない。しかし、その場合基本的には専守防衛でござ
いますから、自分たちの安全を守る、他の安全を
脅かす、あるいはアメリカの全体の世界的な戦略
の中に巻き込まれるということとは、日本人として
絶対にあつてはならないこととございまして、こ
ういう国際情勢の中において、そういう意味での
本当に日本人の生命、財産、安全を維持するとい
うためには何をしなければならぬかということ
で、そのときどきの情勢に具体的に見合せて考え
ていくべきものだと思っております。そういう
のを、未来永劫というわけにはいかぬだろうとい

うような趣旨を申し上げた。情勢が緩和すれば一
%よりもはるかに低くてもよろしいわけござい
ます。

○鈴木委員 大来外務大臣は参議院の方に
ことです。もう一問だけ聞きます。

状況がかわれば何も一%でなくてもいいんだと
いうお話ですけれども、それでは、いまのソ連の
潜在的な脅威といふものに対して、これはかなり
装備を強化していかなければいかぬ、増強して
いかなければならない、そういうふうな受け取ら
れるのですが、そういうふうな受け取っていいで
しょうか。

○大来国務大臣 専守防衛という立場で、ある程
度防衛力の強化が必要だろう、潜在的脅威であつ
て顕在的脅威ではないけれども、潜在的脅威の度
合いが強まっているというのが防衛庁長官の答弁
でございまして、そういう立場から見れば、日本
の国土を守り、国民の生命を守るという意味で、
ある程度の防衛努力の強化が必要だろうというふ
うに私も考えておるわけでございます。

○鈴木委員 もう一問。実は私は昭和五十二年
に、当時防衛庁の原経理局長と質問のやりとりを
やったことがございまして、いまは防衛局長になつ
ておりますけれども、当時は原経理局長だつたと
思いますが、そのときに、昭和五十二年から五十
五年に至るGNPの伸び率といふものを六%と見
た場合に、果たしていまの状況でいられるかどう
か、一%を超すんじゃないかという議論の中に
いて原経理局長は、昭和五十五年はGNPは二百
二十七兆円でありまして、一%は二兆二千七百億
円、二兆二十四億円から見ますとまだまだすき間
がございまして、それはF15並びにP3Cの購入費
八百八十億円を入れてもすき間があります。だか
ら決して一%を超えることはございせん。それ
から決して一%を超えることはございせん。それ
から、昭和五十六年まではどうなんだ、こう
聞いたところ、昭和五十六年までは見通すといふこと
はなかなかむずかしいけれども、しかし、昭和六
十年においては防衛庁の試算でいきますとこれが
三百四兆円だ、GNPが三百四兆円だからその一

%というのは三兆四百五十億円になりますね、そ
ういうことから考えまして、そのときですらF
15、P3Cの購入費千九百七十億円を加えても、
昭和六十年には一%を超えなくても、すき間があ
ります。こういう答弁を実はしておるのです。昭
和六十年まで一%はもう必要ないのです、その間
に必ずすき間があるのです、こういうことなんで
すね。

先ほどあなたもお話のありました新経済七カ年
計画でいきますと、これが名目四百二十四兆九千
億、そして実質が三百四兆円なんですね。ちやう
ど三百四兆円、これはその当時防衛庁の経理局長
が言ったとおりなんです。となりますと、そんな
に簡単に一%までいくということとはあり得な
い、一%まで増強する、すると言つたつて、一%
まであり得ないというふうに私は思うのですよ。
昭和六十年に、あなたは一%になると思いま
すか。

○大来国務大臣 御承知のように、いま政府全体
としても財政再建に取り組んでおる時期でござい
ますし、昭和五十五年の予算は名目で防衛関係
は六・五%の伸びでございまして、もしもこの新
経済七カ年計画の見直しで実質五・五%という経
済成長率、平均でございまして、そのほか物価
騰貴分が上乗せになるわけでございます。この
一%という数字まで到達するのなかなか容易な
ことではないというのが私の感じでございます。

○鈴木委員 大臣、どうぞ。
大事なことである大臣が行かれてしまったの
で……。確かに一%いくということは、これは並
み大抵ではないわけですね。そんなに簡単に一%い
くはずが実はないわけでありまして。そういうこと
から、それでは大蔵省にお聞きいたします。

大蔵大臣が、一%を先取りして防衛予算を決定
する手法はとるべきではない、一%にすることは
困難であろうという考え方を述べられたわけであ
りますけれども、財政当局はその考え方に変わり
はございせんか。

○山田説明員 財政当局といたしましては、現下
の厳しい財政事情を考慮いたしますと、大蔵大臣
が答弁したとおりと考えております。

○鈴木委員 そうしますと、財政当局は防衛予算
だけが財政の聖域であるというふうなお考え方は
とらない、いままでもとっていないけれどもこれ
からもとらない、こうおっしゃっておられるので
しょうか。

○山田説明員 お説のとおりでございます。

○鈴木委員 たしか私も相沢議員が大蔵大臣
に質問をしたときに、大蔵大臣が財政当局として
一%の増強に対して非常に強い難色を示されて、
大蔵大臣はその理由として、GNP一%を達成す
る場合防衛予算の伸び率がどれくらい必要か、具
体的な数値を示された。それによりまして、昭和
五十六年度に一%にする場合には二・三・八%増、
これは対前年比ですね、それで二兆七千六百億
円を要する、五十七年度までに達成する場合に
一・七・四%、五十八年度までに一・五・四%、五十
九年度までには一・四・四%、六十年までには一
・三・八%という防衛予算の伸び率が毎年必要であ
る、こういうことを答弁されたのですが、そのと
おり間違いございませんか。

○山田説明員 大蔵大臣が答弁されたのは、私ど
もでいろいろ前提を置きまして、たとえばGN
Pの成長率も財政収支試算の成長率に合わせる、
あるいは一般会計の伸び率もそれに従うというよ
うな前提を置きつつ試算したものでございまして
は、いまお述べになりましたとおりの数字でござ
います。

○鈴木委員 防衛庁の中期業務見積もりは、防衛
庁限りで作成した、言うならば向こう五年間の整
備計画で、実は予算との関係はないわけでありま
すけれども、大体試算をしてみますと、二兆七千
億から二兆八千億と言われております。これに対
して財政当局、すなわち大蔵省としては、全く関
心がないと言えはこれはさだと思ひますけれど
も、どういふふうな考え方でおられるか。少なく
ともこれは国防会議とかあるいは閣議決定の手順

を繰るにしても、財政当局は財政再建と防衛予算というものはどうあるべきだというふうにお考えになっているか、その点について伺います。

○山田説明員 防衛庁の中期業務見直しは、先ほど来お話がございすように、防衛庁限りで作成したものでございすので、私もどういたしましては必しもこれに拘束をされないという立場でございまして、年々におきまます防衛庁の予算要求の中身を十分吟味させていただきまして、財政事情及びその他社会保障等の他の経費とのバランスを考慮して適切な規模が決定されるというふうな考えでおる次第でございす。

○鈴切委員 昭和五十五年度は、実際にはその中期業務計画の初年度になるわけですね。それは五十五年から五十九年ですから初年度というわけでありますけれども、二兆七千億円とか二兆八千億円という大型プロジェクトを考へておる防衛庁と、昭和五十五年度予算の査定に当たった大蔵省との間で、取り扱いはどういうふうになっているのか。その大型プロジェクトの将来計画を認めた上での予算査定であるのか、あるいは政府の今年度の予算編成方針に基づいて財政をにらんだ上での単年度としての査定であったのか、その点についてはいかがでしようか。

○山田説明員 五十五年度の財政事情を勘案した単年度限りの予算査定であったと理解しております。

○鈴切委員 それだけお聞きすれば大蔵省は結構です。

それでは、次に少し進んでまいりたいと思っております。国連の非常任理事国に日本が立候補する意思を明らかにしながらも、前回は選挙の前にある経緯がございすね。どういう理由でおりられたのか。また今回立候補する意思のようであるけれども、それに対してどのような見通しなのでしようか。

○柳谷政府委員 本年の秋の御指摘の安保理事会の非常任理事国の選挙に対して政府としてどのような態度で臨むかということについては、まだ方

針を決定しておりません。

○鈴切委員 では、立候補するというお気持ちはないのでしょうか。

○柳谷政府委員 気持ちがないと言っていると聞いきたいと思います。わが国としてはやはり国連活動にできるだけ積極的に参加したいという気持ちの中、重要な機関である安保理事会の非常任理事国になるという事は一つの国連活動に対する積極的な貢献の意味がありますから、なるべく将来にわたつてもそういう機会を持ちたいという一般的な気持ちはもちろん持つておるわけでございす。

ただ、御承知のとおり、この非常任理事国の選挙につきましては、地域グループによる推薦とか、統一候補の決定とかいろいろルールがございす。そういうルールの中で、この秋あるいは来年以降、いつどのような形で立候補するのが日本として適当かというようになつては、これは相当慎重に動向を見きわめなければならぬので、そういう意味で、この秋についていまだ正式な決定は見えていないという趣旨でございす。

○鈴切委員 いわゆる非常任理事国としてのそれに、国連に対しての大きな発言力を持ちたいという意味においてそういう意思はあるけれども、決定はされてないのだ、こういうことであります。前に立候補はされたのですが、急に取りやめられたようなことになつたのですけれども、そのいきさつはどうなものでしょうか。

○柳谷政府委員 一昨年は選挙を戦つて、残念ながら当選しなかつたわけでございす。昨年は立候補を初めからいたしませんでした。

○鈴切委員 穀物の問題についてちょっとお聞きしますが、今回、穀物の対ソ輸出禁止をしたアメリカの余剰穀物一千七百万トンについて、政府は二十五万トンを政府間買付けとされたというふうな言われておりますけれども、それはカンボジア難民に対する無償援助に充てるのか。それとも無償援助というものは別枠に考えられておるのでしようか。

○桑井政府委員 お答え申し上げます。無償援助による米の輸出につきましては、私もまだ政策を決めておりません。したがいましめて、昭和五十四年度におきましても、約二百万トンの米をカンボジア内のカンボジア難民に出したいと思つておりますが、現在実施中ではございす。

昭和五十五年度につきましても、予算の成立を待ちまして検討したいと考えております。

○鈴切委員 そうしますと、二十五万トンの政府間買付けというものの性質はどういうことでしょう。

○羽澄政府委員 お答えいたします。

今回、大蔵大臣がアメリカに行かれまして二十数万トンということでも申し上げられたわけですが、これはまだ予算も成立しておりませんので、わが方としては決定ということではなくて、検討中ということでもアメリカに言つてあるわけでございす。その内容といたしましては、KR援助とか輸入の前倒しとか、あるいは備蓄の積み増しということが内容になるはずでございす。

○鈴切委員 それから政府の買付けと民間ベールで当初百万トンを、一千七百万トンの対ソ輸出禁止に伴つて日本の方として協力をするというような考え方があつたわけでありますけれども、民間の百万トンの中の二十五万トンを政府が買付けをするということになれば、あと七十五万トンということになるわけでも、民間の方との話し合いはどうなつておりましたか。

○羽澄政府委員 お答え申し上げます。

民間の方ではいろいろ提案もなされましたし、また御説明もございましたように、農林大臣が輸入業者を呼びまして、どのようなことが可能かというふうなことを聞かれたことがございす。しかし、その際商社側の回答は、いろいろ買付けの約束もしておるし、これ以上の商業ベースでの買付けはなかなかむずかしいという反応があつたように私は承知いたしております。今回の二十数万トンというものと今後あり得べきという商業上のものとはどういう関係に立つつかとい

うことでございす。とりあえず政府としては二十数万トンの購入ということを検討中というところではございす。このことは、必ずしも今後商業ベースにおいて穀物の買付け増が行われるというものを排除するものではございせんけれども、一応これとは切り離して考へておる次第でございす。

○鈴切委員 アメリカがソ連に対する穀物輸出を禁止したということは、一つは穀物を戦略物資という形で取り上げたというふうな言われているわけですね。ところが、実際にはソ連は、アメリカが輸出をしなくなつたということで第三国からもうすでに実質的に輸入の契約をしているというところ、アメリカの対ソ穀物輸出禁止はさほど影響しないというふうな言われているわけでありますけれども、外務省あるいはその関係の方はその実態をどのように把握されていまししょうか。

○羽澄政府委員 お答えいたします。

アメリカの発表に当たりますと、アメリカは確かにナショナルセキユリティー、それからフォーリンポリシー、要するに国家安全保障及び外交上の目的によつてアメリカの穀物の輸出を制限するといふふうな言つておりますが、通常行われております八百万トンの輸出というものは認められておるわけでありまして、それ以上の、いま先生がおっしゃいました千七百万トンをとめたというのが現実の姿になつております。これに對しまして、先生御指摘のとおり、ソ連の方ではかなりの数量を第三国市場で買付け手当てしておるようございまして、たとえばこの暦年において、ソ連の中において実際に食糧の危機が起こるかと言へば、若干足りない面があるとか、あるいは特に飼料面において若干足りないことが起こり得ても、きわめて重大な支障は起こすことはあるまいと一般に見られております。ただ、このアメリカの今回の措置は、そういうたきわめて短期的なすぐの効果はさておきまして、アメリカの強い姿勢を示すという政治的な効果をねらつたものだとも思われますし、また、この穀物の輸出の抑制が長

期にわたります場合には、ソ連内におきましても相当の影響をいいますか、打撃があるものというふうに考えられます。

○鈴切委員 一つお聞きしますけれども、たしか原子力ミサイル巡洋艦から沖繩の勝連村のホワイビーチで異常放射能漏れがあった、かなり高い数値であるというふうに言われているわけでありますが、それについて、科学技術庁の方から外務省の方へ何かお話を聞いておられましようか。そして外務省としてはアメリカにどのような処置をおとりになられるのでしょうか。

○栗山説明員 お答え申し上げます。

科学技術庁の方から連絡を受けまして、在京米大使館を通じて米側に照会中でございますが、私どもの承知しておりますところでは、科学技術庁の方からの連絡によれば、現地でのモニタリングの結果、いわゆる技術的な正常値の範囲内ではあるけれども、晴天時の値よりは若干高い、こういう数値であるというふうに承知しておりますが、いずれにしても米側に目下照会中でございいます。

○鈴切委員 正常値より少し高ければ異常値じゃないの。異常になるんじゃないですか。正常よりも高ければ異常じゃないですか。許容する正常値よりも高ければ異常値じゃないですか。

○栗山説明員 私どもの承知しておりますところでは、いわゆる正常値と申しますのは九ないし十九CPSというふうな値であるというふうに承知しておりますが、今回の調査によりまして出ました数値は九ないし十四という数値である。したがって、正常値の範囲内ではあるということとでございます。

○鈴切委員 それでは、外務大臣が来られるまでちょっと別な問題を取り上げておきましょう。

極東の区域については、政府は従来から、フィリピン以北並びに日本及びその周辺の区域であって、韓国及び台湾地域もこれに含まれているという統一見解を、昭和三十五年二月二十六日に岸総理大臣が答弁をされておりますが、その統一見解

はいまも変わりはございませんか。

○栗山説明員 変わりございません。

○鈴切委員 政府は、ベトナム戦争が行われている間のベトナムというのは、直接極東の平和と安全に重要な深いつながりがあるという意味で、当時のベトナムは極東の周辺という概念を持っておられましたが、今、RDF構想によってカーター大統領の一般教書でも強調されると同時に、さらに最近ブラウン米国防長官やペロー米海兵隊司令官が、有事の際沖繩の海兵隊をインド洋や中東へ投入することを明らかにしましたけれども、インド洋及び中東は極東の周辺区域であるのかどうか、その点について伺いをいたします。

○栗山説明員 御質問のいわゆる緊急展開部隊と申しますかRDFとの関連で申し上げますと、RDFについては特定の任務、中東であるとか特定の地域への任務をあらかじめ特定の部隊に付与しているという性質のものではないと承知しておりますが、わが国に駐留しております米軍との関係で申し上げますと、一方におきましては、御承知のように、累次政府答弁で申し上げておりますが、わが国に駐留しております米軍の行動範囲というものは必ずしも極東の範囲には限定されないということとございまして、他方におきまして、わが国に駐留しております米軍が中東あるいはインド洋に直接戦闘行動のために出撃するということや、その関連で申し上げますと、中東あるいはペルシヤ湾というふうなものが極東の周辺というふうなものに相当するということには考えておりません。

○鈴切委員 私が聞いたことをよく答えていただかなければならぬわけでありまして、いま私が申し上げたのは、有事の際沖繩の海兵隊をインド洋や中東へ投入するということに言われたというわけですね。だから、インド洋や中東へ投入するということ、インド洋及び中東は極東の周辺区域であるかどうかはどうなんですかと聞いています。

○栗山説明員 極東の周辺という概念は、安保条

約の上で法律的な概念として存在するものではございませんが、安保条約との関連で申し上げますと、米軍の行動範囲というものは極東に

限るべきで、米軍の行動範囲というものは極東に限定されるべきで、その場合に米軍の行動範囲というものは必ずしも極東の範囲内には限定されない。しかしながら、他方、地理的にどこが極東の周辺であるかというところは、あらかじめ条約上特定されるような性質のものではないというところでございまして。

○鈴切委員 あなたがいうぶん、前と外務省の答弁が変わっております。私が聞いていたのは、インド洋と中東は極東の周辺地域に入りますかと聞いていたのですから、それだけ答えてください。

○栗山説明員 特定のインド洋でありますとかどこでありますとかということ、あらかじめ条約上極東の周辺というふうなことで特定できるという性質のものではないということをお答弁申し上げます。

○鈴切委員 あなたがさうおっしゃいますけれども、私もこれはずっと議論をしてきておる内容があるのです。その中に、「インド洋はどうだ」ということになりました。これは極東の平和と安全に直接無関係の地域というわけにはまいらない、こういうことになってきておるであらうと考えるわけでございます。すなわち、インド洋というものは極東の周辺だ、こういうふうな見解をとっておられるのですが、これはおたくの方のあれです。

○栗山説明員 冒頭に申し上げたかと思えますが、米軍の行動範囲との関連で申し上げますと、現実の問題としてはペルシヤ湾というふうなものが極東の周辺というふうな地域になるというふうには考えておりません。

○鈴切委員 インド洋はそれでは極東の周辺ではない、こうははっきりしていいわけですね。

○栗山説明員 先ほども申し上げましたように、あらかじめ条約の解釈といたしまして、特定の地域が極東の周辺であるとかないとかというふうには特定できないということでございます。一般論として申し上げます。

○鈴切委員 一般論ではなしに、私は具体的な議論を進めていくわけですが、それじゃ中東並びにインドはどうでしょう。極東の周辺でしょうか。

○栗山説明員 たびたび申し上げて恐縮でございますけれども、一般論として申し上げますと、特定の地域が極東の周辺であるとかないとかということは、これは条約の概念としましては、そのも存在しないこととございまして、特定いたしかねるということとでございます。

○鈴切委員 それはちょっとおかしいですね。「ベトナムは極東の周辺というふうな観念されたわけでございますが、アメリカ軍が日本の施設、区域を使いまして行動し得る範囲ということについて極東という観念が出てくるわけでございますが、インドあるいは中東と無制限に広がるような性質のものでは当然ない」わけですから、具体的な言っているじゃないですか。具体的に言っているのです。いつこういう内容をお答えになったのですか。はっきりインドと中東は極東の周辺ではないと言っているのです。インド洋は必ずしもそういうわけにはいかないということ、極東の周辺にあるということじゃないですか。

○栗山説明員 従来からたびたび政府が御答弁申し上げていることとございまして、極東の周辺という観念で申し上げますと、極東に対して武力攻撃が行われ、あるいは、この極東の安全が周辺地域に起こった事態のため脅威されるような場合、米軍がこれに対処するため必要となることのある行動の範囲は、その攻撃または脅威の性質にかんにかかるとあって、必ずしも前記の区域に局限

されるわけではない、こういうことで極東の周辺という概念が出てまいっておるわけでございますけれども、いずれにしましても、累次御答弁申し上げておりますとおり、周辺であるかどうかと申し上げることは特定の事態に着目して判断されなければならぬ、他方、それが無制限に広がることはないとすることは政府が累次申し上げているとおりであります。

○**鈴切委員** あなた、いまベルシヤ湾は極東の周
辺じゃないと言いましたね。マラッカ海峡とかベ
ンガル湾とかアラビア海とかそういうところはど
うなんですか。

○粟山説明員 ただいま御答弁申し上げますと、
 おりに、極東に対します脅威と判断されるような
 事態が発生した場合に、それに対応する米軍の行
 動範囲との関連で周辺という概念が出てきます
 で、ただいまこの時点におきまして、どこが極東
 の周辺であるとか周辺でないとかというふうな特
 定の仕方ではないというふうに存じ上げます。

○錦切委員　じゃ、前は周辺ということとは定義づけておったけれども、いまはもう周辺というものはそのときどきに判断すべき問題である、だから、周辺という問題については、全くそのときどきによって、あるいは場合によってはベルシャツォでも極東の周辺だということも考えられぬわけではない、こういうふうに判断していいのですか。

○栗山説明員　ベルシャ湾につきましては、政府としてはこれは現実問題として極東の周辺に入るようなこととはないというふうに御答弁申し上げております。

○鈴切委員 ベルシャ湾の固有名称が出てどうしてほかのものが出ないのですか。たとえばインドとか中近東はどうかと言えば、前は中近東とインドは周辺区域じゃありませんとはっきり言っているのですよ。おたくの大河原政府委員が言っているのです。あなたの先輩でしょう。あなたの先輩がそのように言われているのです。そしてインド洋だけはそういうわけにはいかない。それじゃインド洋のどの部分が言うならば極東の周辺あるい

は日本の平和、國際の平和につながる部分なのか、こういうことになるのじゃないですか。だから、あなたのおっしゃっていることは、その都度その都度極東の周辺は変わっていくわけですよ。ラオスはどうか、こう聞けば、おたくはまた言うでしょう。ラオスはそうです。その当時のちゃんと話がありますよ。

○栗山説明員　たびたび同じことを申し上げて恐縮でございますけれども、ある一定の地域が極東の周辺であるかどうかということは、特定の極東に對します脅威が起こった事態におきまして、これに對應するための米軍の行動の範囲という関連で出てまいります問題でございますので、現時点におきましてはそのような問題は生じてございませんので、ラオスがどうであるとかということば申し上げられないと思います。

○錦切委員　これは、外務省ではもう極東の周辺
 ということは現在の物の考え方では対応できな
 い、対応できなくなりましたから、その都度
 その都度判断をする、こういうふうに答弁が変わ
 ってきたのですね。私と当時大河原政府委員との
 やりとりの中においては、インドと中近東はもう
 極東の周辺ではございませんとはっきり言ってい
 る。そしてラオスはと聞いたら、ラオスといっ
 てもその中に入るわけはございません。イン
 ド洋はと言ったら、インド洋は取り外すわけには

いかなないと、はつきりしているじゃないですか。外務省はずいぶんこのところ答弁を後退されて、そしていつ何どきでもアメリカ軍の極東周辺に出やすいようなそういう場をおつくりになっているようにすけれども、これはちょっとぼくは問題だと思えますよ。はつきりと政府として言われたことに対して責任を持ってください。それをいつの間にか変えられるということはどういうことなんでしょうか。

○栗山説明員　先生御指摘の当時の大河原局長の答弁、私は手元にご覧いませんで正確に記憶しておりますけれども、極東及びそのいわゆる周辺地域というのに対します政府の考え方は

は、新安保条約締結以来変わっておりませんので、私が見えぬ間に申し上げたことは従来からの政府の申し上げておることとおりでございます。

○鈴木委員　ちょっとこれを見てください。

○栗山説明員　ただいま昭和四十八年の国会におきます大河原局長の答弁を拝見させていただきましたが、この答弁を見ましても、やはり先ほど私が申し上げましたとおりに、特定の地域をどうこうというふうにはできない。ラオスにつきましても、「一がいにラオスは周辺地域である云々」ということを申し上げるのはあるいはいかがかと存じ

ます。」というふうに答弁申し上げておりますが、インド洋につきましても「極東の平和と安全に直接無関係の地域というわけにはまいらない、こういうことになってきておるであらうと考えるわけでございます。」というふうに答弁申し上げております。これは別に極東の周辺にインド洋が入る、他方においてラオスが入らないということを一般

論として申し上げておるということではないように私は読ましていただきました。

中近東につきましても、インドあるいは中近東と無制限に広がるような性質のものではない。私も先ほども申し上げておりますが、中近東というものが極東の周辺というものに入るといふふうには考えておりませんということを申し上げた次第

でございます。

○**鈴木委員** いや、大河原さんのその答弁はそのままあなたの考え方であるというように、それでいいのですか。見解はそのとおりですか。

○栗山説明員 この点につきましては、従来から政府が一貫して申し上げておることでございます。で、私もそのとおりに考えております。

○鈴切委員 それじゃインドと中近東、これは周辺ではないとほつきり言っていますね。インド洋というのはいわゆるわけにはいかないだろうというあれです。インド洋はそういうわけにはいかない。いわゆる周辺から外すというわけにはいかないだろう、こういう論理になっていますよ。その

点はそれでいいですね。

○栗山説明員　大河原局長が、インド洋につきま
して外すわけにはまいらないと申しますか、私
いまして読ましていただきましたところでは、極
東の安全と無関係の地域というわけにはまいら
ないだろうというふうに答弁申し上げておるとい
うふうに記憶いたしておりますけれども、いずれに

いたしましても、その答弁におきましても、インド洋というものが極東の周辺であるというふうなことで特定して御答弁申し上げたものだというふうには私読み取りませんでした。

○鈴切委員 いわゆるインド洋の中でシーレーン

○栗山説明員 シーレーンはもちろんわが国の安全と申しますか、広い意味でのわが国の安全というもののにとって重要な関係があると思いますけれども、こういうふうに理解されていますか。いわゆるシーレーンの問題。

ども、ただいまの御質問が安保条約との関連の御質問でございますと、常時シーレーンがわが国の安全に密接に関係があるかどうかということとは必ずしも一般論として申し上げるわけにいかないと思います。

○鈴切委員 シーレーンについてわが国の安全と平和に影響がないなんてことを一般的に言うわけ

にはいかなないということはどういうことなのでしょう。シーレーンとはわが国の海上輸送の一つの大きなルートになっておるわけでしよう。それが日本の平和に全然関係がないということなのでしょう。それともあなたのとおっしゃるように、必ずしもそうではない場合もあり得るといふことはどういふことなのでしょう。

○栗山説明員 私が生上げましたのは、ちょっと言葉が足りなかったのかもわかりませんが、安保条約における米軍による施設、区域の使用との関連の御質問でございましたら、インド洋のシーレーンがわが国の安保条約の運用との関連でどういふ意味合いを持つかということは一一般論として

は申し上げかねるということをお願い申し上げます。わが国の繁栄、安全というものとつてベルン湾から日本に至るシーレーンというものが重要である、これは論をまたないところであるといふに存じます。

○鈴切委員 海上自衛隊はシーレーンに対しての防衛区域を千海里というふうに規定されておりますけれども、シーレーンのルートの千海里というのは、日本の国のどこからはかった距離でしょうか。

○栗山説明員 わが国の特定の地点から千海里というものをはかったかということにつきましては、私ちよつといま記憶にございません。

○鈴切委員 それは大変に重要な問題でして、たとえば沖繩から千海里というのと東京から千海里という仮説をとると、あるいはまた小笠原、硫黄島、それぞれ日本の領土も、東京から小笠原までは千キロ離れておりますから、そういうことから考えますと、千海里の防衛といえますか、海上輸送を確保するためのルートといえますか、これははかり方によって非常に違うわけですね。たとえば沖繩から千海里なんていいますと、マラッカ海峡まで行くのではないですか。

○栗山説明員 大変不勉強で申しわけございませんけれども、具体的な地理的な距離については知識がございませんので、ちよつと御答弁申し上げます。

○鈴切委員 政府は、二月九日の予算委員会において、米軍が三海峡機雷封鎖を行う場合は、事前協議の対象であるというふうに答弁されていることについて御質問申し上げます。

まず、米軍による海峡封鎖を事前協議とする条約上の根拠ですね、それを明らかにしてもらいたい。日米安保条約第六条の実施に関する交換公文は事前協議の対象として、一つは配置の重要な変更、装備の重要な変更及び戦闘作戦行動の三つを挙げているわけでありまして、ところで、この海峡封鎖を事前協議の対象とするならば、それはいま挙げた三つのうちのどれに相当する

のでしょうか。

○栗山説明員 全く理論的に申し上げますと、米軍が行うということでございますれば、戦闘作戦行動のためのわが国の施設、区域の使用ということになるかと存じますが、念のため申し上げますと、三海峡の封鎖につきましては、これはあくまでもわが国の防衛ということの関連でございます。わが国自身の防衛と申しますか、自衛権を発動するという事態のもとに於いてのみ三海峡封鎖ということが考えられるかと思っておりますので、そういう意味では、私が申し上げましたことは全く理論的な問題として御答弁申し上げた次第でございます。

○鈴切委員 そうしますと、いわゆる事前協議の条約上の根拠である配置の重要な変更、装備の重要な変更あるいは戦闘作戦行動のうちのどれに該当するのですか、三海峡封鎖という問題は。

○栗山説明員 先生御承知のとおり、事前協議に關します交換公文は安保条約の第五条、すなわちわが国自身の防衛の問題以外の安保条約六条の実施との関連でございますので、六条のもとでの事前協議というものは、これはわが国自身の防衛の場合とは関係がない事態に際しましての日米間の取り決めでございます。

○鈴切委員 事前協議というのは、要するに日米安保条約の第五条の戦闘作戦行動ですか、戦闘作戦行動の中においてこれは除くということですね。安保の第五条は除く、こうなっております。それから交換公文の中においては、御存じのとおり事前協議の対象として配置の重要な変更と装備の重要な変更並びに戦闘作戦行動の三つを挙げているわけですね。政府は、二月九日の予算委員会において、米軍の宗谷、津軽、対馬の機雷封鎖を行う場合は事前協議の対象であるというふうに答弁されているわけでしょう。だから、この中のどれであなたちは事前協議の対象だとおっしゃるのですかと聞いているのです。

○栗山説明員 冒頭申し上げましたとおり、全く理論的な問題として考えますと、六条の実施に

関する交換公文に該当する場合と申しますと、戦闘作戦行動の場合だろと思ひます。

○鈴切委員 戦闘作戦行動でしょう。それに基づいていわれる事前協議だということなんですよ。なぜ、それを早く言わないのですか。私は例を挙げて三つのうちのどれかというふうに聞いているのに、あなたは一向にそういうことも言わないじゃないですか。戦闘作戦行動によって、言うならば事前協議だということになるわけなんです。

そこで、武力攻撃があった場合は安保五条で対処されるわけですが、これは問題ありませんけれども、アメリカが海峡封鎖をするという事態は具体的にどのような事態を意味しているのでしょうか。海峡封鎖をする事態というのは具体的にどのような事態を指しているのですか。そのときにあなたは事前協議にかかわるとおっしゃるのでしょうか、具体的に。

○栗山説明員 わが国が他国から攻撃されました場合以外の場合におきまして、米軍がどのような事態で海峡封鎖というようなことを必要とするのかと云々という点につきましては、そのような仮定の問題というものはなかなか論じられないというふうに考えます。

○鈴切委員 論じられないものを事前協議の対象にするなどというのはいふんおかしな話であつて、やはりそういうものを想定して事前協議の対象にするとなつた方は言っておられるわけだから、その想定しているものはどういふものかと私は聞いていたわけであつて、それを論ずることはできないというのではいふんおかしな話だ。

それじゃ、たとえば施設、区域外の公海におつたアメリカの空母あるいは艦艇が命令に基づいて機雷を投下する場合は事前協議の対象になるのですか。

○栗山説明員 ただいまの先生の御質問の御趣旨は、洋上におりますアメリカの軍艦がどこか洋上に機雷を敷設する、それが事前協議の対象になるかという御質問でございますか。

○鈴切委員 施設、区域外におけるアメリカの空

母、いわゆる公海上におけるアメリカの空母あるいは艦艇が命令に基づいて機雷を投下する場合は事前協議の対象になりますかと聞いているのです。

○栗山説明員 戦闘作戦行動のための施設、区域の使用というのは事前協議の対象になるという意味におきまして、戦闘作戦行動のためのわが国における施設、区域の使用と申しますのは、従来から繰返し政府が御答弁申し上げておりますとおり、わが国の施設、区域から、直接戦闘行動のために施設、区域を使つて発進する、そういう場合に交換公文に基づきまして事前協議の対象になるということでございます。いま先生御質問の洋上にあります、施設、区域外にありますが航空母艦が、航空母艦でもほかの艦艇でもよろしいかと思ひますけれども、そのような船がどこか洋上に機雷を敷設するということとは、いまの御質問の態様では事前協議の対象にはならないのではないかと云々いふに考えます。

○鈴切委員 主権国家である日本の国のいわゆる領海に、あるいは領海の近辺の公海にそのような機雷を敷設するということは、日本の国にアメリカが何の相談もなくしてできるということでしょうか。

○栗山説明員 事前協議につきましては先ほど申し上げたとおりでございますが、安保条約の運用に關します日米間の協議といたしましては、これは事前協議に關する交換公文以外にも随時協議をいたすことになっておりますので、いま先生御指摘のような重要な問題の場合には当然日米間で話し合ひが行われるというふうに考えられます。

○鈴切委員 この交換公文に掲げられている事前協議にかかわる三つの事項、すなわち配置の重要な変更とか装備の重要な変更及び戦闘作戦行動の三つというのは、これは例示になつていふのですか、それとも列挙になつていふのでしょうか。

〔委員長退席、逢沢委員長代理着席〕

○栗山説明員 これは例示ではございません。

○鈴切委員 それでは列挙である。だから、交換

公文に掲げられた三つの事項以外に事前協議の対象はない、こういうふうにとつていいでしょう。

○栗山説明員 そのとおりでございます。

○鈴切委員 政府は、米軍がわが国の海峡を機雷封鎖するのは事前協議の対象であるということを言明してはアメリカ政府との間に明確な了解があるのか、どういう形式で、いつ、だれと、どこで、こういうふうなことの了解がなされたのか、その点についてはいかがでしょうか。

○栗山説明員 ただいま御質問の趣旨は、わが国の施設、区域を使いまして、米軍がそこから海峡でございませうか、そういう水域に機雷を敷設するということの場合には、当然安保条約第五条の事態でないという前提のもとでの御質問だと思えますが、その場合でございませうれば、当然条約第六条の実施に関する交換公文の対象になるということとを申し上げたいというふうに考えます。

○鈴切委員 実は戦闘作戦行動とかあるいは重要な装備の変更あるいは配置の変更等、三つありますね。ところが、あなたの方ではすでに三海峡の封鎖については事前協議の対象である、こうはつきり言われたわけですね。言われたとするならば、その問題についてすでにアメリカの政府との間において明快な了解がなければならぬわけですね。こういう問題については、事前協議の対象にしますよということを言わなければ、一方的な、言うならば日本の考え方になるわけですから。だから私は、そういう問題をいつ、どこで、だれが、どういう形でその話し合いをされたかということとを申し上げていくわけです。それについて御答弁願いたい。

○栗山説明員 ただいま御質問のようなケースにつきまして、アメリカ側と協議をして、これが事前協議の対象であるとかないとかという性質のものではないと存じます。先ほど申し上げましたこととの繰り返しになりますが、五条の事態じゃない事態のもとにおきまして、わが国の施設、区域か

ら直接米軍機なり何なり発進いたしましたして機雷を敷設するというような行為でありますれば、これは当然六条の実施に関する交換公文に言うところの戦闘作戦行動に該当するであろうと存じます。その点につきまして別にアメリカ側とあらかじめ協議をしておくというふうな性質のものではないかと存じます。

○鈴切委員 それじゃ、アメリカと事前協議をすることについての合意がなされていないということ、これは日本の方の考え方であつて、アメリカは、必ずしも三海峡等の封鎖については事前協議をやるとかやらないとかということについては何にも言っていない、こういうことですね。

○栗山説明員 アメリカ側もこれは当然そういうことであらう、そういうことであるというふうに考えておると思ひます。

○鈴切委員 アメリカもそういうことであるというふうに思つておられますか、そういうことであるというふうに思つておられますか、これをあなたが言つても、アメリカとの相談をしなければという決定にはならぬでしょう。あなたが、アメリカはそうである、すなわち、アメリカはそういうふうな思つておる、でしようとか言つたつて、これは日米安保協議会等において、こういう問題については、三海峡封鎖の問題は重要な問題であるから、戦闘作戦行動の中における言ひならば事前協議ですやというところを明確にそのところで話し合はなければ、それは両国の合意にならぬのじゃないでしょうか。

○栗山説明員 特定の作戦行動というものが、六条の実施に関する交換公文に言う戦闘作戦行動に該当するか否かということとをあらかじめ一つ一つ特定して詰めておくというわけには、事柄の性質上いかな問題だろうとは思ひますけれども、ただいま先生のおっしゃいましたようなことで、わが国の基地を使つて直接三海峡に機雷を敷設するということのような行動でございませうれば、これはだれが見ましても交換公文に言うところの戦闘作戦行動ということになるかと存じます。

○鈴切委員 米軍が在日基地から発進して第三国

の海峡あるいは港湾に機雷を敷設する場合は、これは戦闘作戦行動であつて事前協議の対象になるのか、単なる協議あるいは日本政府に対する通告でよいというふうな考えられているか、その点はいかがでしょうか。

○栗山説明員 ただいまの御質問の趣旨は、わが国の施設、区域から直接発進してそのような行動をやるということでございませうれば、これは当然事前協議の対象になります。

○鈴切委員 第三国がアメリカとの関係でわが国の海峡もしくは港湾の封鎖を行う場合、これはわが国に対する敵対行為というふうなみなすのかどうか。わが国の領海内に機雷を敷設する場合は法的にはどういうふうな違ひがあるのですか。

○栗山説明員 ただいまの先生の御質問、私、必ずしも十分理解いたしましたか、ちょっと自信がございませうが、第三国が……

○鈴切委員 第三国がアメリカとの関係でわが国の海峡もしくは港湾の封鎖を行う場合、これはわが国に対する敵対行為とみなされるのか、わが国の領海内に機雷を敷設する場合は領海の公海に機雷を敷設する場合については法的にはどういふ相違があるのか、こういうことです。

○栗山説明員 第三国がわが国の領海内に機雷を敷設するということは、これは当然わが国の同意なくしてということ、非常に理論的な仮定上の問題だと思ひますけれども、これは通常でありますれば当然わが国の領土、領空、領海というもののに対する侵犯ということになるかと存じます。

○鈴切委員 たとえば海峡がすっぽり海峡国の領海に入る場合、海峡国による封鎖は国際法上認められるかどうか、あるいは領海における無害通航権との関係があるわけでありませうけれども、この点についてはどういふふうにお考えになつていませうか。

○栗山説明員 ただいまの御質問は、平時の事態における行為というふうな理解いたしますが、いずれの場合にもそのような行為は現在の国際法のもとにおいては認められないかと存じます。

○鈴切委員 有事の場合にはどうなつてですか。

○栗山説明員 有事の場合には第三国が機雷を敷設するということもございませうか。

○鈴切委員 有事の場合、その海峡がすっぽり海峡国の領海に入る場合、海峡国による封鎖は国際法上認められるのか、あるいは領海における無害通航との関係もあるのか、このことをどういふふうにお考えおられるのか、こういうことです。

○栗山説明員 わが国自身が、有事に際しまして第三国の艦船、船舶の通航を阻止するために、わが国の領海でありますところの海峡を封鎖するということは、これは自衛権の行使の一環という場合には当然認められるかと存じます。

○鈴切委員 日ソ関係についてちょっとお聞きいたしますけれども、ソ連軍のアフガン侵攻を契機として日ソ関係は急激に冷却の方向にあるといふふうに言われておりますけれども、日本政府はアメリカ政府の要請を受けて具体的にどのような措置をおとりになったのでしょうか。

○武蔵政府委員 ソ連に対する措置につきましては、現在なお検討中でございます。結論を見るには至っておりません。

○鈴切委員 たとえばシベリア開発に対しては、これはぜひ続けたいといふことはわかるわけでありませうが、経済援助の停止とかあるいは穀物の振りかえ輸入とか、オリンピックの問題、こういうのはやはりソ連に対する何らかの制裁と見られるのではないのでしょうか。

○武蔵政府委員 ソ連との関係につきましてはい

ろいろの局面があるわけでございまして、まずシベリア開発等のいわゆるソ連との経済協力の問題につきましましては、従来から引き続き行っているものについては引き続き継続しているわけでございします。新規のものにつきましては、ただいま申し上げましたとおり、どのような取り扱いをするかについてはなお検討中ということで、結論を見るに至っていないわけでございします。

それから、穀物につきましては、アメリカがソ連に對しまして、先ほどから御指摘のございましたとおり穀物の禁輸措置、輸出制限をやっているわけでございしますが、もしわが国が穀物輸出国であるとすれば、アメリカがその禁輸をした分を日本からの輸出で穴埋めをするかしないかという問題が生じ得るかと思ひますが、わが国の場合はソ連に對する穀物の輸出国ではございせんので、その問題はわが国の場合には当てはまらないかと思ひます。

それから、オリンピックの關係につきましましては、これはもう先般の官房長官の発言で明確に政府の姿勢が出てゐるわけでございまして、これもJOCに對しまして慎重に事態を見るようにという事を申し上げてゐるわけでございまして、日本政府として格段の措置を決定したということではないわけでございします。

○鈴木委員 実は大臣が来ていろいろ答弁をしていただく内容もあるわけなんです、そういうことで、大臣が私の質問の間に来られないということもありますので、暫時休憩してもらいたいと思ひます。

午後六時三十六分休憩

午後六時五十九分開議

○木野委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。質疑を続行いたします。鈴木康雄君。

○鈴木委員 大臣がおられなかつたので、大臣にお聞きする問題については残しておきました。

今回の訪米の中で、懸案になつてゐる日米経済摩擦の中の日本車の対米輸出の急増問題に對して、アメリカは輸入規制には反対だが、この問題には政治的な側面を含んでゐるという意味のことをパンス長官との會談で話されたというわけでありましたけれども、これに對して大臣は、政治的な側面ということに對してどういふふうに理解され、あるいはまたそれに對して、向こうの方でもしも言われたということがあれば、この際明らかにしてください。

○大来國務大臣 ただいままた參議院に参りました、大変失礼しました。

お尋ねの自動車の問題でございしますが、これはパンス國務長官のときとそれからアスキュー通商代表のときと両方で話が出たわけでございしますが、アメリカ政府としては、日本車輸入制限は行わない、これはカーター大統領の意向であるという事をアスキュー通商代表が申しておりました。また、日本側に輸出の自主規制を求めるといふことも行ないつもりだ、これは一つには、いまのアメリカの自動車問題は、アメリカの自動車産業が大型車から小型車に切りかえるタイミングを誤つた、おくれたことが一つの大きな原因であるので、この点はアメリカ自動車産業自体の責任でもあるという事でございまして、輸入制限や自主規制というよりも、むしろ日本の自動車企業の米國投資を求めると、それからさらにもう一つは、アメリカが日本から昨年二百万台の自動車を購入してゐるのに、日本はアメリカから二万台しか買つてゐない、もつと日本の輸入の手續、規則その他の自由化を図つて、アメリカからの対日輸出がふえる、そういう形で対処していきたいという考え方が、パンス長官及びアスキュー通商代表からそれぞれ話がございしました。

先ほどのお尋ねの政治的な意味があるという点は、一つにはユニテッド・オートモービル・ワーカーズといひますか、UAWのフレド・ザイ委員

長がこの前日本に参つたわけでございしますが、自動車関係で二十万に上る失業者が出ておるといふことの意味が一つと思ひますし、それから、アスキュー代表が言つておりましたことは、自動車の輸入急増を含めて、日本の対米輸出がことしは非常に大きくなる、これも先ほど申しましたかと思ひますが、その結果、日米貿易アンバランスが場合によると六十億ドルぐらゐになる、そういうふうに対日貿易のアンバランスが大きくなるとやはり政治問題化する危険がある、そういう意味で申しておつたわけでございします。

○鈴木委員 そこで、あなたは歸つてこられて記者会見をされたわけでありまして、そのときに、自動車の輸出問題について米側の工場進出の要求にこたえられない場合は、電電公社の資料の要求あるいは米國車の輸入増など、日本市場開放への圧力が一層強まるだろうという判断を外務大臣は示されたというふうな報道されておりますけれども、それは、いわゆるアメリカ側の政治問題だといふ、その中においてパンス國務長官が直接言われたのか、あるいはアスキュー通商交渉代表がそれを言われたのか、あるいは大臣はそういう話の中からみずから感觸を得てそういう発言になつたのか、その点についてはどうなんでしょう。

○大来國務大臣 いまの点は、大体アスキュー通商代表が申したこと、大体そう申してよろしいと思ひます。

○鈴木委員 次に、アフガニスタン問題でパンス國務長官やブレジンスキー補佐官が説明したのは、アフガニスタン中立化構想の内容というものを克明に説明されたというわけですね。その中に、中国は当初反対しておつたけれどもよく説明したら最終的には同意したというふうな言つておられますが、日本の大臣がどういふ内容の説明を受けたのか、それに対してどういふふうに対処されるおつもりなんですか。

でイギリスのキャリントン外相が提案したということでもございまして、その後ECの内部でもいろいろ検討が行われてゐる、まだまとまつた案ができたとは聞いておりませんが、ただ、そういう考え方をもとにして個別的にイギリス側がモスコとコンタクトする、あるいはフランス側からも打診が行われるということがあつたように聞いております。いまのところソ連の反響が余りはっきりしない、全クリジエクトといひますか、拒絶するというわけでもないが賛成ということも言わないという状態のようでございします。

中国は従来、その中立化構想というのは、ソ連がアフガニスタンに軍事介入をしたのは他の國々が介入したからそれに対してアフガニスタンの政府の要請に基づいて介入したんだという説明をしてゐるわけでございしますが、中立化構想ということとはソ連にアフガニスタン介入の理由を与える結果になる、つまりけんか両成敗といひますか、どちらもやつてゐるんだというふうな印象を与えることで、そういう点から見ても好ましくない、今回のアフガン介入は一方的にソ連がやつたものなんだという立場が従来中国の見方であつたわけでございします。

今回ちやうどワシントンに行つておりました中國の外務副部長、次官でございしますが、章文晋外務次官、これはパンス長官にもブレジンスキー補佐官にも會つたやうでございしますが、その際この中立問題の話が出て、アメリカ政府としては、むしろこの中立化問題全体がセトルしてからソ連の軍隊が撤去するといふことではなくて、まず第一にソ連の撤去を求めるといふ形でいくべきだ、そういうことによりまして、もしソ連が撤退をするといふことを受ければそれでよし、受けなければ、防衛的な目的でソ連がアフガニスタンに軍事介入をしたという口実がなくなるわけで、ソ連の意圖は膨張的、侵略的であるといふことを世界、特に第三世界に示す結果になるので、そういう形でこの中立化構想を進めるべきだと思つたといふこと

を米側は申しおったわけでございまして、そういう考え方ならばある程度うなずけるということ、いまの文章が反意を示したといひますか、依然として反対の態度は変えなかつたけれども、やや理解したようであるという言い方でございまして。

○鈴切委員 その説明を受けられまして大来外務大臣は、日本としてはどういふふうに理解を示されるのでしょうか。その点についてはどうでしょうか。

○大来國務大臣 日本としては、アフガニスタンからのソ連の撤兵というのは、世界の緊張緩和という意味から申しまして、あらゆる方法でその実現を促進すべきだと考えるわけでございまして、こういう構想もその一つのアプローチである、現実問題としてはいまソ連のアフガンの軍隊を引き揚げような徴候はございせんので、実現をするかどうかこれはわからないわけでございましてけれども、一つのアプローチ、試みであると考えます。

同時に、こういう考え方がより効果的になるのは、アフガニスタンに近い第三世界と申しますか、あるいは非同盟諸国あるいはイスラム諸国、こういうところがある程度リーダーシップをとつた中立化と申しますか、あるいは国連自体がこの問題に相当な参画をしてやるような方法ができれば望ましいんじゃないか、西側先進国だけがやるアプローチよりも、いまのようなもつと広い世界の世論の上に立つたアプローチが望ましいのではないかと、それが私どもの考え方でございます。

○鈴切委員 その望ましい非同盟諸国が、アフガンの中立化の問題についてはどういふふうな反応を示してまいしょうか。非同盟諸国は、これについて賛成の方向でまいしょうか、あるいは余り賛成でないというふうなことでまいしょうか。外務省としてはどういふふうに掌握しておられまいしょうか。

○千葉政府委員 一口で申しますと、非同盟諸国の本構想に關します反応は必ずしもはっきりしておらないということでございます。なほはつきり

してないかと言いますと、それは、やはり構想自体がヨーロッパから出てきたということ、かつ肉づけされないアイデアだけであるということ、三番目に、特にそれらの諸国に対して具体的な相談がなかつたというこの三点に基づくことかと察しております。

○鈴切委員 近く年中行事である日ソ漁業交渉が控えております。五月の出漁期をあられまして、もうその時期を控えておられるわけでありまして、この見通しはどうなっておりますまいしょうか。日ソの漁業交渉の会談はいつから始まりまいしょうか。また、政府はソ連政府に対して会談の申し入れを当然していると思ひますけれども、それに対して会談の日時は決まつたのか。また、会談の見通しというのはどういふ状態でしょうか。

○武蔵政府委員 日ソの漁業関係のうち、いわゆる日ソ、ソ日漁業協定につきましては今国会の冒頭に御承認をいただきまして、今年度の分が実施されていくわけでございまして。

ただいまのお尋ねは、特にサケ・マス漁業についてと存じますけれども、サケ・マス漁業交渉につきましては、かねてわが方よりソ連政府に対してまして交渉の開始方を申し入れております。ソ連側からなかなか回答が参りませんので、いま鋭意ソ連側の回答を督促しているところでござい

○鈴切委員 もうそろそろ日ソ漁業交渉が始まらなければならぬ。それに対しての日本側に対する向こうの返事というものが当然そろそろ来なくちゃならない時期ですけれども、向こうからまだ来ないというの、日本に対して、日本のとつてあるアフガンの問題あるいは対ソ政策に対して何か不満があるから、そういうことでなかなか返事が来ない、こういうことでしょうか。

○武蔵政府委員 ソ連側は回答が控えている理由をいたしまして、たとえば漁業大臣が病気で出勤してこないだとか、それから次官が多用で外国に出張しているとか、いろいろなことを言つてお

りまして、真相はわからないわけでござい

ます。交渉を始めなければならぬ時期が近づいてくることは確かでございますが、昨年の例をとりましても、交渉が始まりましたのは四月三日でございまして、まだそれまでに間は間があるわけでござい

ますが、わが方といたしましては、いづれにせよできるだけ早く交渉を始めた方がいいことではないかと鋭意督促を重ねておられる現状でございます。

○鈴切委員 漁業割り当て量については、例年になく大変に厳しいものになるのではないだろうかと言われておりますけれども、交渉が妥結しないような最悪の事態というものは考えられまいしょうか。あるいは日本の国としては当然努力するわけですから、これからのいふ手を打つていこうとされているのでしょうか。

○武蔵政府委員 御承知のとおり、サケ・マスの漁獲に対しまして日本への割り当てが年々低下していることは御承知のとおりでございまして、特にことしはいわゆる不漁年にも当たるといふことで、見通しにつきましては必ずしも樂觀はいたしておられないわけでござい

ます。ただ、日ソ漁業は日ソ関係の中でも重要な地位を占めているわけでございまして、また、わが国にとつての北洋漁業の重要性というところもあるわけでござい

ますので、その維持、安定、継続を図るために政府といたしましては全力を傾けたい、かように考えております。

○鈴切委員 インドネシア政府が経済水域二百海里を宣言いたしましたけれども、日本政府としてはこれはすでに予期しておいた問題であるのか、あるいはマグロ漁業に多大な影響を与えるだろうというふうに言われておりますけれども、政府はどのようにこれに対処されるおつもりなん

でしょうか。

○本内政府委員 インドネシア政府が二百海里を宣言するといふことは昨年からもすでに話題になつておりました。インドネシア外務大臣にも私どもの関心のほどは伝えてござい

ます。今般も、去る三月二十一日に経済水域二百海里を宣言したわけでございますが、現実にはどのような規制をする

か。インドネシアの国内法の整備はこれからでござい

ますので、その時間をはかりまして、インドネシア側と鋭意交渉するつもりでござい

ます。この交渉につきましてはすでにわが方インドネシア大使館に訓令済みでござい

ます。

○鈴切委員 中南米諸国の問題についてちよつとお伺いいたし

ますけれども、中南米諸国の最近における一般的な国情といふのは、政変が非常に多

発しているわけでありまして、この原因は

うに見るのか、将来も外国資本の活動がスムーズに行われる見通しがあるのでしょうか。

○大来国務大臣 私どもの聞いておる範囲におきましては一部の国、特に中米におきましてはやや左翼化と申しますか、そういう動きがあるわけでございしますが、一方におきまして、ブラジルは軍事政権のこれを最後にして民間支配に移そうという意向の表明が行われておりますし、アルゼンチンはいまの政権のもとで政治的な安定化の方向に向かって、従来対外投資に対して非常に閉鎖的であったが、開放政策、外国からの投資に開放するといふ方向に改められておりますし、一部の国にはかなり激しい民族主義、社会改革というような動きがございしますが、全体としては海外からの投資を受け入れる方向に大體あると見ております。

○鈴切委員 ブラジルでは最近外国人の永住許可の幅が狭められたために進出企業の職員というのが心ならずも帰国せざるを得ないということでありまして、政府はこういう事実に対してどういう対策を講ずるつもりなんですか。なかなか永住ビザを出さないということなんですね。一回だけの書きかえ、二年間はやるけれども、それ以後はなかなか出さない、こういうことなんです。これはブラジルと日本の企業の合併とかいう問題もございまして、ビザを出さないということになると問題が大変にむずかしくなるといふこともあるのですが、その点についての掌握はどうでしょうか。

○大来国務大臣 一般的に開発途上国ではいろいろな事業の自国民化という趨勢がございまして、ブラジルでも、たとえば外国人の土地の所有に対する制限を強化するとか、あるいは機械の生産について国内生産の比率を高める要求をするとか、いろいろそういう意味でのナショナリズムといいますが、動きはあると存じます。ただ、可能な限り同時に外国の技術も吸収してというたてまえは継続しておると思えますけれども、一般的な自国民化という動きは強まっておるのを見ております。

す。

○鈴切委員 最近非常に顕著になっている問題でありますけれども、不可侵権を与えられております在外公館の占拠あるいは外交官の人質といった事件が相次いで起きているわけであります。こういう国際法上の不法行為を未然に防止するために有効的な方策というものは何かあるのか。また、日本の国においてもかなりの在外公館の方をそういう政情不安定な場所にも送り込んでいくわけでありまして、それに対して何らか有効的な防衛策といえますかこれが行われているか。あるいはまた在外公館に勤めているときはいいわけでありまして、家に帰ってきたときに大変に身の危険を感じるという問題についてはどのようにお考えになってまいりましょうか。

○塚本政府委員 御指摘のとおり、一部のエリアにおける公館につきましては、そのような危険度の増したところが非常に多くなっておりまして、外務省といたしましては在外公館の施設のな意味における、つまりビザセクションに防弾ガラスをつけるとか門扉を厳重にするとか、そういう施設面での充実及び人的構成においては警備官を派遣するなり、あるいは現地の警察官と十分に協力をするなり、そういう意味においての施設及び人的の充実を十分図りまして、在外公館をそういうようなアタックから保護する手段を十全に尽くしている状況でございします。

○鈴切委員 最後に外務大臣にお伺いしたいわけでありまして、五月一日に大平・カーター首脳会談が行われるわけでありまして、今回大来外務大臣は意見の調整というふうになつてはおりますけれども、実際には五月一日に行われる大平・カーター首脳会談の露払いという意味もあつての訪米だと思つておりますが、大平・カーター首脳会談でこれから話し合われる内容というものについては外務大臣も大體において向こうの方との下準備をされてきていると思つてはおりますけれども、どういふ内容になりましょうか。また、そのこと自体が六月行われますベネチアサミットに連

動するかどうかという問題もありましようけれども、その内容についてはどうなんでしょうか。

○大来国務大臣 まだこの点については詰めておらないわけでございまして、また、総理の訪米につきましてもまだ最後の日時等が詰まつておらない点がございます。また、総理としては国会の御了承を得るということもございまして、外務省を通じて内々この日程調整をしておりますが、アメリカ一國でございまして、メキシコ、カナダ等の都合もございしますので、近いうちに大體煮詰まるだらうと思つておりますが、まだ最終的な状態ではございません。

内容につきましては、私も参りましてアメリカ政府との意見交換をいろいろやつてまいりまして、どういふことが内容になるか、これもまだこれから詰める段階でございしますが、大體の見当としては、やはり世界情勢、特にアフガンをめぐる情勢とかあるいは日米間の経済問題、防衛問題、それからサミットで取り上げるべき議題、そういうようなことが出てくるのではないかと一応考えておるわけでございしますが、まだこれは総理にも十分御相談したわけでもございせんし、これからだんだん煮詰めていく段階でございします。

○鈴切委員 防衛の問題については、今回は外務大臣とアメリカとの間においてはかなり突っ込んでいろいろお話しになったわけですから、そういう意味において、いわゆる防衛力の増強の問題あるいは日米の経済摩擦の問題等もやはり主要な課題になるのではないかと思つております。

○大来国務大臣 これは一つには、日米間には間断なき対話が必要だとも言われておりまして、総理が行かれて何か具体的に問題の解決をするといふことになるかどうか、これはもう少し先行つた情勢を見ないと、いまの防衛問題、自動車問題等につきましても、どの程度その際に具体的結論が出るかはまだ現状では明らかでないと考えております。

○木野委員長 次に、中路雅弘君。
○中路委員 最初に、法案に関連しまして一問だけお聞きしておきたいのですが、五十三年三月の内閣委員会における同法案に七項目の共同提案の附帯決議がついておりますが、その中で二点ばかりお聞きしたいのです。
一つは、「勤務環境整備の必要がある地域に勤務する在外職員の勤務条件等について、引き続き格別な配慮をする」ということと、もう一つは子女の教育の問題ですが、「全日制高等学校の新設を含めた日本人学校の拡充、子女教育手当の充実、帰国子女教育制度の改善、教育施設の整備等総合的に海外子女教育対策を推進する」という関連の附帯決議がついております。この附帯決議の内容についてどのように対処してこられたのか、またいま現状はどうなつておるのか、簡潔でいいのですが、一言お答えをお願いしたいと思います。
○柳谷政府委員 お答えいたします。
五十三年三月の当内閣委員会の各党共同提案、この決議案に非常に力づけられました。私どもはその後各方面にわたつて改善改革の努力を払つてまいりました。そのうち、私からまず不健康地勤務者の問題、いわゆる勤務環境の整備の必要な地域に在勤する者に対するさまざまな配慮という点について簡単に申し上げますと、これは主として中近東、それからアフリカ地域を中心として最も勤務環境の厳しい地域に在勤する職員の勤務条件の改善ということをとらえたわけでございします。幾つか例を申し上げますと、館員の宿舎がなかなか現地で手に入らない。赴任した館員がみずから探すというためには非常に時間がかかるとか不経済であるとかということがございしますので、官舎を官費で借り上げるとかあるいは一部国有の館員宿舎を建てるといふような措置を逐次講じてまいりました。また小さなことでございしますが、借りました家の家具の整備ということもあわせていたしました。

それからもう一つ、非常に重要なこととして最近力を入れてまいりましたのが健康管理休暇制度というものでございまして、初めは少ない公館から始めましたけれども、逐次館の数をふやしまして、現在三十数館に及んでおりまして、ここに勤務します館員は、一定の条件のもとで家族ともども健康地に出まして、そこで健康のチェックをしたりあるいは常用しておりますマリリア予防薬をしばらく飲むのをやめるといふことによつて健康の状態を回復するといふような制度でございす。これを非常に充実してまいりました。

そのほか、どうしても運動不足になりがちでございまして、プール、テニスコート等の設置という厚生面の整備、それからあと先ほどもちよつとお話が出ました防犯あるいは警備という身の安全を守る部分、さらにこれは後ほど御答弁いたしますけれども、海外子女教育全体の問題がございす。こういう勤務環境の悪いところにおける子女教育は特にむずかしい問題がございすので、通常の子女教育手当に加算した手当を払うといふような制度も近年導入いたしました。それらはまだ必ずしも完全ではございませんので、毎年逐次、少しずつさらに改善を図っているというのが現状でございす。

海外子女教育につきましては、領事移住部長から答弁いたします。

○塚本政府委員 お答え申し上げます。

御指摘のありました附帯決議の一項、海外子女教育の推進の点でございすけれども、外務省といたしましては海外子女教育の推進を重点施策の一つといたしまして、幸いに諸先生方並びに財務当局の御協力がございまして予算も逐年増加いたしました。昨年度四十六億に對してことしは五十三億。したがって、全日制日本人学校六十二校、加うるに補習授業校、これは土曜学校と称しておりますけれども七十校、さらにことしにおきましては四校の日本人学校の増設、それからさらに教員九十五名の増員を加えて、合計七百四十四名の教員が現在在外で活躍しております。

す。なお、施設面につきましても、逐次借料の増額とかその他でもって充実に期している次第でございす。

以上のとおり、人的並びに施設面における充実方を今後とも一層促進してまいりたい、かように考えているわけでございす。

最後に帰国子女教育の充実でございすけれども、これも附帯決議にうたわれていることでございす。この点につきましても、主として文部省当局が国内における施設の充実に努力しているわけでございまして、外務省といたしましては、当然のことながら、在外で子弟が教育を受けたものが国内においてうまく結びつくように文部省御当局とも十分協議して、この件について誤りのないようにその充実に期している次第でございす。

以上であります。

○中路委員 施設庁長官がまだ参議院の方から見えになってないので、ちよつと順序を変えて、きょうは防衛分担の問題について少し御質問しようと思つたのですが、最初に、午前中も質問がありましたから、簡潔にお尋ねします。

先ほど本会議での外務大臣の御答弁でちよつと漏れたことがありますので、改めてお聞きしますけれども、先ほど本会議でお聞きした中で、アメリカの国防報告が提唱している西太平洋への米空母一隻の増派に關連して、報道によりますと横須賀が最適であるということが検討されている問題について、こうした意向打診がすでに来ているのかということ、また要請があった場合にどのように対処をされようとしているのか、こうした問題について母港化の撤回の問題とあわせて御質問したのですが、前半の問題については御答弁がなかったもので、改めてこの委員会でお聞きをしたいと思ひます。

○大来國務大臣 この問題につきまして総理から多分一部答弁があったかと思ひますが、いま御指摘のような抜けておつた点があったかと存じますので、お答え申し上げます。

この横須賀の二隻目の母港化ということは一部の新聞にも出たわけでございす。外務省、政府としてはまだ何ら正式の連絡を受けていないわけでございます。念のために米國側に照会をいたしました。また、念のため米國側の照会をいたしました。また、念のため米國側の照会をいたしました。また、念のため米國側の照会をいたしました。

これは仮定の問題になるわけでございす。たしか衆議院の予算委員会一度答弁申し上げたわけでございますが、母港化の問題は、万一要請があった場合、その場合に考えなければならぬわけでございます。一方において日米安保の円滑な運営ということと、地域住民の考え、こういうものと両方をにらみながら検討していかねばならぬことかと思ひます。繰り返しますけれども、いままでのところはまだ具体的な要請は来ておりません。

○中路委員 先ほどお話しした予算委員会の外務大臣の御答弁で、要請があれば、いまお話しした安保条約上の必要性ともう一つは地元住民の意向を十分考慮して対応するといふ趣旨の御答弁をされておられるわけ。また、北米局長も施設、区域の円滑な利用については地元民の深い理解が必要であるといふふうに認識していると御答弁になっていす。後でお見えになります。玉木防衛施設庁長官は、結論を言いますと、横須賀は新母港には不適当だといふ意見も記者会見で述べられておられるわけ。けれども、横須賀とともに、それ以外の候補地についても第二の空母の母港については受けざるべきでないと思ひます。地元もまたそういう反対の意向は表明しているわけですが、これについて、要請があった場合の対処についてもう一度外務大臣のお考えをお聞きしておきたいと思ひます。

○大来國務大臣 これは、先ほどお答え申し上げたように、まだそういう要請を受けておりませんので仮定の問題になるわけでございす。一面において、日米安保条約に基づきまして、もし日本が外敵の侵入を受けた、武力攻撃を受けた場合にはアメリカ軍が日本を援助する、防衛するといふのが日米安保の約束になっておるわけでございす。そういう意味では、先ほど申しましたように、日米安保がそういう一たん危急の場合に動くような関係は平時から常に心がけていかなければならない点があるように思ひます。したがって、衆議院の予算委員会答弁申し上げましたように、そういう日米安保から見た必要と地元住民の意向と両方をにらみ合せて対処していくことになるのではないかと考えるわけでございす。

○中路委員 はつきりと第二空母の母港化については受け入れないという御答弁でなくて、むしろこれはアメリカについて前向きな答弁をするような御意向のようにも承りますけれども、私たちはこうした母港化——いまの母港化の撤回についても先ほど本会議で強く要請したわけですけれども、特に第二空母の母港化については強く反対をこの席でも主張しておきたいと思ひます。

これと關連して、アメリカの第七艦隊の司令官、ホーリー中将が一月末に記者会見で、空母一隻の増強とあわせて、さらにいまのミッドウェーはF4ファントム戦闘機が主力ですが、新鋭戦闘機F14が積載できる大型空母と交代させることを検討しているといふことも話しているわけですが、この問題について、ミッドウェーは、アメリカの方じゃないのですが、政府の皆さんのこの母港化のときの御答弁で、両三年というお話もあつたわけ。特にミッドウェーのさらに大型空母との交代の問題を検討しているという発言もあるわけ。すけれども、こうした点についての意向とあるいは打診が外務省の方にあるのかどうか、これもあわせてお聞きしておきたい。

○栗山説明員 私からお答え申し上げます。ミッドウェーの交代につきましては、ただいま御指摘のような第七艦隊の司令官の発言というのは承知しておりますが、具体的にいつどういふふうに交代するのかというふうな考え方にはつきましては、これまでのところアメリカから何も話

ございせん。また、具体的な計画がアメリカ側の内部におきましても決まっておるというふうには承知しておりません。

ミッドウェーの母港化計画と申しますか、家族の居住計画につきましては、御指摘のような家族計画あるいは母港化計画そのものが三年で終了するということなことはございせん、ミッドウェーが三年ぐらいたったならば本國にオーバーホールのために帰るかもしれない、こういう趣旨で当時御答弁申し上げたというふうに記憶しておりますが、現在のところ、母港化計画あるいは家族の居住計画そのものが終了するということではございせん、この計画は今後とも当面続くというふうに承知しております。

○中略委員 ミッドウェーとともに現在横須賀を母港にしている艦船名ですね、第七艦隊の旗艦のオクラホマシティはブルーリッジにかりましたけれども、そのほかの横須賀をいま母港にしている艦船名について、巡洋艦、駆逐艦を含めて何隻、艦名をひとつ教えていただきたいと思ひます。

○栗山説明員 現在横須賀をいづゆる母港としております第七艦隊の艦船につきましては、いま先生から名前を挙げられました旗艦のブルーリッジ、それから空母のミッドウェー、ミサイル巡洋艦のフリーデン、ミサイル駆逐艦のパーソンズ、フリゲート艦のノックス、ロックウッド、フランシス・ハモンド、カーク、それから補助艦のホワイ・ブレインズ、合計九隻であるというふうに承知しております。

○中略委員 現在ミッドウェーを含めて九隻、空母を含めて母港になっているわけですが、空母は一隻、空母の第二母港ということになりますと、空母が二隻ということにもなるわけですが、事前協議の対象になる配置の重要な変更というものと関連して、この事前協議の対象になる配置の重要な変更は、海軍では一機動部隊程度というお話もかつてありまして、この一機動部隊については、一九六三年の三月の海原防衛局長当時の答弁で、一機動部隊というのは通常空母一ないし

二隻、駆逐艦六ないし十隻という一つの見解が出されておりますけれども、ここでもし第二空母の母港化ということが問題になってきますと、全体のいまの母港にしている艦船の規模からいいますと、この事前協議の配置の重要な変更の対象になるのではないかと申すのですが、いかがですか。

○栗山説明員 お答え申し上げます。ただいま私が申し上げました九隻の第七艦隊の艦船につきましては、これは家族を横須賀の施設、区域に居住させるということでそういう計画に加わっておる艦船が九隻であるということでございます。

それから他方、御質問の事前協議の問題につきましては、これは御承知のように、わが国の施設、区域への重要な配置の変更に関してはこれを事前協議の主題とするというふうに交換公文に定められておりますが、ここに申します配置というのは、一般的に申し上げますと、わが国の施設、区域を本拠として駐留する、このようなものを交換公文で言うところの配置における重要な変更、こういうことでございしますので、ただいま御質問の横須賀の母港化計画との関連でございまして、このようない問題は事前協議の対象にはならないと考えております。

○中略委員 この問題はまた改めて私は論議したいと思ひますが、母港化というのは根拠地ですね。それを本拠にして展開されるわけですから、単に家族対策という問題ではなくて、明らかに中東まで含めた根拠地として横須賀を母港にしているわけですから、これはかつても言われてきました配置の重要な変更で、明らかに事前協議の対象になると私は考えるわけですが、限られた時間ですから、きょうの御答弁をもとにしてこの問題は改めて論議をしたいと思ひます。

ミッドウェーと関連して、午前中にも若干御質問がありましたし、かつて私も取り上げたことがあるのですが、山崎アメリカ局長のときだったのですが、一九七六年九月に、ミッドウェーだけではありまして、当時横須賀を基地にしている艦

船のほとんどが汚水浄化装置を持っていないで、尿尿などの汚水を湾内にたれ流している問題で、地元の県知事あるいは横須賀商工会議所等からも緊急要望が出されておりました。

当時、山崎アメリカ局長は、米軍に直ちに申し入れるということを約束されていたわけですが、これも、特に海洋汚染防止法や港則法等からいいますと、艦船の廃棄物排出は原則的に禁止をしているわけですが、港内や港の外部境界線から一キロメートル以内は禁止されているわけですが、したがって、日本の自衛艦も、乗組員百名以上の自衛艦については四十九年六月以降全部汚物の貯蔵タンクを装備しているわけですが、アメリカのミッドウェーを初めとした艦船はこうした装備を持っていない。当時、必要になると薄めて湾内に投棄していることを認められたわけですが、アメリカは一九八〇年度までに艦船の海上衛生設備を装備するよう義務づけているので、それまでに汚水貯蔵のシステム装置を完了するという返答がありました。しかし、ミッドウェーは依然としてまだそうした改善の気配もないわけですが、当時、横須賀の商工会議所等は、外国にいる軍艦を優先的に改善してもらいたい、できればミッドウェーなどは七八年度予算で改善してほしいという要望も出されていたわけですが、外務省はその後この改善についてどのように対処されたのか、お聞きをしたいと思います。

○栗山説明員 御答弁申し上げます。いま先生御指摘のような事態を踏まえまして、わが方といたしましては、米軍がしかるべき措置をとることが必要であるという認識のもとに先方に申し入れを行いました。私どもの承知しておりますところでは、米側としては五十六年中にミッドウェーに汚水の貯留槽を設置することになっておるといふふうに承知しております。

○中略委員 母港化以来約七年たつわけですが、ミッドウェーの横須賀港への入港回数、滞在日数の合計は幾らになりますか。

○栗山説明員 通算いたしまして五十三回でございます。

○中略委員 日数は幾らですか。

○栗山説明員 五十四年一年だけでございまして百十日と把握しております。

○中略委員 私が調べましたら四十八年から五十五年三月七日現在まで、回数はほぼ変わりませんが、七年余りの間に五十五回の入港で千三百、約千日滞在しているわけですが、乗組員が四千四百人いるわけで、母港で滞在している間は半舷上陸しますが、尿尿の話で申しわけないですが、どれくらい尿尿がたれ流されているかというのを神奈川県川崎当局的試算で計算しますと、一人当たり一日の排泄量を平均一、四リットルと推定しますと、約千日ですから、半舷上陸で、三百万リットルたれ流しているということになるわけですが、わが方やすくビルびんで計算しますと、七年間で四百八十八万本です。ミッドウェーだけで横須賀の港の中へそれだけたれ流しているわけですが、ほかの艦船も同じなんですね。だから横須賀の周辺の海域は大変な汚染であると環境庁も言っているという状態なんです。日本の国内法にも違反している間もこうしたたれ流しをやっている。申し入れていただけてまだ改善の処置ができない。私はこれだけでもミッドウェーの母港の撤回は要求すべきだと思います。

もう一度外務大臣にお伺いしたいのですが、こういう現状について、ミッドウェーが改善するまでいつまでも待つておるということなんですか。一番早くミッドウェーを改善しろという要求が地元から出ているのですよ。もう少し強い姿勢で交渉できないでしょうか。

○大来国務大臣 来年度から実現するように聞いておりますので、大変暇がかかったことは遺憾でございまして、できるだけ督促するようにいたしたいと思ひます。

○中略委員 施設庁が五十五年度の予算で陸上の汚水処理施設を九千万余りで今度つくるといふ計画が出ていますけれども、この汚水処理施設の目的、機能をちゃんと簡潔にお話をいただきたいと

思います。

○森山(武)政府委員 ただいまのミッドウェーの海中への汚水流出ということに関連いたしました。アメリカ合衆国軍隊がミッドウェー等大型船舶に汚水の貯留タンクをつけるという計画がいま先生御指摘のようにございます。それに対応いたします。横須賀地区の中で従来からあります司令部地区と修理部地区におきます汚水の処理浄化槽がこれまた老朽化しておりますので、この二つを合わせました汚水処理施設をつくらうというのを考えまして、その調査設計費として五十五年予算に九千三百萬計上している次第でございます。

○中路委員 予定だと、いまの住宅のある泊湾の近くだということも聞いているのですけれども、基地をはさんで艦船の寄港するところと反対側になります。その間を恐らくパイプが何かで誘導されるのでしょけれども、そういう調査もこれからですから、実際にこの施設が使える、あるいは具体的にできるのは五十七年以降になるのですか。実際にはいつごろなんですか。

○森山(武)政府委員 ただいま御説明したように、現在の陸上施設の浄化槽と艦船用の汚水処理施設をドッキングしてつくらうという計画でございますが、これは物理的に離して建設もできるわけでございます。それで、五十五年予算で調査設計をいたしました後は、艦船の方の施設の設備ぐあいを見まして、できたら艦船用の方でも先に五十七年度に実施したい、このように考えております。まだ将来のことです。こまごまではつきり決めたことではございませんが、五十七年度に実施することでも可能ではなからうか、このように思っております。

○中路委員 いまのお話でも、この種施設も五十七年以降になりますし、また外務大臣のお話でもミッドウェーも一九八一年度ということ、依然として現実にはたれ流しの状態のままで、私は、改めてこの問題について、緊急にアメリカとも改善についての強い交渉をしていただきたい。

このことを重ねて要望しておきたいと思ひます。玉木さんが来られたので、終わりに、先ほどもっと御質問の中で取り上げたのですが、確認をしておきたいのです。

新聞報道ですと、二十一日の定例会見で、施設庁長官が横須賀の母港問題に触れて、横須賀の場合に、乗組員、家族のための住宅、厚生施設などを建設する余裕は横須賀海軍施設にもないので、こういう点から見ればもう一隻空母を受け入れるのは困難だと述べたという新聞報道がありますけれども、これはそのとおりですか。

○玉木政府委員 三月二十一日の記者会見の席上で、横須賀の米空母のわが国における二つ目の母港化についてどう考えるかという御質問がございました。もちろん仮定の問題であるということが前提でございますが、現在横須賀にございす住宅を横須賀に移設してある、あるいは神奈川県内におきまして経費分担によつて住宅を建設しておるといふような状況から見まして、横須賀地区に住宅や厚生施設をつくる余地は現状では相当限られておいて、実施はしにくく簡単なことではないという実情について申し述べたところでございます。

○中路委員 予算委員会の分科会でも私は取り上げましたけれども、施設が狭くてごみ施設すらできないうと施設庁は言っているのしょう。そういう中で、この第二母港の問題は、全く困難どころか、初めから横須賀に受け入れるべき条件がないわけですね。その点では、施設庁長官も、記者会見でそういう話をお話をされたという事はほぼ認めておられるわけですから、施設庁自身がそういう意見なんですから、外務省もこの問題についてはつきり断るといふことはいろいろな角度から見て当然なんです、このことももう一度あわせて外務大臣に強く要求をしておきたいと思ひます。いかがですか。

○玉木政府委員 この問題は、防衛施設庁としまして日ごろから感じております神奈川県、特に横須賀、横浜地区におきます施設の現状について、

それをベースにしまして考えた私の感じを申し上げたところでございます。それゆゑに二つ目の空母の母港化がいいとか悪いとかということ判断する立場にないことは当然でございますので、その辺は御了承賜りたいと思ひます。

○中路委員 外務大臣、いかがですか。

○大来国務大臣 ただいまの施設庁長官の意見も一つの判断材料だと思いますが、いづれにしてもこれはまだ要請のない、仮定の問題でございますから、先ほど来お答えいたしておりますいろいろな状況を総合的に判断して、そういう要請があった場合には結論を出すということになるかと思ひます。

○中路委員 まだ仮定の問題としてお話をされておりますので、また改めてこの問題を取り上げたいと思ひますが、限られた時間ですから、もう一つの問題についてお尋ねしたいと思ひます。

大来外務大臣が訪米されてお帰りの後、特に対日軍事要求ですね、軍事費の増額についてアメリカから強い要請があり、その問題で、新聞の報道によりますと、大平総理が大来外務大臣に對して、わが国の防衛力増強に關連して在日米軍の駐留費、維持経費負担について検討の指示をして、積極的に取り組む姿勢を明らかにしたという記事とあわせて、この指示に基づいて、在日米軍の駐留経費の日本負担増額問題で、二十四日に防衛庁長官と外務大臣の間で会談をされたという記事が各紙に出ていますけれども、この外務大臣と防衛庁長官の、大平総理の指示に基づいた駐留費負担増額の問題についての話し合いの結論というのはどういふことですか。

○大来国務大臣 私から総理には、せんだつてのワシントンにおける米側とのいろいろな話し合いの内容の概要を報告したわけでございます。その中には、ブラウン長官の、在日駐留米軍の費用の負担を日本側でさらに考慮していただくという点にたいしうような発言もございましたので、その点につきましては、現行の地位協定でございますと、労務費の負担については法律の解釈の中

での限界に達しておりますので、施設費についてはケース・バイ・ケースで、ある程度は考慮できるかもしれないという意向も従前防衛庁の方でございまして、そういうような点を含めまして防衛庁、防衛施設庁の方で在日米軍の経費の負担について具体的に検討をするようにという総理からの指示もございましたし、そういうことで私も防衛庁長官とお話し合いをいたしましたわけでございます。

○中路委員 在日米軍の駐留経費については、これまで相当の額を日本側が負担してきておられるわけですが、たとえば五十五年の予算を見ましても、民有地の借料、補償費、さらに問題なのは米軍基地の移設費、労務対策費の一部分を持つようになったわけですが、五十五年の予算でこうした借料、リロケーション、労務費等米軍の施設整備は、合計しますと幾らになりますか。

○森山(武)政府委員 借料、リロケーション経費、周辺対策費、労務対策費、それから提供施設の整備その他防衛施設庁予算は、合計いたしました千五百五十八億二千五百万を計上しております。

○中路委員 合計しますと、いまお話しのように千五百五十八億二千五百万に達しているわけですが、これは五十五年の防衛施設庁予算の二千五百三十億の半分以上に達してはなっているわけですね。五十三年度に新たに追加負担を日本側が開始をして、基地労働者の労務費の一部を負担する、あるいは五十四年度は在日米軍の基地施設整備費、新しい隊舎とか、こうした点も負担を始めたわけですが、こうした米軍の隊舎、住宅などの施設整備費、あるいは五十三年から負担しました基地労働者の労務費の一部、これは現行の地位協定が効力した昭和三十五年以降それまではアメリカ側が負担してきた経費だと思ひますが、そのとおりですか。

○玉木政府委員 これまでの長い歴史全体を通じてとそれらをすべてアメリカ側が負担してきたわけではございませんで、時代によりましてアメ

リカ側の要求により日本政府で負担をして提供したという事例もございいます。

○中路委員 その事例をちょっとお話し願いたいのですが、しかし、いまお話しした大半は、五十二年、五十四年まではアメリカ側が負担してきたのは事実じゃないですか。

○玉木政府委員 施設提供の歴史は相当長うございまして、古い時代には大変少ない数ではありますけれども提供を求められてやむを得ず提供してきたという例がございいます。

○中路委員 しかし、大半の経費をアメリカ側が負担してきたというのは、この地位協定二十四条一項の日本国に合衆国軍隊を維持することに伴うすべての経費は、日本国に負担をかけないで合衆国が負担をするという経費、これに当たるからアメリカがいままで負担をしてきたということではないですか。

○玉木政府委員 地位協定のその条文は当初から同じ表現で同じ枠組みで推移しておりますので、長い間にわたりました時代、時代の変遷というものは、その時点におきまして緊急度、関連諸条件を考慮して決せられてきたものと私も考えております。

○中路委員 それではもう少し具体的に聞きますが、この地位協定の二十四条一項に規定している在日米軍を維持するに伴う経費、つまり協定上米側が負担を決めている経費、その主なもの、具体的に示していただきたいと思うのです。この第一項に言われているいわゆる在日米軍を維持するに伴う経費、アメリカが負担する経費の主なるものを具体的に例示していただくとどういふものがあるのですか。

○玉木政府委員 疑いなくアメリカ側が負担すべき二十四条一項の経費であろうという代表的なものとして申し上げますならば、駐留米軍の軍人軍属の人員費あるいは家族の住宅維持費、それから施設の運営維持費、その他アメリカ側がみずからの予算で三条権能に基づきまして建設をするような小規模の建設費、こういうようなものは疑いなくアメリカ側が負担すべきものという事例かと思ひます。

○中路委員 たとえば、いま負担をされていくことになった米軍人の住宅の新築、兵舎の新築、改築あるいはK C 135 空中給油機の消音装置、ごみ処理、あるいは先ほどお話しした汚水処理施設の建設、こうしたものは現行の地位協定第二十四条一項に規定する在日米軍を維持するに伴う経費、いわゆる米側が負担すべき経費ではないのですか。

○玉木政府委員 昨年十二月二十八日に施設経費の日本側の経費分担につきまして合意を見たわけでございますが、いま事例として並べられました幾つかの問題につきましては、合同委員会におきまして日米間の合意によって日本側が負担をするというふうに取り決められたところでございいます。

○中路委員 かつて国会で、これは四十五年八月の内閣委員会での当時の山上施設庁長官が答弁されていまして、米軍が入りました後にいろいろな備品をつくる、設備をつくる、家を建てる、これは自分でやるのがいたまてまにならなっております。これは地位協定の二十四条一項で言う在日米軍を維持するに伴う経費だから、その当時の長官がこうしたのは米側が負担しているんだというのを答弁されているわけですね。その点では、地位協定で分担する二項で決めている、日米で合意すれば日本側がほとんど負担しているのもいいんだ、それでは地位協定自身が事実上空文化してしまふじゃないですか、先ほどおっしゃったような合意の形で、いままで国会でもこれは米側が負担しているんだというのを答弁されている問題も崩れていくということになるんじゃないですか。

○玉木政府委員 御指摘の四十五年八月の山上防衛施設庁長官の答弁の問題は、中路委員御承知のとおり、四十八年三月の衆議院予算委員会におきましていふんとたゞさんの角度から御議論になったところでございまして、その際にも政府側から説明いたしましたように、私も速記録を中心としてこれを分析してみますと、山上答弁の立場はその当時の運用上の実態を述べておられるもの、こういうふうな理解をしております。当然のことでございますが、地位協定そのものは両国の分担につきまして原則的な定めがございまして、その原則的な定めの中で、案件が生起するたびに当該案件をどちら側が負担すべきかというものを合同委員会におきまして審議、合意するわけでございます。それで、これによって地位協定が空文化していくというふうな考え方は当たらないのではないかと私は思っております。

○中路委員 国会のいままでの明確な答弁もほとんど崩れて拡大解釈していつているのが、いまやり方なんです。たとえば、これも不当なんですけれども、七〇年のいわゆる施設の移転、集中が問題になったときに当時の大平外務大臣は、原則として代替の範囲を超える新築を含まないよう地位協定を運用するという政府見解をはっきり出されているわけですね。代替の範囲内の負担というのを認めるというこの点でも、地位協定の拡大解釈をして米側の要求を受け入れたわけですから、現在はこの代替の範囲どころじゃない、どんな新築、改築を認めていく。

○玉木政府委員 隊舎とかあるいは宿舎等新築する場合に、これが当然維持費に入るかということになりますと、これは議論の余地が残っております。

○中路委員 それでは別の角度からもう一度聞きますが、労務費について先ほど外務大臣が答弁されましたけれども、労務費についてはこれ以上の負担増額は日米安全保障条約に基づく地位協定の解釈、拡大解釈しても困難だという意味のことをお話しになっていまして、労務費については今後さらにいけば拡大解釈していく、さらに日本側が持つていく分をふやしていく、こういうことお考えは施設庁の方にはあるのですか。

○玉木政府委員 これも一昨年、昭和五十三年十二月二十八日、先ほどこれを昨年と言ひ違えたようにありますが、訂正させていただきます。五十二年の十二月の合意をいたします際に、政府側といたしましては関係各省協議いたしました。米軍の維持に伴う費用というものの中身につきましても、具体的に細かく入って分析をしたわけでございますが、そのときのわれわれの考えましたところでは、現在の地位協定の枠組みの中ではこれ以上、現在負担しております格差給、語学手当等の国家公務員給与を上回ります部分を越えて、さらに現在米軍が負担しております賃金の内部まで負担の枠を拡大することは、地位協定の規定上できないことであるというふうな結論をしたわけでございます。したがって、今日におきましても、労務費につきましてはこれ以上の負担は協定の解釈上は無理であろうと考えております。

○中路委員 これも、たとえば七七年八月の衆議院の外務委員会での当時の鳩山外務大臣が、「地位協定では維持的な経費は米側の負担と、このように定められております。駐留米軍の労務者の給与は維持的な経費であるというふうに私も私どもは考えております。」というのを明確に言っておられるわけですね。労務費は維持的な経費だ。すでに格差給等は一部負担をされているわけですが、これは格差給は明らかに給与なわけですね。そこまで踏み込んでいるわけですが、今後拡大できないと思ひます。持っている住宅を運営し維持していくというための経費は、これは疑いなく維持費に入ると思ひます。

○玉木政府委員 隊舎とかあるいは宿舎等新築する場合に、これが当然維持費に入るかということになりますと、これは議論の余地が残っております。

いうことは、いまおっしゃったように、地位協定上もうできないということなのか、政治的な配慮からしばらくは労働費まで手をつけられないということなのか、もう一度これは明確にしておきたいのですが、労働費については、給与については地位協定の上から言ってさらに負担をするということとは、皆さんの解釈でも現在の地位協定ではないかということですか、それを明確にしておいていただきたい。

○玉木政府委員 労働費をこれ以上負担することはできないと申しましたのは、地位協定の現在の考え方から言ってこれ以上負担はできないということでございます。

○中路委員 時間がそうありませんのでとへ戻りますけれども、もう一つ、施設整備ですね。さっきの新築隊舎、こうした点についても、いまお話ししましたように、かつての政府の国会における答弁、あるいはこれを拡大解釈したりロケーションの伴う住宅についての大平さんの答弁、こういった解釈をすでに現在にはねじ曲げてしまつて、さらに踏み込んでいくわけですが、こうした新築の隊舎、兵舎、こうした経費については、先ほど外務大臣が防衛庁長官と話し合われたそうですが、この部分はさらに負担を場合によっては日本側がしていくというお考えはあるのですか。

○玉木政府委員 先ほど外務大臣から御答弁がございましたのを承っておりまして、両大臣におきまして今後に対します政策的な指針を御相談になつておられると思います。これが示されますならば、私どももその線に沿つて実務者として考えていかなければならぬところでございますが、その際におきまして、いかなるものをこれからこの経費負担によつてやっていくかということになつてまいりますと、現在の地位協定の立て方は、二条と二十四条の二項におきまして新規提供等の場合、これを提供するというように規定がございますので、必ずしも代替の範囲に限られるわけではないと思ひますし、何を提供するかという判断の根拠は、当該施設の緊急度、財政枠あるいは周辺住民

のこれに対する考え方、基地の安定的使用の見通しがあるか、実現性があるかというところまで含みまして多角的な角度から考えながら一々決定していかなくてはなるまい、こう考えております。

○中路委員 条約上、地位協定の上で日本側に支払い義務がなくても、いまおっしゃったように日本側が決めれば問題はないのだという解釈でどんなこの負担を拡大していく、制限なく負担していく、これは全く屈辱的なやり方だと思つてゐます。特に現在、政府自身が招いた財政危機の中で国民生活が物価高やこういった公共料金の引き上げ、福祉の切り捨て等で非常に困難な状態の中で、一方でアメリカ側の財政を思いやるという、思いやり予算という言葉まで使つて、本来米側が負担すべきのもので負担に感じていくということとは許せないのではないかと申すわけですが、いまのお話ですと、今後さらに駐留経費の負担について検討していくというお考えがあるのだらうと思つておられるけれども、私はこうした拡大解釈で、先ほど空文化と言いましたけれども、文字どおり地位協定自身を事実上空文化していくこうした無制限な日本側の負担増はやるべきだと思つてゐますが、最後にこの点について外務大臣のお考えをもう一度お聞きしておきたいと思ひます。

○大来国務大臣 先ほど来申しましたことでございますが、日本国民の安全を守るといふ立場から申しまして、日米安保によります抑止力というのは日本国民の日々の安全につながつておられる問題でもございまして、そういう見地からある程度負担できるものは負担するということは日本国民としても考えていかなければならないことではないかと存じます。

一つには、この安保条約が成立したところに比しまして日米の経済力のギャップが非常に接近してまいつてきているということもございまして、地位協定の解釈上、可能なものについては日本側が負担するということになるかと思ひます。それは何も枠がなしに無制限にということでは

はございせん、地位協定の条文がございまして、先ほど来申しましたように、この協定に基づけば労働費は負担をふやす余地がない、こういう意味でのかんぬきもかつておるわけでございますが、御心配のように無制限にということにはならないかと存じます。

○中路委員 最後に私は、この法案と関連はないのですが、一言大臣にお話をしておきたいのですが、きょうは内閣委員会の定例日ですが、あすは定例日じゃないのです。定例日じゃなくても委員会を開いて、この法案の審議を終わらうということ、各党の皆さんが合意をされているんですね。それは、先ほど附帯決議と関連して現状を若干聞きましたけれども、こうした在外公館にお勤めの職員皆さんの現状も考えて早く成立をさせたいというお考えだったからだと思うんですね。

そういう経過があるにかかわらず、きょうは最初の岩垂さんの質問のときから外務大臣がおられな。そして他の質問者のときも、他の委員会のこともありますけれども、外務大臣がとぎれとぎれになる。外務大臣自身にとつてみれば、先ほど屋敷をやつと食べたというように、大変だろうと思ひます。しかし、委員会の運営がこういうことになる、質疑される皆さんも本当に大変だと思つてゐる。時間もろんと狂つてきているわけですね。こうした点では、外務大臣は大変ですけれども、外務大臣への質疑のセットをされる関係の皆さんに私は特にお話しておきたいのです。

委員会の質疑について、定例日の別にさらに日程を設定して法案を審議するということの合意をされている中で、こうしたきょうのような運営は今は絶対やらないということ、官房長ですか、どなたか、委員会の席でもひとつ答えておいていただきた。○大来国務大臣 この点は重々申しわけない次第でございます、一つには先週の日曜、土曜、二日間を訪米のために不在にいたしましたので、い

ろいろな委員会の審議と重複したりいたしましたので、当委員会に大変御迷惑をかけたことを重ねておわび申し上げます。

ことに、ただいまお話しのように、在外勤務の者のことも含めて考慮をいたしまして、この点も大変感謝いたしておるわけでございますが、私どもとしても各委員会の間を縫ひましてできるだけ御迷惑にならないようにやつてまいりたいと思つておりますので、明日もそういうことで御迷惑をかけて恐縮でございますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○中路委員 終わります。

○木野委員長 次に、吉田之久君。

○吉田委員 初めに、在外公館に勤務される職員の人たちのいろいろな実情について、二、三伺いを申し上げたいと思つてゐます。

先ほど鈴切委員からも、この政情不安の中で大変危害を加えられたり被害をこうむつたり、職員の人たちないしはその家族の人たちの生命、財産にいろいろ脅威を及ぼされている現状にかんがみまして、いろいろその防衛対策を講じておられることは承りましたけれども、ここ最近の例でどのような被害があつたか、その辺のところを、二御報告いただきたいと思ひます。

○柳谷政府委員 御質問の趣旨は、在外公館員がいろいろ治安の悪い状態あるいは戦乱の状態等においてどのようなひどい目に遭つた例があるかというところかと思ひますが、ちよつと整理したものを持つておりませんので、二、三思いつくままに申し上げさせていただきます。

戦乱の例としては、最近におけるもの一つは、やはりサイゴンの脱出のときでございまして、あのときは状態が非常に急変いたしましたために、最後まで残つておりました館員が脱出するときに米軍の艦船を利用したり、あるいは一部の者はそのまま残りました北ベトナム軍が入場するのを受けて、むしろそこにとどまつた上で、ずつとおりまして日本と当時の北越との関係を見ながら、相当たつてからある段階で引き揚げた。後に

は今度は北越の方、統一された後のハノイに大使館ができて、現在ホー・チミン市は、大使館の建物等がありますけれども、昔の現地職員がこれを管理しているという状態になったわけでございます。

カンボジアにつきましても、ブノンペン陥落のときには、当時栗野大使以下の館員がおりまして、いつ引き揚げるべきかと。結局、なるべく踏みとどまって情勢を把握し本国へ報告するという責任と、館員及び家族の安全という双方の矛盾する要請がございますので、その辺をどうするかということ、間際になって無事タイの方へ退避したという例がございます。

中南米につきましても、ゲリラとか人質事件というふうなものがいろいろ多発しております。そういう意味では、先ほども答弁がありましたけれども、警備対策、在外公館、館員宿舎あるいは通勤途中の交通手段等における警備対策に非常に力を入れているわけでございます。これもかつてサンパウロの大口総領事が誘拐された事件があったわけでございますけれども、それらの教訓を得ましていろいろ対策を講じました。その後も脅迫電話とかいろいろあって、いまでもかなり不安ではございますけれども、特にこの面では予算措置を講じまして、その中でいろいろな対策を講じているので、現在のところは何とか館務に精励しているという状態でございます。

あと、思い出せばレバノンにおきましてもかなり危険な状態があったということもあると思います。

○吉田委員 そうしたいろいろな苦勞をされておる、あるいはまさに身辺、生命の危機を体験しておられる事例を伺いながら思うことでございますけれども、特に最近イランの米大使館の人質事件というふうなやつとわれわれの想像できない事件も出てきておるわけでございます。また、コロンビアでも大使館の占拠事件が生じておるような話が先ほどございました。こういう政情不安あるいは内乱、動乱、こういうものが起こってきたと

きに在外公館に勤務する人たちの義務規定、遵守規定と申しますか、その辺のところはどうなっておるか、あるいは昨今の事情にかんがみてその辺の若干の修正が考慮されているのかどうか、あるいはいよいよ具体的なきにその判断はだれがするのか、あるいはどういう指示に基づいて勤務場所を移動したり宿舎を変更したり撤退したりするのか、その辺をもう少し御説明いただきたい。

○柳谷政府委員 戦乱時対策と私も呼んでおりますが、基本的には平時から情報の収集を図りあるいは食糧の備蓄をする、館員並びに在留邦人との間の連絡網を密にするとか、備えあれば憂いなしといいますが、そういう形で平素から非常時に備えた対策をいろいろ講じているということが中心でございます。ただ、それにもかかわらず事態が予想以上に急変する、全く予期しない突然のクーデターというふうなこともございますので、そこところは最終的にはやはり臨機応変の措置が必要になります。制度といったしましては、これはやはり外務大臣名による訓令によって撤退する者は撤退するということとございますけれども、それがなかなか間に合わないような場合には、ある程度現地の公館長の責任による処置ということも実際には必要になることもあろうかと思っております。

なお、これに関連いたしまして、戦乱地におきますと、生活必需品の非常な高騰、入手困難その他平時には予想されないような特別な出費がかかるということもございまして、在外給与法第九條の二では特に規定を設けて、これらの者については在勤基本手当の百分の十五を必要に応じて加算できるという制度も最近つくっていただいたわけでございます。先ほどちょっと申しましたレバノンの大使館の実例、あるいはイラン、ニカラガ等におきましてこのような事態が発生しましたときに、このような加算を行ってその面からも対策を講じた次第でございます。

○吉田委員 たとえばレバノンとか、カンボジアとかサイゴンの場合、大臣の指示が出るまで待つ

ておったのか、それともその前に判断してみずから措置をしたのか、どちらの場合でございますか。

○柳谷政府委員 在外公館というものの長は基本的に外務大臣の指揮下にあるわけでございますから、任地を離れるということについては、現地の事情は随時報告いたすわけですが、最終的な指示は外務大臣から下すということとございまして、サイゴンの例については外務大臣の指示があったというふうに記憶しております。

○吉田委員 この際大臣に申し上げておきたいのでございますけれども、やはり日本人として、特に国を代表して任務を果たしている人たちにございまして、かなり強い責任感に基づいて行動しておられると思うのです。しかし、国際的な情勢は必ずしも安定いたしておりません。むしろ危機的な条件が高まってきておるうちに私も判断いたしたもので、その点外務大臣として今後の措置、判断、その辺に十分やはり現状の緊迫している諸条件というものを加味されて、あくまでも人命が尊重されるべき立場からの確たる措置を一層講じていただきたいということをこの際お願いいたしておきたいと思っております。

同時に、私も推測いたしますのに、外国で勤務している人たちの子女の教育、子女という言葉も余り最近適切でないと思うのでございましてけれども、子供たちの教育にやはりかなり支障を来してくるのではないかと。それは相当現地でも努力をし、また日曜学校などをつくり、いろいろ親も努力しておられるのでありますけれども、今日の日本の進学の一般的な傾向といたしまして、幼児教育を含めてかなり周到な準備を積み重ねていかないと、なかなか希望する学校には進めないというのが偽らざる現実でございます。だとするならば、非常に重要な小学校時代あるいは中学校時代に外地で異質な教育を受けている子供たちが、適当なときに帰ってきて進学しようとする場合にかなりのハンディを担っているのではないかと、思うわけなんですけれども、この辺のところでは

在外公館に勤務する人たちの方から苦情のようなものはありませんでしょうか。

○大来国務大臣 前段の部分につきまして、在外勤務の人たちの安全ということは私どもとしてもできるだけ注意してまいりたいと思っております。事実先ほども政府委員からの答弁もございましたが、いろいろ緊急な場合がございまして、また在外公館はやはり在留邦人の生命、財産に対しても安全を図る責任がございまして、どうしてもその辺の始末といえますかを考えてからでないとい、自分の進退というのはいかなるかむずかしいという点もございまして、外務省としましては、何か起こりましたときに現地との通信をできるだけ密接にいたしまして、早過ぎず遅過ぎずという判断が非常にむずかしいのですけれども、そういう努力をいたしてまいりたいと思っております。

子供の教育問題については政府委員から答弁いたしました。○柳谷政府委員 現地から苦情があるかということとでございますけれども、これは在外公館の子女も在留邦人の一部でございますので、子女教育ということになりますと、特に在外公館職員だけがどうということよりも、在外子女全体の問題というところであろうかと思っておりますが、一番苦情といえますか、非常に苦しさの訴えがあるとすれば、やはり現地にしかるべき学校がない、日本人学校がありませんけれども、上級、高等学校等になるといとか、あるいは日本人学校がなく補習校だけしかないとか、あるいは首府には日本人学校がございましてけれども、その人たちの勤務は首府から離れた都会であるというふうな場合にはなかなかそういういかなる等々で、やはり入るべき学校がない。それからあつても授業料が非常に高いとか、それから今度は、そう言つてはいかかと思ひますけれども、場所によりましては非常に水準が低い、せつかく入ったけれども、これでは非常に将来がおぼつかないというふうなことで、こういう場合にはやむを得ず先に子供だけ帰すとか、夫人と同伴して帰すというふうなことになるって、家族が分

散することによってまた不必要な経費がかかる、
そういうようなさまざまな困難の訴えは確かにござ
います。

日本でもこの問題については子女教育財団がで
きるようになりまして、外務省、文部省がこれと
一体となつてさまざまな配慮を加えましたので、
近年は十年前、二十年前と比べるとその点はずい
ぶんよくなったと思ひますけれども、他面、海外
に行く子女の数はまた激増しておりますので、せ
つかくできた日本人学校も、すぐに収容力がいっ
ぱいになるとか、校舎が足りなくなつてまた増築
するといふような問題が悪循環的に起こつてい
るといふことでもございまして、これは私どもの外務
省といひましては、領事移住部の非常に重大な
仕事の一つになつておりました、なお今後の制度
面あるいは予算面の改善を図るべき重要事項と心
得ておるところでございまして。

○吉田委員 子供たちの進学、これはおっしゃる
とおり在外公館だけに限りませんけれども、特
に問題を在外公館に限って外務省サイドでお考え
いただいている実情を問ひたいわけでもございま
すけれども、やはり人事の異動、交流とその子供
たちの進学等々、よほどいろいろな配慮してやらな
ければならない面があるんじゃないかと思ひます。
が、その面は十分に配慮されておりますか。
○柳谷政府委員 限られた外務省の同僚を本省、
在外にいろいろ配置し、配置がえするに当たりま
しては、基本的にはその人間の持つてくる能力、
特色を生かすといふこと、それからやはり人事の
公正さといふことで途上国、先進国等々への配置
を、ローテーションを正確にやるといふようなこ
と、また、将来のことを考えまして最も適当な時
期に在外に出しまして、三年、四年あるいは二カ
所回れば四年、五年と在勤してから、またちよう
ど本省のしかるべきポストが必要となるときにその者
が帰れるようにあらかじめ計画して出すといふ、
人事の計画性、先を読んだ人事といふようなこと
が非常に大事でございまして。そうなりますと、な
かなかその個人の家庭の事情といふところまでは

考慮がいきにくいのが実情でございまして。
もちろん、できる範囲内においてはこれは考慮
いたしますし、場合によっては子供の受験とか入
学とかいふことの場合に若干その家族の赴任がお
くれるとか、あるいは帰朝が少し先になるとか
いふような点は割合に認めていくわけでもございま
す。が、私が見るところでは、外務省の者は、もちろ
ん家庭のことも大いに気になり、心配はしており
ますけれども、基本的にはやはり自分の一生の仕
事だといふことで、その教育がどうだから行きた
くないとか、あそこはいやだといふようなことを
言う者はほとんどないといふふうに考えておりま
す。

○吉田委員 ほとんどないだけに一層よく配慮を
なさなければならぬ、やはり優秀な子女の将
来の養成といふことも配慮されなければならぬ
と私は思ひます。

問題は、全く変わりますけれども、パレビ前
国王がエジプトに入られました。このことにつ
いて外務大臣として、今後のアメリカ、イランの関
係などをどうごらんになるか、あるいはこのこと
について何らかのコメントをなさいましたかどうか
か、お伺ひをいたします。

○大来国務大臣 私もきょうの夕刊までまだ見る
時間がないので、その後どういふ進展が
あったか存じませんが、たまたま昨日パナ
マのロヨ大統領と会談いたしました際に、大統領
がパレビ前国王のバナマ出国の事情を話してお
ったわけでもございまして。

それは、イランからパレビ前国王の引き渡し
要請がありまして、引き渡すかどうかという決
定権限はバナマでは大統領しかありません。私は引き渡
す意思がなかったもので、前国王に対して、そう
いふことがあつてもあなたは絶対に引き渡さない
といふことを言つておつた。それは一つには、パナ
マ国には死刑がない。ところが前国王を引き渡さ
ば、場合によると死刑にされるかもしれない。そ
ういふことはバナマの政策に反する。それから政
治犯といひますか、政治的な避難者に対しては保

護を与えるというバナマの方針がある。そう
いうことで、仮にイラン側から要請があつてもパ
ナマにとどまつてよろしい、私が保証するといふ
ことを言つただけけれども、どうしても御本人が
エジプトに行きたいといふことで、これはとめる
法律もないし権限もないので、結局御本人がエ
ジプトに参ることになった。

その理由がよくわからないけれども、親戚の方
がエジプトにおる、それからシャアが相当な財産
をエジプトに持つておる、それからサダト大統領
からいつても来たいときには来るようにという招
待を受けておつた、そういういろいろな理由がある
んだらうといふことでもございまして。

○吉田委員 次に、防衛費の問題について少しお
伺ひしたいと思ひます。

先ほどから各委員からいろいろ触れられており
ますけれども、防衛庁が現在計画いたしております
五カ年計画、すなわち中期業務見積りでもござ
いますね。これは大臣おっしゃるとおり、あくま
でも防衛庁サイドの考え方ではありますけれども、
このたびのアメリカとの交渉、要請等をなが
めまして、外務大臣としてこの中期業務見積り
といふものを追認されると申しますか、承認さ
れると申しますか、やはりそういう考え方を認め
てからさるを得ない現実のように思ひうわけでも
ございましてけれども、その点はいかがでございま
すか。

○大来国務大臣 これは外務省が追認するとか承
認するとかいふ性格のものではございませんで、
総理大臣以下内閣として検討すべき問題だらうと
考えます。

○吉田委員 ところで、特に業務見積りの二兆
七、八千億円といふものは、装備の質的向上を図
るためという計画のもとに進められていてと私た
ちは解釈いたしております。そうなつてまいりま
すと、いま特にGNPの一分問題でいろいろ論議
が起つておるわけでもございましてけれども、わが
国の場合、諸外国と比べましてやはり異なつた
ような要素がある。

その一つは、諸外国の場合には多くの場合徴兵
制度でございまして、人件費といふものが非常
に少ないはずであります。わが国の場合は、あく
までも志願の人たちによって構成されているわけ
でございまして。したがつて、同じ防衛費を論ずる
場合でも、人件費の占める要素といふものはわが
国の場合には非常に大きい。たとするならば、同
じGNPのパーセンテージで比較するだけではな
しに、そういう要素も十分考慮して装備の水準が
どの辺にあるかといふことを測定しないと、現実
の防衛論議にならないと思ひうのでございまして。
この辺について外務大臣はいかがお考えでございま
すか。

○大来国務大臣 いまの点は防衛の内容に入りま
すので、本来は防衛庁からお答えいただくのが
いいかと思ひますけれども、本日こちらには参つて
おられないようでもございまして、私から多少簡
易に申しますと、やはり日本の防衛支出の約半分が人件費だ
といふこと、それからいろいろな経費的な燃料
その他のものが四分の一で、正面装備と称し
ております装備関係は全体の四分の一程度とい
ふことで、非常に低い。この点について五十五年
度の予算等におきましては、ある程度人件費が減
少しまして初めて五〇%を割つたと私も聞いて
おりますけれども、御指摘のように肝心の部分の
割合が比較的少ないといふことは言えるようでも
ございまして。

○吉田委員 諸外国から見ても、GNP対比のい
ゆる財政的な支出もきわめて低い。これは日本は
日本のいろいろな事情があるわけでもございま
すけれども、同時に中身から言つても、装備そのもの
は諸外国と比べて極端に低い。全体のパーセンテ
ージの比較でございましてけれども、絶対値ではあ
りませんが、かなり低い。そういう中で、経済大
国である日本がそれでいいのか、アメリカあたり
から、あるいは諸外国からいろいろな要請が出て
くることは、私は当然のことだらうと思ひうので
す。

そこで、外務大臣は、特にアメリカのブラウン国防長官とのいろいろな交渉等の中でも、日本の財政事情あるいは国民のコンセンサスを得ながら、財政事情を検討しながらということをお答えになっております点は、それなりに私は正しいと思いますけれども、本日に防衛というものを考える場合に、単に財政事情からだけ問題を論じていいのであろうか、計画を立てていいのであろうかという点に基本的な疑問を私は感ずるわけでございます。

要は、いま日本がどういう情勢にあるか、そしてその中で、日本の国家の安全を保障するためには何をなさなければならぬか、その必要な経費は幾らであるかということが先決問題でありまして、GNPの〇・九%でいいかどうか、あるいは一%が適当かどうか、あるいはそれ以上が必要かどうか、ただ数字からはき出すというのは、私は本日の防衛を考えている理論にはならないと思うのです。

そういう点から考えまして、特に防衛庁長官でおられない外務大臣のサイドから、どういう感覚をお持ちであるかということをお聞きしたいわけでございまして、いま日本は外国から脅威を受けている状況にあると外務大臣として御判断なさっておりますか、いかがですか。

○大来国務大臣 日本は近年脅威を受けているかどうかという点については、いろいろ議論もございまして、日本には潜在的な脅威があるということから従来、防衛庁長官、総理大臣も答えておられるわけでございまして、また、近年その潜在的脅威が強くなっている、特にソ連の極東軍力の増強、あるいは日本の北方領土というところに軍事基地がつくられるというようなことを含めまして、そういう意味での潜在的脅威が増しているという点は一応言えるかと存するわけでございまして。

また、その防衛の費用を単なるGNPのパーセンテージだけで論ずるのは誤っているだろう、こ

れも私は同感でございまして、本日に日本の安全を維持し、国民の生命、財産の安全を維持する、単なる希望だけではなくて、万一の場合にも備えがある程度あるという意味での努力というものはやはり必要だろうと思うわけでございまして。

その場合、日本は、一方において最低限の自衛力を保持していくと同時に、他方、日米安保によりまして、米国の抑止力というものに依存してやる、この両方の努力を国民の安全を図るためにやっていかなければならないという事情に置かれておると思うわけでございまして。

○吉田委員 私はその点で、先ほどからGNPの何%で物を判断することは、現実にはわかりませんが、理論的にはあまい点が多過ぎるに思いますが、それはそれなりとして考えるならば、五十一年の閣議決定における一%を当面のめどとするということ、それなりに国民がほぼコンセンサスを与えたとするならば、その五十一年の状況と今日の状況とは、やはりかなり変わってきていると私は思います。防衛庁長官にも、私どもはその都度その意向をいろいろただしているわけでございまして、特に外務大臣もお話がありまして、ソ連の極東の装備配置というものがかなり濃度を増してきている現状にありまして、中距離移動式ミサイルが四十台ある、それ

で日本は完全にその射程圏内にある、八〇年代の中ごろには三百発のミサイルを持つであろう、あるいは中距離爆撃機のバックファイアというものがさらに配置され、充実されておる、こういうことをジョージンズ米統合参謀本部議長も一月の末に指摘しておられるわけでございまして。

ですから、脅威というものが、その国の、わが国に対する攻撃の意図と能力であるとするとすれば、能力の点では最近飛躍的に増大してきていると思うのです。それから、意図の点でも、潜在的であるか、いつ顕在化するのかは別として、決して意図なしとしない。現に北方領土は、先ほどもお話がありましたとおり、完全に占領されているわけでございまして。しかも、基地はいよいよ増強

されている現状にございまして。また、アフガンの地において、あのような不当な侵略が現に行われている。こういう背景から見ると、十分に攻撃する意図を持ち合わせておる、かつ、きわめて強大な能力を持つ外国がすぐ隣に存在する。どこから考えましても、脅威というものがかなり増加していると思うのです。

したがって、そういうことから考えますと、今日の時点において、五十一年の閣議決定の一つの方針というものがそのまま依然として正しいと言いつけるのかどうか、この辺のお考えはいかがでございますか。

○大来国務大臣 わが国といたしましては、戦後平和憲法のもとで、防衛力は専守防衛と申しますか、みずからを守るための力としてしか使わない、これは憲法に規定されておるところでもございまして、そういう一つの世界の中の生き方を選択してまいったわけでございまして、そういう選択のもとでこれからの世界にも生きていくという点から考えますと、日本の防衛ということとは、あくまでも自国を守るということとございまして、たとえいろいろな議論がございまして、アメリカなりヨーロッパを含めた西側全体の戦略の中に巻き込まれるというようなことは日本としてはあるべきでない。

また、私もブラウン長官とも話をいたしました。実際にも、アメリカ側も日本のそういう基本的な立場については承知しておる、ただ、日本自身を守るという面でもまだもう少しやる必要があるのではないかと自分たちは考えるので、そういう意味で、最近の極東情勢を含む、中東を含む国際情勢のもとで、日本の防衛について着実かつ顕著な増強がでないかというのがわれわれの希望である。それに対して私は、基本的には日本のためをえから申しまして着実にやらなければならぬと思うけれども、顕著な、あるいは比較的短い期間に大幅にふやすことはできないと思うということ

は申しただけでございまして、これはやはり安保自身の働きを円滑にするという意味から言

も、日本自身の努力、自分である程度自分のことを守るという努力と安保が有効に発動するということは関連しておるようにも思いますので、先ほど申しました境界の中で、日本人として、日本政府としてやれることはやらなければならぬかと考えるわけでございまして。

実は先般、あれは「現代」でございましたが、北海道の問題について栗栖論文が出まして、私も拝見いたしましたわけでございまして。今回、ワシントンでブレジンスキー補佐官と会談いたしました際に、日本でこういう論文が出ていて、これが国民の間に相当な心配を引き起こしておるような点もあるのだということを申しましたら、その内容をごく簡単に申しましたところが、ブレジンスキー補佐官は、その論文には一つ重大な誤りがあるのではないかと、そういうことは、もしそういうような北海道に外国の軍隊が上がってくるような状態が起これば、当然その過程においてアメリカが反響をしておるということ、これは当然日米安保で決まっておることだし、アメリカもこれを約束していることであって、そういうことがないという前提が基本的な前提とされていると自分は思うというコメントをいたしておたわけでございまして。そういう点は、やはり日米安保が抑止力として、ブレジンスキー補佐官は、なおそういう意味での日米安保が日本に対する外からの侵入を抑止する力に働いているし、将来も働くはずだということを申し

ておたわけでございまして。

これからの日本国民の安全を守る。いろいろ不安定な条件もあると考えますれば、一面において従来の大きな平和憲法の枠組みを崩さないで、自衛力をステディーに、着実にふやす。しかし、顕著にいうところまでなかなかいかない。同時に、日米安保条約の働きが円滑にいくような配慮もしていく。この二本の柱によりまして、将来の日本国民の安全を守っていくということ、真剣に考えていかなければいけないのではないかと、いふうに感じておるわけでございまして。

○吉田委員 栗栖論文に対してアメリカの専門家がどのように判断されるか、それはそれで自由でございませうけれども、アメリカ自身にしてもその辺のところはきちんとしてはいないし、日本の国民でもいろいろ受け取り方が違っていて、現に私も自衛隊へ行つて、この間旭川へも行つてきましたけれども、自衛隊のかんりの幹部が、本當にわれわれはどこまで守ればいいのかと、これに悩まされ、われわれは平和憲法の中でもかくわれわれの国を守らなければならぬ、こういう非常なむづかしい課題を担つてこの自衛力の問題を考へておられるのだ。

ただ、はっきりしなければならぬのは、そして一応定着していることは、奇襲に対してはわれわれは独自で対処しなければならぬ。日米安保というものはあくまで大きな抑止力として期待する。同時に、全面戦争になればとも日本では戦えない。これは日米安保を軸としてアメリカの力によつて守つてもらう以外に方法はないだろう。その辺のところ、先ほど大臣がおっしゃいましたけれども、われわれはアメリカの世界戦略の巻き添えの中に入つていくための防衛ではない。あくまでもわれわれの自主的な防衛なのだ。

専守防衛あるいは専守防衛と呼んでおりますけれども、そういうことになりますと、現状の中で、大臣初め防衛庁長官あるいは総理大臣、すべての方々がこの日本のいまの防衛をみずからどう判断するかということが問題でありまして、アメリカからどうしろと言われたから着実にはいたしますとかいふことは、私はやはりちよつとおかしいと思つてゐます。われわれは他国から指示されて国を守るわけではなし、またつき合ひで日本の国を守つてゐるわけではなし、あくまでもわれわれ自身の判断において、所与の条件の中でどうすべきかということではなければならぬと思つてゐます。したがつて私は、GNPの1%にこだわるのがおかしいわけでありまして、必要でなければもつと下げればよいし、必要であれば必要なだけ、1%

をはるかに超えることもときにはあり得る、こういう判断をすることが本當に正しいと思つてゐるでございませうけれども、大臣はいかがでございませうか。

○大来国務大臣 この問題につきましては、先ほど来申し上げました戦後の日本国民の選択という大きな筋があると思ひますし、あくまでも国際関係の平和を維持しながら日本国民の安全を守るといふのが最も望ましい道であらうと考へるわけでございます。その防衛の支出というものは、確かにたゞいま御指摘のように、日本の安全といふことを基礎に置いて考へるべきもので、パーセンテージがひとり歩きする性質のものではないといふふうに考へますが、同時に、昭和五十一年の国防会議あるいは閣議決定によつて、当分の間1%を上回らないことをめどにして防衛の支出を考へていくといふような決定もございませう。そのような点にはやはり無視するといふわけにはいかないのではないかと、いふふりにも考へるわけでございます。

○吉田委員 大臣のお考え方も私なりによくわかりました。お疲れのようでもございませうし、大分深夜に及んでおりますので、私の質問はこれで終わらしていただきます。ありがとうございます。

○木野委員長 次回は、明二十六日水曜日午前十時から委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後九時十六分散会

中小企業省設置法案

中小企業省設置法

(目的)

第一条 この法律は、中小企業省の所掌事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

(設置)

第二条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第百

二十号)第三条第二項の規定に基づいて、中小企業省を設置する。

2 中小企業省の長は、中小企業大臣とする。

(任務)

第三条 中小企業省は、中小企業の振興及びその従事者の経済的社会的地位の向上を図り、経済社会の均衡ある発展に寄与するため、中小企業の育成及び発展に関する行政を総合的に推進することをその主たる任務とする。

(所掌事務及び権限)

第四条 中小企業省の所掌事務の範囲は、次のとおりとし、その権限の行使は、その範囲内で法律(法律に基づく命令を含む)に従つてなされなければならない。

一 中小企業の育成及び発展を図るための基本となる政策及び計画を決定し、及び推進すること。

二 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)の施行に関する事務を処理すること。

三 中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十三年法律第百八十五号)の施行に関する事務を処理すること。

四 中小企業振興事業団を監督すること。

五 中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第百六十号)による中小企業退職金共済事業に関する事務を行うこと。

六 中小企業の従事者の福祉の増進を図ること。

七 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和四十一年法律第九十七号)の施行に関する事務を処理すること。

八 中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律(昭和五十二年法律第七十四号)の施行に関する事務を処理すること。

九 前二号に掲げるもののほか、中小企業者の事業分野の確保に関する事務を行うこと。

十 中小企業近代化促進法(昭和三十八年法律

第六十四号)の施行に関する事務を処理すること。

十一 下請中小企業振興法(昭和四十五年法律第百四十五号)の施行に関する事務を処理すること。

十二 中小企業事業転換対策臨時措置法(昭和五十一年法律第八十四号)の施行に関する事務を処理すること。

十三 円相場高騰関連中小企業対策臨時措置法(昭和五十三年法律第二号)の施行に関する事務を処理すること。

十四 特定不況地域中小企業対策臨時措置法(昭和五十三年法律第六号)の施行に関する事務を処理すること。

十五 産地中小企業対策臨時措置法(昭和五十四年法律第五十三号)の施行に関する事務を処理すること。

十六 中小企業指導法(昭和三十八年法律第百四十七号)の施行に関する事務を処理すること。

十七 中小企業者の依頼に応じ、その経営状況の調査及び診断並びにこれらに基づく必要な勧告を行うこと。

十八 中小企業に有益な技術及び経営方法等の奨励及び指導を行うこと。

十九 中小企業に係る製品又はその製法等を展示紹介すること。

二十 中小企業の生産に係る特産品の品質の維持及び改善、需要の開拓等のための指導及び助成を行うこと。

二十一 中小企業に係る製品の輸出の奨励及び指導を行うこと。

二十二 中小企業に係る製品の輸出の増大を図るための海外市場の調査及び開拓並びに普及宣伝の指導及び助成を行うこと。

二十三 中小企業に対する資金の融通をあつせんすること。

二十四 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第百六十四号)の施行に関する事務を処

理すること。

二十五 信用保証協会法（昭和二十八年法律第百九十六号）の施行に関する事務を処理すること。

二十六 中小企業投資育成株式会社を監督すること。

二十七 商工組合中央金庫を監督すること。

二十八 中小企業金融公庫を監督すること。

二十九 中小企業信用保険公庫を監督すること。

三十 商工会の組織等に関する法律（昭和三十三年法律第八十九号）の施行に関する事務を処理すること。

三十一 中小企業近代化資金等助成法（昭和三十一年法律第十五号）の施行に関する事務を処理すること。

三十二 小規模企業共済等に関する法律（昭和四十一年法律第二号）の施行に関する事務を処理すること。

三十三 中小企業倒産防止共済法（昭和五十二年法律第八十四号）の施行に関する事務を処理すること。

三十四 小売商業調整特別措置法（昭和三十四年法律第五十五号）の施行に関する事務を処理すること。

三十五 商店街振興組合法（昭和三十七年法律第四十一号）の施行に関する事務を処理すること。

三十六 中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第一号）の施行に関する事務を処理すること。

三十七 小規模事業者生業安定資金融通特別措置法（昭和五十五年法律第 号）の施行に関する事務を処理すること。

三十八 国民金融公庫に関する事務を行うこと。

三十九 小売業を行う中小企業者相互間の競争の調整に関する事務を行うこと。

四十 中小企業の経営に関する相談、中小企業

に関する行政に関する苦情等につき必要な処理をし、又はそのあつせんをすること。

四十一 中小企業の育成及び発展並びにその経営の向上に必要な事項についての情報の収集、整理及び分析を行い、その結果を提供すること。

四十二 中小企業に対する金融制度、税制その他中小企業に関係がある経済問題に関し、調査研究すること。

四十三 中小企業省の所管行政に関する広報を行い、部内の人事、会計及び庶務に関する事務を処理し、並びに職員に貸与する宿舍その他職員の厚生及び保健のために必要な施設を設け、かつ、これを管理すること。

四十四 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき中小企業省に属せられた事務を行うこと。

2 中小企業大臣は、中小企業の育成及び発展を図るため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出若しくは説明を求め、又は意見を述べることができる。

（内部部局）
第五条 中小企業省に、大臣官房及び次の四局を置く。

企画局

指導局

金融局

小規模企業局

2 大臣官房に、情報調査部を置く。

（特別な職）

第六条 大臣官房に、官房長を置く。

2 官房長は、命を受けて、大臣官房の事務を掌理する。

（大臣官房の事務）

第七条 大臣官房においては、第四条第一項第四十号に掲げる事務（小規模企業局の所掌に属するものを除く）、同項第四十一号に掲げる事務、同項第四十二号に掲げる事務（金融局の所

掌に属するものを除く）、同項第四十三号に掲げる事務、中小企業政策審議会の庶務に関する事務及び省務の総合調整に関する事務並びに他の局の所掌に属しない事務をつかさどる。

2 情報調査部においては、前項に規定する事務のうち、第四条第一項第四十一号に掲げる事務及び同項第四十二号に掲げる事務（金融局の所掌に属するものを除く）をつかさどる。

（企画局の事務）

第八条 企画局においては、第四条第一項第一号に掲げる事務（小規模企業局の所掌に属するものを除く）、同項第二号に掲げる事務（団体協約に関するものに限る）、同項第三号に掲げる事務（安定事業、合理化事業及び特殊契約に関するものに限る）及び同項第四号から第十五号までに掲げる事務をつかさどる。

（指導局の事務）

第九条 指導局においては、第四条第一項第二号及び第三号に掲げる事務（企画局の所掌に属するものを除く）、同項第十六号から第十八号までに掲げる事務（小規模企業局の所掌に属するもの

を除く）並びに同項第十九号から第二十二号までに掲げる事務をつかさどる。

（金融局の事務）

第十条 金融局においては、第四条第一項第二十三号から第二十九号までに掲げる事務及び同項第四十二号に掲げる事務（金融制度及び税制に関するものに限る）をつかさどる。

（小規模企業局の事務）

第十一条 小規模企業局においては、第四条第一項第一号及び第四十号に掲げる事務（中小小売業及び中小サービス業並びにこれら以外の小規模企業に関するものに限る）、同項第十六号から第十八号までに掲げる事務（中小小売業及び中小サービス業に関するものに限る）並びに同項第三十号から第三十九号までに掲げる事務をつかさどる。

（附属機関）

第十二条 次の表の上欄に掲げる機関は、中小企業省の附属機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載するものとする。

種	類	目	的
中小企業安定審議会	商工組合及び商工組合連合会の安定事業及び合理化事業並びにこれらの総合調整に関する事業に調査審議すること。		
中小企業分野等調整審議会	中小企業の事業活動の機会を適正に確保するための大企業者の事業活動の調整に関する重要事項（小売業（飲食店業を除く）に係るものを除く）並びに商工組合が締結する組合協約及び特殊契約に関する重要事項を調査審議すること。		
中小企業近代化審議会	中小企業の近代化に関する重要事項を調査審議すること。		

2 前項に掲げる附属機関の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律（これに基づく命令を含む。）に別段の定めがある場合を除くほか、政令で定める。

（地方支分部局）

第十三条 中小企業省に、地方支分部局として、

中小企業局を置く。

2 中小企業局は、中小企業省の所掌事務の一部を分掌する。

（中小企業局の名称、位置等）
第十四条 中小企業局の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	管 轄 区 域
北海道中小企業局	札幌市	北海道
東北中小企業局	仙台市	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東中小企業局	東京都	東京都、茨城県、群馬県、栃木県、埼玉県、千葉県、神奈川県
中部中小企業局	名古屋市	岐阜県、愛知県、三重県、富山県、石川県
近畿中小企業局	大阪市	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、福井県
中国中小企業局	広島市	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国中小企業局	高松市	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州中小企業局	福岡市	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

2 中小企業局の内部組織は、中小企業省令で定める。

附 則

1 この法律は、別に法律で定める日から施行する。

2 中小企業庁設置法（昭和二十三年法律第八十三号）は、廃止する。

3 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十六條―第四十八條」を「第三十六條―第四十七條」に改め、「第三節 中小企業庁（第四十八條）」を削り、「第四十九條」を「第四十八條」に改める。

第三條第九号を次のように改める。

九 削 除

第四條第一項第五十号を次のように改める。

五十 削 除

第二十七條第十七号を次のように改める。

十七 削 除

第三十六條中「、特許庁及び中小企業庁」を「及び特許庁」に改める。

第三章第三節を削る。

第四章中第四十九條を第四十八條とする。

4 前二項に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置その他の事項については、別に法律で定める。

理 由

中小企業の育成及び発展に関する行政を総合的に推進するため、中小企業庁を中小企業省に改組する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約二千億円の見込みである。

恩給法等の一部を改正する法律案

恩給法等の一部を改正する法律（恩給法の一部改正）

第一条 恩給法（大正十一年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第五十八條ノ四第一項中「百三十七万円」を「百四十二万円」に、「七百九十七万円」を「八百一十二万円」に改める。

第六十五條第二項中「十万八千円」を「十二万円」に、「三万二千四百円」を「三万六千円」に、「六万六千円」を「七万八千円」に改める。

「八四七、七〇〇円」を「八七九、七〇〇円」に、「八二七、五〇〇円」を「八五八、八〇〇円」に、「七九四、八〇〇円」を「八二五、〇〇〇円」に、「九一八、〇〇〇円」を「一、〇三八、〇〇〇円」に改める。

別表第三号表中「三、二二〇、〇〇〇円」を「三、四七三、〇〇〇円」に、「二、六五七、〇〇〇円」を「二、八七八、〇〇〇円」に、「二、一六八、〇〇〇円」を「二、三五〇、〇〇〇円」に、「一、六八二、〇〇〇円」を「一、八四六、〇〇〇円」に、「一、三三九、〇〇〇円」を「一、四八〇、〇〇〇円」に、「一、〇六七、〇〇〇円」を「一、一八八、〇〇〇円」に改める。

別表第五号表中「三、三四四、六〇〇円」を「三、四六一、五〇〇円」に、「三、〇八七、三〇〇円」を「三、一九五、五〇〇円」に、「二、九五七、七〇〇円」を「三、〇六一、五〇〇円」に、「二、八五四、九〇〇円」を「三、一九五、二〇〇円」に、「一、〇〇六、一〇〇円」を「一、〇七七、五〇〇円」に、「一、七二二、二〇〇円」を「一、七八二、九〇〇円」に、「一、六三三、一〇〇円」を「一、六九一、八〇〇円」に、「一、三四七、二〇〇円」を「一、三九六、二〇〇円」に、「一、二五七、六〇〇円」を「一、三〇三、六〇〇円」に、「一、一八五、七〇〇円」を「一、二二九、二〇〇円」に、「一、一三三、二〇〇円」を「一、一五四、二〇〇円」に、「一、〇四二、五〇〇円」を「一、〇八一、一〇〇円」に、「一、〇一〇、三〇〇円」を「一、〇四七、九〇〇円」に、「九五二、一〇〇円」を「九八七、七〇〇円」に、「八四七、七〇〇円」を「八七九、七〇〇円」に、「八二七、五〇〇円」を「八五八、八〇〇円」に、「七九四、八〇〇円」を「八二五、〇〇〇円」に、「七〇九、〇〇〇円」を「八〇四、〇〇〇円」に改める。

別表第四号表中「三、三四四、六〇〇円」を「三、四六一、五〇〇円」に、「三、〇八七、三〇〇円」を「三、一九五、五〇〇円」に、「二、九五七、七〇〇円」を「三、〇六一、五〇〇円」に、「二、八五四、九〇〇円」を「三、一九五、二〇〇円」に、「一、〇〇六、一〇〇円」を「一、〇七七、五〇〇円」に、「一、九一一、八〇〇円」を「一、九八〇、〇〇〇円」に、「一、七二二、二〇〇円」を「一、七八二、九〇〇円」に、「一、六三三、一〇〇円」を「一、六九一、八〇〇円」に、「一、三四七、二〇〇円」を「一、三九六、二〇〇円」に、「一、二五七、六〇〇円」を「一、三〇三、六〇〇円」に、「一、一八五、七〇〇円」を「一、二二九、二〇〇円」に、「一、一三三、二〇〇円」を「一、一五四、二〇〇円」に、「一、〇四二、五〇〇円」を「一、〇八一、一〇〇円」に、「一、〇一〇、三〇〇円」を「一、〇四七、九〇〇円」に、「九五二、一〇〇円」を「九八七、七〇〇円」に、「八四七、七〇〇円」を「八七九、七〇〇円」に、「八二七、五〇〇円」を「八五八、八〇〇円」に、「七九四、八〇〇円」を「八二五、〇〇〇円」に、「七〇九、〇〇〇円」を「八〇四、〇〇〇円」に改める。

（国際電気通信株式会社等の社員で公務員となつた者の在職年の計算に関する恩給法の特例等に関する法律の一部改正）

第二条 国際電気通信株式会社等の社員で公務員となつた者の在職年の計算に関する恩給法の特例等に関する法律（昭和二十二年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「会社の社員の下に（これらの会社の職制による社員（準社員を除く。）をいう。以下同じ。）」を加え、「恩給法の公務員」を「公務員（恩給法に規定する公務員をいう。以下同じ。）」に改め、同条第二項を削る。

第二条の次に次の一条を加える。

第三条 第一条に掲げる会社の社員であつた者で、これらの会社の業務を政府に引き継いだ日以前に公務員となつたものに恩給法を適用する場合には、普通恩給の基礎となるべき公務員としての在職年の計算については、その在職年月数に社員に就職した日から社員を退職した月（同月において公務員となつた場合においては、その前月）までの社員としての在職年月数（昭和二十年八月十四日以前の退職に係る在職年月数及び第一条又は恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第五十五号）附則第四十一条の四第一項の規定により公務員としての在職年月数に加えられることとなる在職年月数を除く。）を加えたものによる。

（恩給法の一部を改正する法律の一部改正）

第三条 恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第五十五号）の一部を次のように改

附則別表第一（附則第十三条関係）

正する。

附則第十四条第三項中「同号中「百五十分の三・五」とあるのは、「百五十分の三」を「同号に定める率は、百五十分の五十」に改める。

附則第十八条第二項中「「百五十分の三」とあるのは「百五十分の二・五（警察監獄職員たる旧軍属にあつては、百五十分の三）」とを削る。

附則第二十二條の三中「十萬八千円」を「十二萬円」に改める。

附則第二十三條第六項中「「百五十分の三」とあるのは「百五十分の二・五（警察監獄職員にあつては、百五十分の三）」とを削る。

附則第二十七條ただし書中「九十一萬八千円」を「百三萬八千円」に、「七十萬九千円」を「八十萬四千円」に改める。

附則第三十一條中「「百五十分の三」とあるのは「百五十分の二・五（警察監獄職員にあつては、百五十分の三）」とを削る。

附則別表第一を次のように改める。

階 級	仮 定 俸 給 年 額
大將	五、一三三、五〇〇円
中將	四、四七五、三〇〇円
少將	三、五四四、九〇〇円
大佐	三、〇六一、五〇〇円
中佐	二、九二八、四〇〇円
少佐	二、二八二、九〇〇円
大尉	一、九二九、二〇〇円
中尉	一、五二七、一〇〇円
小尉	一、三〇三、六〇〇円
准士官	一、二〇〇、一〇〇円
曹長又は上等兵曹	九八七、七〇〇円

軍曹又は一等兵曹

九二四、六〇〇円

伍長又は二等兵曹

九〇〇、八〇〇円

兵

八二五、〇〇〇円

備考 各階級は、これに相当するものを含むものとする。

附則別表第四中「九七七、〇〇〇円」を「二、〇八四、〇〇〇円」に改める。

附則別表第五中「八九七、〇〇〇円」を「九九一、〇〇〇円」に、「七〇二、〇〇〇円」を「七八九、〇〇〇円」に、「五六三、〇〇〇円」を「六三

四、〇〇〇円」に、「四九四、〇〇〇円」を「五五三、〇〇〇円」に改める。

附則別表第六及び附則別表第七を次のように改める。

附則別表第六（附則第十三条関係）

仮 定 俸 給 年 額	金 額
五、一三三、五〇〇円	四、九七〇、三〇〇円
四、四七五、三〇〇円	四、三八八、九〇〇円
三、五四四、九〇〇円	三、四六一、五〇〇円
三、〇六一、五〇〇円	二、九五五、二〇〇円
二、九二八、四〇〇円	二、七九一、七〇〇円
二、二八二、九〇〇円	二、二〇一、五〇〇円
一、九二九、二〇〇円	一、七八二、九〇〇円
一、五二七、一〇〇円	一、三九六、二〇〇円
一、三〇三、六〇〇円	一、二三九、二〇〇円
一、二〇〇、一〇〇円	一、〇八一、一〇〇円
九八七、七〇〇円	九〇〇、八〇〇円
九二四、六〇〇円	八五八、八〇〇円
九〇〇、八〇〇円	八二五、〇〇〇円
八二五、〇〇〇円	七二六、三〇〇円

附則別表第七(附則第十三条関係)

仮定俸給年額	金	額
一、九二九、二〇〇円	二、〇七七、五〇〇円	
一、五二七、一〇〇円	一、六五一、七〇〇円	
一、三〇三、六〇〇円	一、四五二、四〇〇円	
一、一〇〇、一〇〇円	一、三〇三、六〇〇円	

(旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の一部改正)

第四条 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律(昭和三十一年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項ただし書中「七十万九千円」を「八十万四千円」に改める。

(恩給法等の一部を改正する法律の一部改正)

第五条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

附則第八條第一項中「昭和五十四年四月分」を「昭和五十五年四月分」に改め、同項の表を次のように改める。

普通恩給又は扶助料	普通恩給又は扶助料の基礎在職年に算入されている実在職年の年数	金	額
六十五歳以上の者に給する普通恩給	普通恩給についての最短恩給年限以上	七〇〇、〇〇〇円	
	九年以上普通恩給についての最短恩給年限未満	五二五、〇〇〇円	
	六年以上九年末満	四二〇、〇〇〇円	
	六年末満	三五〇、〇〇〇円	
六十五歳未満の者に給する普通恩給(増加恩給、傷病年金又は特例傷病恩給に併給される普通恩給を除く)	普通恩給についての最短恩給年限以上	五二五、〇〇〇円	
	九年以上	五二五、〇〇〇円	
	六年以上九年末満	四二〇、〇〇〇円	
	六年末満	三五〇、〇〇〇円	
扶助料	普通恩給についての最短恩給年限以上	四四五、〇〇〇円	
	九年以上普通恩給についての最短恩給年限未満	三四一、三〇〇円	
	六年以上九年末満	二七三、〇〇〇円	
	六年末満	二二七、五〇〇円	

附則第八條第四項中「昭和五十四年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に改める。

第六條 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十三條第二項の表中「二、四五二、五〇〇円」を「二、六四一、七〇〇円」に、「二、〇〇〇円」を「二、六四一、七〇〇円」に、「一、七〇〇円」を「二、六四一、七〇〇円」に、「一、六五一、七〇〇円」を「二、六四一、七〇〇円」に、「一、九二九、二〇〇円」を「二、〇〇〇円」に、「一、八〇〇円」を「二、〇〇〇円」に、「一、五二七、一〇〇円」を「二、〇〇〇円」に、「一、三〇三、六〇〇円」を「二、〇〇〇円」に、「一、一〇〇、一〇〇円」を「二、〇〇〇円」に、「二、八〇〇円」を「二、〇〇〇円」に、「二、〇二六、八〇〇円」を「二、〇〇〇円」に、「二、一三七、八〇〇円」を「二、〇〇〇円」に、「二、八二〇、三〇〇円」を「二、〇〇〇円」に、「二、七四七、八〇〇円」を「二、〇〇〇円」に、「二、六八七、八〇〇円」を「二、〇〇〇円」に、「二、五三九、〇〇〇円」を「二、〇〇〇円」に、「二、四三四、八〇〇円」を「二、〇〇〇円」に、「二、三八〇、五〇〇円」を「二、〇〇〇円」に、「二、四二七、〇〇〇円」に改め、同条第三項中「十萬八千円」を「十二萬円」に、「三萬二千四百円」を「三萬六千円」に、「六萬六千円」を「七萬八千円」に改める。

附則第十四條第一項中「以下同じ及び」次号において同じを削り、「八萬四千円」を「十一萬円」に改め、「扶養遺族である子」の下に「(前号に規定する子に限る。)」を加え、「六萬円」を「十二萬円」に、「四萬八千円」を「十二萬円」に改め、同条第二項本文中「以下法律第七十七号」というを削り、「四萬八千円(扶養遺族が一人ある場合にあっては六萬円、扶養遺族が二人以上ある場合にあっては八萬四千円)」を「九萬六千円」に改め、同項ただし書を削り、同条の次に次の一条を加える。

第十四條の二 恩給法第七十五條第一項第一号に規定する扶助料を受ける妻で、前条第一項各号の一に該当するものが、通算年金通則法(昭和三十六年法律第八十一号)第三條に規定する公的年金各法に基づく年金たる給付その他の年金たる給付のうち、老齢、退職又は廃疾を支給事由とする給付であつて政令で定めるもの(その全額を停止されている給付を除く)の支給を受けることができるときは、その間、前条第一項の規定による加算は行わない。ただし、恩給法第七十五條第一項第一号に規定する扶助料の年額が政令で定める額に満たないときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において、当該扶助料の年額に前条第一項の規定による加算額を加えた額が政令で定める額を超えるときにおける当該加算額は、当該政令で定める額から当該扶助料の年額を控除した額とする。

附則第十五條第二項中「十五萬八千七百円」を「十八萬二千九百円」に、「十一萬九千円」を「十三萬七千二百円」に改める。

附則第十六條中「第十四條第一項第一号及び第二号並びに同条」を並びに第十四條第一項及び「に改める。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、昭和五十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 第七條中恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第五十一号)以下「法律第五十一号」という。附則第十四條第二項の改正規定 昭和五十五年六月一日

二 第七條中法律第五十一号附則第十四條第一項の改正規定 昭和五十五年八月一日

三 第二條の規定 昭和五十五年十月一日

四 第三條中恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号)以下「法律第五十五号」という。附則第十四條第三項、第十八條第二項、第二十三條第六項及び第三十一條の改正規定 昭和五十五年十二月一日

五 第七條中法律第五十一号附則第十四條の次に一條を加える改正規定及び附則第十六條の

改正規定並びに附則第十条の規定 厚生年金
保険法等の一部を改正する法律（昭和五十五
年法律第 号）第十一号中厚生年金保険
法（昭和二十九法律第五十五号）第六十五
条の次に一条を加える改正規定の施行の日
（文官等の恩給年額の改正）

第二条 公務員（法律第五十五号附則第十条第
一項に規定する旧軍人（以下「旧軍人」という）
を除く。）若しくは公務員に準ずる者（法律第百
五十五号附則第十条第一項に規定する旧準軍人
（以下「旧準軍人」という）を除く。）又はこれら
の者の遺族に給する普通恩給又は扶助料につ
いては、昭和五十五年四月分以降、その年額を、
その年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額に
それぞれ対応する附則別表第一の仮定俸給年額
を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正
後の恩給法（改正後の法律第五十五号附則そ
の他恩給に関する法令を含む。附則第十三条第
一項において同じ。）の規定によつて算出して得
た年額に改定する。

2 昭和五十五年四月分及び同年五月分の扶助料
の年額に関する改正後の恩給法別表第四号表及
び別表第五号表の規定の適用については、同法
別表第四号表中「一、〇三八、〇〇〇円」とある
のは「九五三、〇〇〇円」と、同法別表第五号表
中「八〇四、〇〇〇円」とあるのは「七三六、〇
〇〇円」とする。

（傷病恩給に関する経過措置）
第三条 増加恩給（第七項の増加恩給を除く。
次項において同じ。）については、昭和五十五年
四月分以降、その年額（恩給法第六十五條第二
項から第六項までの規定による加給の年額を除
く。）を、改正後の恩給法第六十五條第一項に規
定する年額に改定する。

2 昭和五十五年四月分及び同年五月分の増加恩
給の年額に関する改正後の恩給法第六十五條第
一項の規定の適用については、同項中「別表第
二号表」とあるのは、「恩給法等の一部を改正
する法律（昭和五十五年法律第 号）附則

別表第二」とする。

第四条 昭和五十五年三月三十一日以前に給与事
由の生じた傷病賜金の金額の計算については、
なお従前の例による。

2 昭和五十五年四月一日から同年五月三十一日
までの間に給与事由の生じた傷病賜金に関する
改正後の恩給法第六十五條第二項の規定の
適用については、同項中「別表第三号表」とある
のは、「恩給法等の一部を改正する法律（昭和五
十五年法律第 号）附則別表第三」とする。

第五条 第七項の増加恩給については、昭和五
十五年四月分以降、その年額（法律第五十五
号附則第二十二條第三項ただし書において準用
する恩給法第六十五條第二項から第五項までの
規定による加給の年額を除く。）を、改正後の法
律第五十五号附則第二十二條第一項に規定す
る年額に改定する。

2 昭和五十五年四月分及び同年五月分の第七項
の増加恩給の年額に関する改正後の法律第百
五十五号附則別表第四の規定の適用について
は、同表中「一、〇八四、〇〇〇円」とあるの
は、「一、〇一四、〇〇〇円」とする。

第六条 傷病年金については、昭和五十五年四月
分以降、その年額（妻に係る加給の年額を除
く。）を、改正後の法律第五十五号附則第二十
二條第一項に規定する年額に改定する。

2 昭和五十五年四月分及び同年五月分の傷病年
金の年額に関する改正後の法律第五十五号附
則第二十二條第一項の規定の適用については、
同項中「附則別表第五」とあるのは、「恩給法等
の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第
号）附則別表第四」とする。

第七条 特例傷病恩給については、昭和五十五年
四月分以降、その年額（恩給法等の一部を改正
する法律（昭和四十六年法律第八十一号。以下
「法律第八十一号」という。）附則第十三條第三
項及び第四項の規定による加給の年額を除く。）
を、改正後の法律第八十一号附則第十三條第二
項に規定する年額に改定する。

2 昭和五十五年四月分及び同年五月分の特例傷
病恩給の年額に関する改正後の法律第八十一号
附則第十三條第二項の規定の適用については、
同項中「次の表」とあるのは、「恩給法等の一部
を改正する法律（昭和五十五年法律第 号）
附則別表第五」とする。

第八条 妻に係る年額の加給をされた増加恩給、
傷病年金又は特例傷病恩給については、昭和五
十五年四月分以降、その加給の年額を、十二万
円に改定する。

2 扶養家族に係る年額の加給をされた増加恩給
又は特例傷病恩給については、昭和五十五年四
月分以降、その加給の年額を、扶養家族のうち
二人までについては一人につき三万六千円（増
加恩給又は特例傷病恩給を受ける者に妻がない
ときは、そのうち一人については七万八千円）、
その他の扶養家族については一人につき一万二
千円として算出して得た年額に改定する。

（扶助料等に関する経過措置）
第九条 扶養遺族に係る年額の加給をされた扶助
料については、昭和五十五年四月分以降、その
加給の年額を、扶養遺族のうち二人までにつ
いては一人につき三万六千円、その他の扶養遺
族については一人につき一万二千円として算出
して得た年額に改定する。

第十条 改正後の法律第五十一号附則第十四條の
二の規定は、附則第一条第五号に掲げる日前に
給与事由の生じた恩給法第七十五條第一項第一
号に規定する扶助料については、適用しない。

第十一条 法律第五十一号附則第十四條第一項の
規定による年額の加算をされた扶助料につ
いては、昭和五十五年八月分以降、その加算の年額
を、改正後の法律第五十一号附則第十四條第一
項に規定する年額に改定する。

2 法律第五十一号附則第十四條第二項の規定に
よる年額の加算をされた扶助料については、昭
和五十五年六月分以降、その加算の年額を、九
万六千円に改定する。

の年額に係る加算に関する改正前の法律第五十
一号附則第十四條第二項ただし書の規定の適用
については、同項ただし書中「九十九万円」とあ
るのは「百一十二万五千円」と、「七十八万円」とあ
るのは「八十八万八千円」とする。

第十二条 傷病者遺族特別年金については、昭和
五十五年四月分以降、その年額を、改正後の法
律第五十一号附則第十五條第二項に規定する年
額に改定する。

2 昭和五十五年四月分及び同年五月分の傷病者
遺族特別年金の年額に関する改正後の法律第五
十一号附則第十五條第二項の規定の適用につ
いては、同項中「十八万二千九百円」とあるのは
「十六万四千七百円」と、「十三万七千二百円」と
あるのは「十二万三千五百円」とする。

（旧軍人等の恩給年額の改正）
第十三条 旧軍人若しくは旧準軍人又はこれらの
者の遺族に給する普通恩給又は扶助料につ
いては、昭和五十五年四月分以降、その年額を、改
正後の法律第五十五号附則別表第一の仮定俸
給年額（法律第五十五号附則第十三條第二項
に規定する普通恩給又は扶助料については、当
該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法
律第五十五号附則別表第六の下欄に掲げる金
額、法律第五十五号附則第十三條第三項に規
定する普通恩給又は扶助料については、当該仮
定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第
百五十五号附則別表第七の下欄に掲げる金額）
を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正
後の恩給法（改正後の法律第五十五号附則そ
の他恩給に関する法令を含む。附則第十三条第
一項において同じ。）の規定によつて算出して得た年額に
改定する。

2 昭和五十五年四月分及び同年五月分の扶助料
の年額に関する改正後の法律第五十五号附則
第二十七條ただし書及び旧軍人等の遺族に対す
る恩給等の特例に関する法律第三條第二項た
だし書の規定の適用については、これらの規定中
「百三万八千円」とあるのは「九十五万三千円」
と、「八十万四千円」とあるのは「七十三万六千
円」とする。

(長期在職者等の恩給年額についての特例に關する経過措置)

第十四条 昭和五十五年四月分及び同年五月分の普通恩給又は扶助料の年額に關する改正後の恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二百一十一号。以下「法律第二百一十一号」という。附則第八條第一項の規定の適用については、同項中「次の表」とあるのは、「恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第七号)附則表第六」とする。

2 昭和五十五年六月分から同年十一月分までの普通恩給又は扶助料の年額に關する改正後の法律第二百一十一号附則第八條第一項の規定の適用については、同項の表の下欄中「四二〇、〇〇〇円」とあるのは「三五〇、〇〇〇円」と、「二七三、〇〇〇円」とあるのは「二二七、五〇〇円」とする。

(國際電気通信株式会社等の社員で公務員となつた者の在職年の計算に關する恩給法の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十五条 法律第二百五十五号附則第二十四條の四第二項並びに第四十一條第二項及び第四項の規定は、改正後の國際電気通信株式会社等の社員で公務員となつた者の在職年の計算に關する恩給法の特例等に関する法律(昭和二十二年法律第五百一十一号。以下「昭和二十二年法律第五百一十一号」という。第三條の規定の適用により給すべき普通恩給又は扶助料について準用する。

この場合において、法律第二百五十五号附則第二十四條の四第二項第四号中「昭和三十五年七月一日」とあるのは「昭和五十五年十月一日」と、法律第二百五十五号附則第四十一條第二項中「ものうち昭和三十六年九月三十日以前に退職し、若しくは死亡した者又はその遺族は、同年十月一日から」とあるのは「もの又はその遺族は、昭和五十五年十月一日から」と、同条第四項中「昭和三十六年十月」とあるのは「昭和五十五年十月」と読み替へるものとする。

2 法律第二百五十五号附則第二十四條の四第三項の規定は、公務員としての在職年に基づき一時恩給又は一時扶助料(恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第三十七号)附則第十五條に規定する一時金を含む)を受けた者がある場合における改正後の昭和二十二年法律第五百一十一號第三條及び前項の規定により給すべき普通恩給又は扶助料の年額について準用する。

3 普通恩給又は扶助料で、改正後の昭和二十二年法律第五百一十一號第三條の規定の適用に伴いその年額を改定すべきこととなるものの当該改定は、昭和五十五年十月分から行ふ。

(法律第二百五十五号附則第十四條の改正に伴う経過措置)

第十六条 普通恩給又は扶助料で、改正後の法律第二百五十五号附則第十四條(改正後の法律第五百一十五号附則第十八條第二項、第二十三條第六項及び第三十一條において準用する場合を含む。)の規定の適用に伴いその年額を改定すべきこととなるものの当該改定は、昭和五十五年十二月分から行ふ。

(職權改定)

第十七條 この法律の附則の規定による恩給年額の改定は、附則第十五條第三項の規定によるものを除き、裁定庁が受給者の請求を待たずに行ふ。

(恩給年額の改定の場合の端数計算)

第十八條 この法律の附則の規定により恩給年額を改定する場合において、当該規定により算出して得た恩給年額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げた額をもつて改定後の恩給年額とする。

(多額所得による恩給停止についての経過措置)

第十九條 改正後の恩給法第五十八條ノ四の規定は、昭和五十五年三月三十一日以前に給与事由の生じた普通恩給についても、適用する。

附則別表第一(附則第二條關係)

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額	仮定俸給年額
六九九、三〇〇円	七二六、三〇〇円
七三〇、七〇〇円	七五八、七〇〇円
七六三、〇〇〇円	七九二、一〇〇円
七九四、八〇〇円	八二五、〇〇〇円
八二七、五〇〇円	八五八、八〇〇円
八四七、七〇〇円	八七九、七〇〇円
八六八、一〇〇円	九〇〇、八〇〇円
八九一、一〇〇円	九二四、六〇〇円
九二三、八〇〇円	九五八、四〇〇円
九五二、一〇〇円	九八七、七〇〇円
九七八、三〇〇円	一、〇一四、八〇〇円
一、〇一〇、三〇〇円	一、〇四七、九〇〇円
一、〇四三、五〇〇円	一、〇八一、一〇〇円
一、〇七七、八〇〇円	一、一七、六〇〇円
一、一一三、二〇〇円	一、一五四、二〇〇円
一、一五七、五〇〇円	一、二〇〇、一〇〇円
一、一八五、七〇〇円	一、二二九、二〇〇円
一、二二二、二〇〇円	一、二六七、〇〇〇円
一、二五七、六〇〇円	一、三〇三、六〇〇円
一、三三八、三〇〇円	一、三七六、七〇〇円
一、三四七、二〇〇円	一、三九六、二〇〇円
一、四〇一、五〇〇円	一、四五二、四〇〇円
一、四七三、八〇〇円	一、五二七、一〇〇円
一、五五三、六〇〇円	一、六〇九、六〇〇円
一、五九四、三〇〇円	一、六五一、七〇〇円

一、六三三、一〇〇円	一、六九一、八〇〇円
一、六八八、五〇〇円	一、七四九、一〇〇円
一、七二二、二〇〇円	一、七八二、九〇〇円
一、八一六、〇〇〇円	一、八八〇、九〇〇円
一、八六二、七〇〇円	一、九二九、二〇〇円
一、九一一、八〇〇円	一、九八〇、〇〇〇円
二、〇〇六、一〇〇円	二、〇七七、五〇〇円
二、一〇一、四〇〇円	二、一七六、〇〇〇円
二、一二六、〇〇〇円	二、二〇一、五〇〇円
二、二〇四、七〇〇円	二、二八二、九〇〇円
二、三二六、三〇〇円	二、三九八、三〇〇円
二、四二六、八〇〇円	二、五二二、五〇〇円
二、四九五、一〇〇円	二、五八三、一〇〇円
二、五六一、六〇〇円	二、六五一、九〇〇円
二、六九六、八〇〇円	二、七九一、七〇〇円
二、八二九、〇〇〇円	二、九二八、四〇〇円
二、八五四、九〇〇円	二、九五五、二〇〇円
二、九五七、七〇〇円	三、〇六一、五〇〇円
三、〇八七、三〇〇円	三、一九五、五〇〇円
三、二一六、四〇〇円	三、三二九、〇〇〇円
三、三四四、六〇〇円	三、四六一、五〇〇円
三、四二五、二〇〇円	三、五四四、九〇〇円
三、五一一、六〇〇円	三、六三四、二〇〇円
三、六七七、六〇〇円	三、八〇五、八〇〇円
三、八四五、五〇〇円	三、九七九、四〇〇円
三、九三〇、一〇〇円	四、〇六六、九〇〇円
四、〇一〇、二〇〇円	四、一四九、七〇〇円

附則別表第二(附則第三条関係)

不具 廃 疾 の 程 度	年	額
特 別 項 症	第一項症の金額にその十分の七以内の金額を加えた金額	
第 一 項 症		三、三三三、〇〇〇円
第 二 項 症		二、七五八、〇〇〇円
第 三 項 症		二、二五〇、〇〇〇円
第 四 項 症		一、七四六、〇〇〇円
第 五 項 症		一、三九〇、〇〇〇円
第 六 項 症		一、一〇八、〇〇〇円

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が六九九、三〇〇円未満の場合においては、その年額に一・〇三四を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。)を、恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が五、二九九、二〇〇円を超える場合においては、その年額に〇・九八四を乗じて得た額に二一六、一〇〇円を加えた額(その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。)を、それぞれ仮定俸給年額とする。

四、一七三、九〇〇円	四、三二四、三〇〇円
四、二四八、五〇〇円	四、三八八、九〇〇円
四、三三四、九〇〇円	四、四七五、三〇〇円
四、四九一、三〇〇円	四、六三一、七〇〇円
四、六五八、七〇〇円	四、七九九、一〇〇円
四、六九一、三〇〇円	四、八三一、七〇〇円
四、七三二、一〇〇円	四、八六二、五〇〇円
四、七五四、四〇〇円	四、八九四、四〇〇円
四、八三一、五〇〇円	四、九七〇、三〇〇円
四、九八七、二〇〇円	五、一二三、五〇〇円
五、一四三、一〇〇円	五、二七六、九〇〇円
五、二二〇、二〇〇円	五、三五一、八〇〇円
五、二九九、二〇〇円	五、四三〇、五〇〇円

附則別表第三(附則第四条関係)

傷病の程度	金	額
第一 款 症	三、五六七、〇〇〇円	
第二 款 症	二、九五九、〇〇〇円	
第三 款 症	二、五三八、〇〇〇円	
第四 款 症	二、〇八五、〇〇〇円	
第五 款 症	一、六七三、〇〇〇円	

附則別表第四(附則第六条関係)

傷病の程度	年	額
第一 款 症		九三一、〇〇〇円
第二 款 症		七二九、〇〇〇円
第三 款 症		五八四、〇〇〇円
第四 款 症		五二三、〇〇〇円

附則別表第五(附則第七条関係)

不具廃疾又は傷病の程度	年	額
特別 項 症	第一項症の金額にその十分の七以内の金額を加えた金額	
第一 項 症		二、五四五、七〇〇円
第二 項 症		二、〇九四、五〇〇円
第三 項 症		一、七一三、七〇〇円
第四 項 症		一、三三二、八〇〇円
第五 項 症		一、〇六五、八〇〇円
第六 項 症		八五一、五〇〇円
第一 款 症		七七六、二〇〇円
第二 款 症		七二三、九〇〇円
第三 款 症		五五九、五〇〇円
第四 款 症		四五一、三〇〇円
第五 款 症		三九五、〇〇〇円

附則別表第六(附則第十四条関係)

普通恩給又は扶助料	普通恩給又は扶助料の基礎に算入されている実在職年の年数	金	額
六十五歳以上の者に給する普通恩給	普通恩給についての最短恩給年限以上	六七一、六〇〇円	
六十五歳未満の者に給する普通恩給(増加恩給、傷病年金又は特別傷病恩給に併給される普通恩給を除く)	九年以上普通恩給についての最短恩給年限以上	五〇三、七〇〇円	
六十五歳未満の者に給する普通恩給(増加恩給、傷病年金又は特別傷病恩給に併給される普通恩給を除く)	九年未満	三三五、八〇〇円	
六十五歳未満の者に給する普通恩給(増加恩給、傷病年金又は特別傷病恩給に併給される普通恩給を除く)	普通恩給についての最短恩給年限以上	五〇三、七〇〇円	
六十五歳未満の者に給する普通恩給(増加恩給、傷病年金又は特別傷病恩給に併給される普通恩給を除く)	九年以上	五〇三、七〇〇円	
六十五歳未満の者に給する普通恩給(増加恩給、傷病年金又は特別傷病恩給に併給される普通恩給を除く)	九年未満	三三五、八〇〇円	
六十五歳未満の者に給する普通恩給(増加恩給、傷病年金又は特別傷病恩給に併給される普通恩給を除く)	普通恩給についての最短恩給年限以上	四三六、〇〇〇円	
六十五歳未満の者に給する普通恩給(増加恩給、傷病年金又は特別傷病恩給に併給される普通恩給を除く)	九年以上普通恩給についての最短恩給年限以上	三三七、〇〇〇円	
六十五歳未満の者に給する普通恩給(増加恩給、傷病年金又は特別傷病恩給に併給される普通恩給を除く)	九年未満	二二八、〇〇〇円	

理由

最近の経済情勢にかんがみ恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額及び普通恩給等の最低保障額の引上げ等を行うとともに、旧軍人等の加算恩給に対する減算率の緩和等所要の改善措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農林水産省設置法の一部を改正する法律案

農林水産省設置法の一部を改正する法律案

農林水産省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「生糸検査所」を削る。

第二十五条第一項第四号中「輸入に係る」を削り、同項に次の二号を加える。

七 生糸(繭短繊維を含む。以下同じ。)に関する

理由

最近における生糸検査の業務量の減少にかんがみ国の生糸検査に関する組織の合理化を行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

附則

1 この法律は、昭和五十五年十月一日から施行する。

2 蚕糸業法(昭和二十年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「生糸検査所」を削る。

内閣委員会議録第三号中正誤

ベジ 段行 誤

正

三 四末二 自照科学

自然科学

四 一八 とかいいますか

といいますか

四 三末七 宮延行事

宮延行事

七 二末二 したとは

したことは

九 二末七 いまして

いたしまして

七 三〇 七月一日

七月十五日

六 一四 法存省

法務省

三 四 元 法制局長官

法制局長官

同第四号中正誤

ベジ 段行 誤

正

三 一七 外国との元首

外国元首との

昭和五十五年四月三日印刷

昭和五十五年四月四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局